

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
111	北広島市、船橋市	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。	—	DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与する。	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	旭川市、いわき市、東海村、桐生市、八王子市、川崎市、長野市、豊橋市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中町、香川県、宇和島市、久留米市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>DV等被害者の保護は重要であると認識しており、ご提案のような事例について、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。</p>	<p>「どのような対応が考えられるか検討してまいりたい」とのことであるが、少なくとも、通知等に基づく措置情報の転送先市町村例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、相談機関等及び市町村へ周知いただきたい。</p> <p>また、DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与するため、対応について直ちに検討及び実施していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
112	北広島市、恵庭市	地方税法第354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の見直し	固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。※当該市町村を所轄する税務署以外	【支障事例】地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。【制度改革の必要性】固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。※当市においては、このような事例が年間200件程度ある。	調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより確実なものとなる。市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び税収確保が図られる。	デジタル庁、総務省、財務省	北見市、苫小牧市、美唄市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市	<p>○当市では償却資産の年間申告件数約8,500件(法人約5,200件、個人約3,300件)のうち任意抽出にて法人約50件、個人約10件程を管轄の税務署にて閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考える。</p> <p>○当市においても太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な収支内訳書等(減価償却費の計算部分)の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的な手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。</p> <p>○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかつたこともあるため、提案内容に賛成する。</p> <p>○当市においても地方税法第354条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋がると考える。</p> <p>○当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の遡憑を促す効果が得られる。</p> <p>○新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の遡憑を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間20件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。</p> <p>○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類(以下「国税資料」という。)の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復で2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であること等が理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間300件程度ある。法人においては地方に支店が所在していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考える。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考え。</p> <p>○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ外向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。</p> <p>また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムであるeLTAXを経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。</p> <p>このため、国税・地方税双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくこととしている。国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。</p> <p>なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関しては、調査対象法人以外の税務情報まで幅広く市町村が閲覧できる状態を防止する方策など、税務上の秘密保持を含めた検討を重ねる必要があると認識している。</p>	<p>令和8年度のシステム更改時に併せて、更なるデータ連携について検討いただけるとのこと、ぜひ実現いただきたい。</p> <p>上記全般的なシステムの見直しにおいて、求める措置の第一である、固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な書類について「国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること」についても検討いただけるものと理解しているが、本件提案の趣旨を踏まえ、確実に実現いただきたい。</p> <p>求める措置の第二である、「市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査について、現行制度では、遠方地の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することしかできず、「提供」を求めることはできないことから、当団体だけでも年間数百件の調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に要する旅費が1件に対し10万円を超える事例があるなど、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であることを踏まえ、システムの更改を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。</p> <p>固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村はできうる限りの調査を尽くす必要があると認識している。</p> <p>税務行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができることとされており(国税通則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御勘案いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
113	大阪市	小規模保育事業所を認定子ども園へ転用する際に国庫納付を不要とする見直し	国庫補助を受けて開設された小規模保育事業所の認定子ども園への転用について、厚生労働省の「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」へ追加し、国庫納付を不要とすることを求める。	現在、小規模保育事業所を保育所へ転用する場合や保育所の一部を幼保連携型認定子ども園へ転用する場合等は、「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」に該当し、国庫納付が不要とされているが、小規模保育事業所を認定子ども園へ転用する場合は、「包括承認事項」に該当せず、国庫納付が必要となる。当市において、幼稚園設置運営者が敷地内に小規模保育事業所を開設した後、低年齢児の保育等のノウハウが蓄積されたことに伴い、0～5歳までの一体的な教育・保育を実施するため、当該小規模保育事業所の設備を活用した上で認定子ども園に移行することを希望するケースが見られる。しかしながら、小規模保育事業所を認定子ども園へ転用することを希望しても、国庫納付が必要であることから認定子ども園への転用が困難になっている。	幼稚園設置運営者が、小規模保育事業所の開設を契機に低年齢児保育等のノウハウを蓄積した後、当該小規模保育事業所を活用して認定子ども園へ移行することが容易になる。これにより0歳～2歳の低年齢児の定員拡大に寄与するほか、認定子ども園を利用する0歳～2歳の保護者は、改めて入所手続をする必要はなく、引き続き同じ認定子ども園を利用することができるようになるとともに、仮に、保護者の就労状況に変更があっても、3歳～5歳の子どもについては継続して同じ認定子ども園を利用できるなど保護者の利便性も高まる。	厚生労働省	岩手県、宮城県、千葉県、川崎市、大阪府、広島市、宮崎県、鹿児島県	○現在該当する事案はないが、今後発生した際やはり当該事項が転用の妨げとなることが考えられるため国庫納付を不要としたい。
114	大阪市 【重点1】	保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定子ども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定子ども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるというのであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。	対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、長野県、大阪府	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご指摘の通り、現状、「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」において、小規模保育事業所から保育所へ転用等する場合（財産処分後に利用定員総数が増加する場合に限る）及び保育所の一部を教育部分に転用等し、認定こども園となる場合については、包括承認事項として規定されており、国庫納付を不要としている。</p> <p>このため、本提案も踏まえ、小規模保育事業所を認定こども園に転用等する場合に関しても、包括承認事項へ追加することについて検討を行う。</p>	<p>国庫補助を受けて幼稚園設置運営者により幼稚園敷地内に開設された小規模保育事業所の認定こども園への転用において、財産処分の際に交付された補助金の国庫納付が不要となれば、小規模保育事業所を併設した幼稚園が認定こども園へ移行する際の障壁の一つが解消され、次のような効果が期待できる。</p> <p>幼稚園設置運営者が、小規模保育事業所の開設を契機に低年齢児保育等のノウハウを蓄積した後、当該小規模保育事業所を活用して認定こども園へ移行することが容易になる。また、認定こども園への移行が進めば、0歳～2歳の低年齢児の定員拡大や保育を必要とする3～5歳児の入所枠が新たにできるので待機児童解消に寄与するほか、認定こども園を利用する0歳～2歳の保護者は、改めて入所手続をする必要はなく、引き続き同じ認定こども園を利用することができるようになるとともに、仮に、保護者の就労状況に変更があっても、3歳～5歳の子どもについては継続して同じ認定こども園を利用して保護者の利便性も高まるなど、様々な効果が期待できる。よって、包括承認事項への追加について、今後の検討スケジュールをお示しいただいた上で、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>【大阪府】 支障事例が生じていることから、小規模保育事業所を認定こども園に転用等する場合に関し包括承認事項へ追加することについて、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>当市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ取り組んでいるが、利用保留児童数が毎年2,000人を超える厳しい状況にあり、保育ニーズは今後も高い水準で推移すると考えている。</p> <p>そういった中で、特例措置が廃止された場合には、特例措置により入所している児童分（本年4月時点で760人超）の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招き、解消の取組と逆行し、問題の先送りにはならない。</p> <p>待機児童解消のためには、新たな保育所整備が有効であるが、都心部では確保できる用地等が少なく、整備が難しい場合があることから、保育の安全を確保することを前提に、地域ごとのニーズの実情に沿った柔軟な対応を可能とする本特例措置の活用が不可欠である。</p> <p>よって、自治体が待機児童解消に取り組む中で、国の示す待機児童数等の要件を満たす限りにおいて、特例措置が継続できるようにすべきであり、期限を廃止したとしても、その要件がある以上、恒久的な措置とはならないと考える。</p> <p>以上より、貴府省のご回答には期限の廃止を困難とする理由が示されていないことから、改めて期限の廃止を前提として検討をお願いする。また、当市における適用要件である待機児童数が100人を超えていることは明白であるため、待機児童数の公表を待たず、早急な検討をお願いする。</p>	<p>【大阪府】 特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するため、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限については、期限の廃止（恒久化）または延長を行うこと。</p> <p>なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
115	大阪市	保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和	保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。 また、配置した場合の人員費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。	子ども・子育て支援新制度において、保育所及び認定こども園の本園、分園それぞれについて、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれるものとして、休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員(以下、「休けい保育士等」という。)の配置が必要とされ、市町村は指導監査等を通じてその配置状況を把握することとされている。 休けい保育士等の配置は旧制度のもとでは必要とされていなかったものであり、新制度移行後においても、分園が本園の近隣(隣地や道を挟んで向かい側、歩いて数分の場所等)にある場合等は、本園と分園が緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士及び標準時間対応保育士が分園における同様の役割を兼ねることができ、また、本園の専任の主幹保育教諭が分園を含めた園全体の保育計画の立案等を行うため、分園独自に休けい保育士等を配置する必要性は乏しいと考える。 保育士の確保が困難な状況の中、必要性の乏しい分園にまで休けい保育士等の配置が求められることにより、新たに分園を開設して、より多くの児童等を受け入れようとする動きが妨げられるとともに、十分な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでいる。	分園が本園の近隣にある場合等において、必要性が乏しい休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭専任代替職員の配置を任意とすることで、保育士確保が困難な状況のなかで、新たな分園の開設や既存の分園の維持がしやすくなり、低年齢児を中心とした入所定員の確保と待機児童の解消に寄与する。	内閣府、厚生労働省	前橋市、横浜市、吹田市、熊本市	○当市においても、休けい保育士・標準時間対応保育士の配置に苦慮し分園の廃止も視野に入れている施設が存在する。本園と分園を一体化した運営が可能である施設にとり、年齢別配置基準以外で保育士を配置しなければならないという現在の基準は負担になっていると考える。 ○当市では、本園と分園それぞれの職員配置状況を把握できていないため、本園・分園それぞれに休けい保育士等の配置ができていない可能性がある。(対象2施設) 現配置状況以上の保育士等が必要となる施設が出てくることが考えられる。
116	富田林市 【重点2】	児童扶養手当の支給資格要件の明確化	現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。 具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。	当市では、児童扶養手当法に則り、その支給資格について、相談段階からパンフレット等を用いて相談者にわかりやすく説明を行っている。その中で、離婚を希望しているものの配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもとの生活を送っている(別居状態にある)が、誰からの援助もなく経済的に苦しいとの相談があった(相談者によると新型コロナウイルスの影響もあり調停が進まない状況にある)とのことであり、正式に婚姻が解消されるまで児童扶養手当の支給対象とすることができないということになると深刻な困窮状態に陥るものと考えられる。) 当市としては、児童扶養手当の支給対象とすることができないか検討を行ったが、事情を伺うと現在は離婚調停中のことであり、「父母が婚姻を解消した場合」には当たらない。そこで、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当しないか検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかにされておらず、認定に苦慮している。	離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることが明確になれば、かかる場合についても児童扶養手当の支給資格要件を満たすものとして認定がしやすくなり、適切に支援を行うことができるようになる。 また、児童扶養手当の要件を満たすことが明確になることで、その他の関連制度(ひとり親医療、ひとり親の就労支援等)も利用できるようになるため、様々な理由から離婚が成立しない方の不利益が軽減され、生活の負担軽減にも繋がる。	厚生労働省	入間市、千葉市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、茨木市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、小林市	○離婚調停や裁判中で、事実上ひとり親状態である者について、要件を明確化したうえで支給対象にすることができれば、各種ひとり親家庭向け支援を受けることができるようになり、対象家庭の生活の安定につながるものと期待される。ただし、遺棄の判断基準の中では「子の安否を気遣う連絡がある場合には遺棄に該当しない」とされており、こうした判断基準との整合性が取れなくなる可能性もあることから、遺棄での認定と、離婚調停中等の事実上のひとり親の認定には、明確な線引きが必要と考える。 ○当市においても、離婚調停中であり実態がひとり親である場合において、児童扶養手当の支給対象とならず、また、その他関連制度(ひとり親医療、ひとり親支援制度)も受けることができないことで、生活の負担が大きく、相談を受けることが多い。調停が長引く場合もあり、深刻な困窮状態に陥る方の支援を検討すべきと考える。しかし、離婚調停中である対象者をひとり親とみなし、児童扶養手当の支給を認定するのであれば、明確な基準(必要書類等)設定が必要であり、また、同タイミングで児童手当等の受給者切替も案内することになるので、両制度を合わせた取扱いを明らかにする必要がある。 ○配偶者がなかなか離婚に応じないため、実態はひとり親にも関わらず、児童扶養手当やその他の関連制度の対象とならないケースがあり、基準が明確化されれば、様々な理由により離婚が成立しない方の不利益が軽減される。 ○当市でも調停が長く続き、なかなか離婚が成立せず児童扶養手当を申請できない事例が発生している。調停が1年以上続く場合なども認定ができるよう明確化していただきたい。 ○離婚調停中であっても、遺棄に該当する状況であれば認定できるものという認識ではあるが、明確化することでより案内が容易になるものと考ええる。 ○離婚調停中の方の中には、生計の援助が全くないにも関わらず、相手方が税法上の扶養から外すことに同意しない等のケースもあり、実態はひとり親と変わらず真に支援が必要な方には、児童扶養手当を支給できるようにするべきと考える。 ○遺棄についての相談があった際には、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」と別添1のフロー図を参考にしているが、様々なケースがあるため、自治体では判断に苦慮することもある。離婚調停中であつたとしても、どのような場合に遺棄に該当する可能性があるのか等明確化してもらえれば、遺棄認定にあつたの判断材料が増え、窓口での相談対応がしやすくなると考える。 ○当市でも同様な相談内容はあるが、離婚が成立していないため申請を断念している事例がある。 ○当市においても、別居済みで生活費も受け取れていない離婚調停中の方から、手当を受給できないかとの問い合わせが入ることがある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>職員の休憩時間の確保や11時間開所に対応するためには、年齢別配置基準により算定される職員とは別に追加的な職員が必要となることから、公定価格では基本分単価において年齢別配置基準とは別に休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士の人件費を措置し、配置を求めているものであり、この趣旨を踏まえれば、分園での配置を任意とすることや加算化することは適当ではない。</p> <p>主幹保育教諭等代替職員については、設備運営基準において認定ことも園は子育て支援事業を行うことが義務となっていることから、公定価格の基本分単価において主幹保育教諭等を地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替職員の人件費を本園と分園でそれぞれ措置し、配置を求めているものであり、分園での配置を任意とすることや加算化することは適当ではない。</p>	<p>本提案は、分園が本園と緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士等が分園における同様の役割を兼ねることができるところ(分園に休けい保育士等を配置しなくても、職員の休憩時間の確保、11時間開所や地域の子育て支援活動等への対応といった制度趣旨が損なわれない場合)に限定して、配置基準の緩和を求めるものである。</p> <p>分園と本園の間に距離がある等、職員間の緊密な連携がとりにくい場合にまで配置基準の緩和を求めているわけではなく、本園と分園が隣接している場合や道路を挟んで位置する場合等、本園と分園が一体的に運営されているといえる場合に限定したうえで基準の緩和を求めているものであり、その点について誤解のないようにご留意のうえ、再検討いただきたい。</p> <p>分園は、都心部でも柔軟に整備することができ、小規模保育事業等と異なり3歳児クラスへの進級も保証されているため保護者のニーズも高く、当市においては低年齢児(0～2歳児)の入所枠確保の要となっている(分園に低年齢児のみの入所枠が設定され、3歳児以上を本園で保育する施設も多い)。</p> <p>保育士の確保が困難な状況の中、現行の配置基準に基づき本園並みの職員配置を求められることにより、新たに分園を開設する動きが妨げられるとともに、厳しい経営状況下で必要な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでおり、待機児童の解消に逆行する事態となっている(令和2年度末で5か所廃止。今年度も同様に廃止に向けた動きあり)。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>児童扶養手当制度は、死別母子世帯を対象としていた母子福祉年金の補完的制度として発足したものであり、その後の離婚の急増と手当受給者の増等も踏まえた改正を経て、現在の児童扶養手当は、福祉制度として、子育てと生計を一人で担い、また、不安定な就労条件に置かれていることが多いひとり親家庭の児童に着目し、当該児童に手当を支給することによって、ひとり親家庭の稼働能力の低下を補うための制度として実施しているものである。</p> <p>こうした考え方に基づき、児童扶養手当制度においては、離婚調停中など、民法上の婚姻が解消されていない場合には、民法第752条の規定に基づく、同居、協力及び扶助の義務が適用となることから、原則として手当は支給しないこととしている一方、個々の家庭の実態も踏まえ、父又は母と生計を同じくしていない児童を幅広く捉えた上で手当の支給対象としており、父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童や、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(保護命令)を受けた児童等についても手当を支給している。</p> <p>なお、父又は母が児童を遺棄しているか否かの認定基準としては、昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知により、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合としており、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡があれば監護しているものと考えられること、 ・父又は母の居住が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず発見できず不明である場合には、他の要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられること ・父又は母の居住が判明している場合であっても、母又は父が子を連れ出して家出した場合であって、父又は母の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、借金、ギャンブル狂等のため、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、父又は母に離婚の意思(将来意思を含む。)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられること <p>として示しているところであり、離婚調停中であって、当該認定基準に該当する場合には、児童扶養手当の受給資格を認め、適切に手当が支給されるよう、改めて当該認定基準について周知徹底することを含めて検討してまいりたい。</p>	<p>現行の昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知では、「離婚調停中等の実質ひとり親世帯」について、「遺棄」に該当するか否かが明確にされておらず、支給の判断ができない状況であり、このような状況の者について明確に支給できることとなるよう、制度を見直しいただきたい。</p> <p>制度の見直しにあたっては、「離婚調停中等の実質ひとり親世帯の認定」の基準について明記していただき、各自治体の職員が、進まない離婚手続きのなか子どもを育てている実質ひとり親世帯の方に対して支給要件について説明できるようお願いしたい。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、離婚調停中である実質ひとり親世帯の方の生活状況はますます厳しい状況にあることから、制度改革を直ちに検討していただくこと併せて、制度改革までの間、現行通知の詳細な解釈の周知徹底を令和3年度のできるだけ早い時期でお願いしたい。</p>	<p>【豊橋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚調停中の者でも遺棄に該当する場合には認定しているが、遺棄は1年以上監護義務を放棄している場合となるため、遺棄の成立までの期間は支援を受けられず、その間事実上ひとり親で生活が困窮している者に対して支援ができていないのが現状。一方、児童手当は離婚調停中の別居であれば同居優先により実際に児童を監護している者が手当を受給できるため、児童扶養手当についても同様に扱うことができると市民にとってもわかりやすいのではないかと。 ・あくまでも遺棄の認定基準を満たす場合として取り扱うとした場合、「定期的な訪問、手紙、電話等による連絡がある場合」は遺棄には該当しないため、別居中の父・又は母が児童を気にかけて連絡がある場合には遺棄が成立しない。一方で、事実婚は「生計の維持」と「定期的な訪問」の両方がある場合に初めて事実婚となり、定期的な手紙、電話等が入っていない。離婚調停中や裁判離婚中の場合は離婚の明確な意思が示されていることから、この場合の遺棄の認定基準は、事実婚の基準とレベルを合わせてはどうか。 ・ひとり親家庭支援の観点では離れた親と子の面会交流を推進する一方、児童扶養手当の認定では離れた親から子の安否を気遣う連絡があると遺棄に該当せず認められないため、推進施策と児童扶養手当制度に矛盾があり、市民への説明に苦慮している。今回の提案に関しては、遺棄の認定基準の周知徹底だけでなく、こうしたひとり親施策との関連、家族の在り方や生き方、価値観の多様化と現行制度との矛盾を念頭に置いたうえで検討が必要と考える。 	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
117	京都府	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されおらず、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべきと考える施設について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。 一方、当府では、平成7年に制定した「京都府福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子使用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。 このように地方公共団体が条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定めた建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の手續とは別に行っている。建築基準法に基づく建築確認の手續と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手續で受けた指摘をもう一方の手續の書類に反映させなければならず手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手續と条例に基づく手續を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し申請者が工事を完了させてしまう事例もある。建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。	バリアフリー法で建築物特定施設の追加について条例委任することで、現在条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定めている地方公共団体においては、手續が一本化することにより、申請者の利便性の向上や行政手續の効率化が図られるとともに、建築確認の手續の中で規制の実効性を確保することが可能となる。 また、現在、条例を制定していない地方公共団体においても、それぞれの地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加する契機となり、全国的なバリアフリーの推進の促進や地域の自主性・自立性の向上につながることも期待される。	国土交通省	長野県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	○当県においても劇場等の客席を努力義務として条例に追加しているが、適合義務が生じる建築物特定施設として条例委任することでより地域の実情に応じた弾力的な施策の実施が可能と考えるので、建築物特定施設についても条例で追加できることとされたい。 ○区の条例において、「授乳室」の規定については、「廊下等」の規定の中に基準があるのでわかりにくい状況がある。条例において建築物特定施設の追加が可能となれば、それらを切り分けることができるようになり、申請者にとっては分かりやすくなると考えられる。また、地域の実情に合わせて条例で建築物特定施設を追加することができれば、より地域のニーズに合ったバリアフリー整備の推進の有用な手段となり得ると考えられる。
118	高知市、郡山市	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手續において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手續において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。 ①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合 ②祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合 なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。上記①及び②に該当するケースは、当市においてマイナンバー制度における情報連携を行う者の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないか判定する手順が発生し事務の効率が下がっている。	住民にとっては、課税証明書の取得に係る手数料の負担やその取得に係る手續がなくなるため、住民サービスや利便性の向上につながる。 また、市町村にとっては、番号連携による照会により業務を完結できるようになるため、事務が効率的に行えるようになる。 さらに、住民から番号連携による情報照会を行っているのに情報が取得できないことに対する説明を求められることもなくなるため、マイナンバーの利便性を住民により一層アピールすることが可能となると考える。	内閣府、デジタル庁	旭川市、水戸市、富津市、横浜市、川崎市、中野市、刈谷市、吹田市、たつの市、和歌山市、高松市、宮崎市	○配偶者控除の情報が確認できるのであれば、未申告の配偶者に所得課税証明書の提示を求めなくてよくなる。 ○照会対象者が各種控除対象者だった場合、未申告者との判別が不可能なため、照会先自治体に公文書による公用請求を行っている。 そのため、保育料算定に時間を要するケースが散見されることから、効率的な業務運用と利用者の利便性の向上のため制度改正が望ましいと考える。 ○当市においても、提案における具体的な支障事例①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種控除配偶者だった場合、申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかどうかを確認できないため、課税証明書の提出を求めています。情報連携が可能となることで、教育・保育給付認定申請者及び市町村の負担軽減に繋がると考える。 ○照会対象者が被扶養者である場合、(非)課税証明書(多くの自治体では所得の記載はないもの)が発行されているため、マイナンバー連携結果と課税証明書で税情報に差異がある状況である。市民税について「未申告」である場合には、自治体向けFAQ(第19版R3.4.28)項番146に基づき、最も高い階層区分に決定することが適当という認識である。(当市による取扱い)マイナンバー連携による結果が未申告となることから負担区分をいったん最高階層で設定せざるを得ない(運用上、利用料決定通知前に拳証資料を提出していただく時間を取れない)。利用料通知後、拳証資料の提出があれば遡り対応を行うが、提出がない場合、市民はマイナンバーを提出し税額調査に協力しているにも関わらず、最高階層の負担区分で利用料をお支払いいただくことになってしまう。また、利用料決定通知は給付認定保護者に対して行うが、給付認定保護者とその配偶者の市民税額を把握していない場合も想定される。その場合は拳証資料が提出されず、利用料の更生ができない(保護者としてはマイナンバーによる税額調査が行われている前提のため、配偶者が稼いでいるから利用料が高いと勘違いしてしまう等のケースが想定される)。マイナンバーと非課税証明書による差異があるということは、市民の理解が得づらく、税額調査をされたにも関わらず、最高階層となることは誤った負担区分を設定されていると認識されてしまう。 ○結果として不要となる費用を申請者に負担させることになるため、一括で情報連携できるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建築物特定施設は、バリアフリー化を図るべき建築物の部分として、政令及び省令で具体的に列挙しており、地方自治体が条例を定めることで、建築物特定施設に関する基準を付加できることとしています。具体的な支障事例としてご記載の「劇場等の客席」については、現在、建築物特定施設に含まれていませんが、地方自治体が地域の実情に応じて、「劇場等の客席」に関し、移動等円滑化基準に必要な事項を条例で付加できるよう、建築物特定施設に追加することについて、検討を進めてまいります。</p>	<p>「劇場等の客席」のみを建築物特定施設として政令で追加した場合には、今後、社会情勢の変化等により、他の建築物特定施設を定める必要が生じた際に、地域の実情に即応できないことが想定される。また、現状においても「劇場等の客席」以外の建築物特定施設に準ずる施設について基準を独自に定めている地方公共団体もある。そのため、地方公共団体が条例で建築物特定施設を追加可能とし、建築物移動等円滑化基準を定められるよう、委任規定を設ける法律の改正を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地方税法等に基づく税情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該連携情報により必要な情報を得られることが明白である必要がある。</p> <p>①の「同一生計内配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計内配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計内配偶者」は、具体的な支障事例に示されている、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らない。</p> <p>②の父母等の収入に関する情報については、利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要な「総所得金額等」及び「合計所得金額」の項目は設定しており、新たな項目の追加を要する明確な根拠がない。また、家計の主宰者については、各自治体の実情に応じて判断いただくこととしており、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。</p>	<p>①に該当する者(なお、同一生計内配偶者に限らず、控除対象配偶者、扶養控除対象者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、16歳未満扶養親族についても同様に情報連携することを求めている)のうち、申告が不要で本人の申告がない者については、無所得者と推定されるため、情報連携により必要な情報は得られると考える。次に、②の収入に関する情報については、給与収入者や公的年金収入者の所得は税制上算出するもので、実際の世帯の収入状況を示すものとは言えず、家計の主宰者の判定に父母の収入金額を用いている自治体は当市以外にも存在する。加えて、子ども・子育て支援法第16条にて保護者及び扶養義務者の資産や収入の状況について官公署等に資料の提供を求めることが可能とされている。よって、家計の主宰者の判定に収入に関する情報が必要であり、法令上も必要となることを想定していると言えるため、全国統一で必要かに関わらず連携する必要があると考える。必要な情報が得られない場合、住民に対して課税資料の提出を求めるか課税市町村に文書照会を行う必要がある、これまで同様マイナンバーを利用せずに事務手続を行うことになるため、家計の主宰者の判定基準等の事務手続について自治体ごとの運用を認めているのであればそれに十分な情報を連携項目として設定していただきたい。</p> <p>連携項目の追加が困難であれば、マイナポータル上で住民から税情報の提供を受ける仕組みを新たに設ける等、住民の負担にならない仕組みを検討いただきたい。</p>	<p>【横浜市】 ①について 1 本件は、紙の非課税証明書とマイナンバー制度に基づく情報連携の結果が異なるという瑕疵ある状況について是正を行うことが目的です。その手法として情報連携項目の追加を希望していますが、情報連携がなされないのであれば、代替措置が必須であると考えます。国においてDXを推進していることやマイナンバー制度の趣旨等を踏まえ、代替措置についてもご回答ください。</p> <p>なお、総務省の回答には地方税情報関係の副本登録についての通知について記載がありましたが、それでは必要なデータは得られないものと認識しています。</p> <p>2 以下の理由から「同一生計内配偶者」について、地方税情報上本人該当区分が同一生計内配偶者に該当したとしても当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないとしても、それが子ども子育て支援法に基づく利用者負担額算定の要素の一つであるため、情報連携をすることで必要な情報が得られるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者について公的証明である非課税証明書が発行されていることから、自治体の判断により非課税と推定する要素の一つに制度上なっているという認識である。 ・被扶養者に対する非課税証明書については国において進めている税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングでも議論されていることから全国的かつ標準的な取扱いの一つという認識である。 ・本件で「情報連携により得られる必要な情報」とは「非課税」ではなく子ども子育て支援法に基づく利用者負担額の算定にかかる情報を指すべきであり、必要な情報を得るための要素の一つであっても対象とすべきである。(同様の取扱例:未申告である情報は税額を決定しているわけではなく法の定めもないが、実際には当該情報が各自治体で子法上必要な情報得るための要素として利用されることを前提に情報連携されている) ・子法施行令では利用者負担額について地方税法の規定による市町村民税を基準に算定しており、また、内閣府による自治体向けFAQで税未申告の者の取扱いや税が賦課されないものの取扱いを示している。このことから税の所管が算定した市町村民税のみを必要な情報とするのではないことは明らかであり、「同一生計内配偶者」は国が示した利用料算定に必要な情報である認識。 <p>【たつの市】 ①について、「同一生計内配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者の判別のために必要な情報が得られるとは限らないとの回答だが、具体的な支障事例があることを鑑み、「同一生計内配偶者」以外で判別のために必要な情報が得られる項目を検討・追加していただきたい。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
119	高知市	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	【支障事例】 当市では、令和3年3月、DV等支援措置決定時における市区町村間の情報伝達が不十分であったことを原因とする、情報漏えい事案が発生した。具体的には、当市でのDV等支援措置対象者が転出し、転入先の市区町村でDV等支援措置を申し出た際に、当市でのDV等支援措置時の者とは別の者を加害者として追加して申し出していたが、転入先の市区町村から電話連絡があった際に、加害者氏名の確認を行わなかったため、既存のDV等支援措置情報における「加害者に関する情報」が更新されず、転入先の市区町村から申出書の写しが転送されるまでの間に、新たに追加された加害者からの請求に対し、DV等支援措置対象者の転出先(現住所)の記載された除票の写しを交付してしまった。 【制度改正の必要性】 「住民基本台帳事務処理要領」及び「平成27年9月4日付け総務省通知」において、当初受付市区町村は、「申出書の写し」を関係市区町村に転送(郵送)することとなっているが、その間に、加害者から住民票の写し等の交付請求があった場合の対策として、申出の受付日当日、当初受付市区町村から関係市区町村への電話で「仮止め」を行うことが全国的な通例となっている。しかし、その「仮止め」に関して示された通知等はなく、伝達内容が統一されていない。実際の運用では、DV等支援措置対象者を特定する情報(住所・氏名・生年月日など)のやり取りのみが行われる場合がほとんどで、加害者名に関する情報伝達が、十分に行われていない現状にある。このため、今後も同様の支障事例を発生させるリスクが常に存在している。	DV等支援措置の申出を受理した市区町村が関係市区町村に対して行う「仮止め」依頼の連絡から、関係市区町村に「申出書の写しが到着する」までの期間は、DV等支援対象者の避難から間もないタイミングであり、加害者が避難先の住所探索を行う可能性が想定されるため、統一した取扱いを定めることで、想定外の事案への事前対策を行うことができる。また、DV等支援措置申出者は年々増加しており、個々の事例において、市区町村が配慮し、秘匿すべきとされる事項も増大している中において、市区町村の正確な事務処理につながる。	総務省	旭川市、中標津町、多賀城市、いわき市、ひたちなか市、東海村、桐生市、練馬区、山梨県、長野県、中野市、掛川市、知多市、田原市、京都市、豊中市、兵庫県、府中市、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、熊本市、延岡市、鹿児島県	○支援措置申出者について、記載の本籍地や、前住所地等については戸籍届の提出時のように他市町村への照会は行われておらず、申出者からの聞き取りや、申出書の記載内容によって仮ブロックの依頼を行う。以前、新本籍編成後に住所を変更したと聞き取っていたにもかかわらず、前本籍地で現住所が記載されていた事例があった。聞き取りだけでは十分でなく、前本籍地に必ず確認が必要であることが事例により認識できた。申出者や併せて支援を求める者、加害者のほか、現住所が推測されそうな住所地の記載があるか否かも含め確認が必要であり、情報連携が重要である。 ○市区町村により新措置の運用が異なることから、支援措置対象者が転出する際には支援措置の担当者から転出先にどのような手続きが必要か問い合わせしており、その分手続きに時間がかかってしまう。結果、支援対象者の手続きにおける待ち時間が長くなってしまふ。 ○「仮止め」期間中に加害者から住民票請求があることも多く、統一化した対応が求められる。 ○申出を受理してから関係市区町村への送付までに、急ぎ処理をしても2～3週間ほどかかっている現状である。提案の支障事例におけるリスクは当市にも同様に存在している。 ○申出者も年々増加し、それぞれの状況を確認して記録の管理や情報共有を図っていく中でチェック体制の強化も慎重に進めているところではあるが、統一した指針の策定が望まれる。 ○市区町村間の情報伝達の方法について、統一かつ具体的な方法等が示されていないため、情報伝達の際に正確な意思疎通を図ることが困難な状況が生じている。 ○当県内の自治体において、同様の支障事例があり、県としても改正を望む。 ○DV等支援措置事務において、統一的な対応方針が求められる場合は申出時の「仮止め」の連絡事項以外にも散見する。先日、DV被害者等の記載のある戸籍謄本の取り扱いについて、法務省から事務連絡があったが、案件によって判断に苦慮することや自治体間で運用に差異が生じることが懸念される。そこでガイドラインの制定や、戸籍法施行規則や通達等の制度化されると、市町村が統一的な判断の下、円滑な対応ができる。
120	京都市 【重点32】	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直ししていただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。	まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。当市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補っており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。	計画策定に向けた行政運営の効率化等が図られ、地方自治体の負担軽減等につながる。	内閣官房、内閣府	柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都市、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、延岡市	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案を踏まえ、DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底のため、「仮止め」の連絡の不備を原因とするものも含め、DV等支援措置に関する最近の漏えい事案や考えられる対策等について、通知を发出するなど、市区町村への周知について検討することとしたい。</p>	<p>市区町村が通例として行っている「仮止め」を正式な手続きとして定め、以下の①～③などについて明確にさせていただくとともに、「仮止め」の際に市区町村間の担当者が使用する共通のチェックリスト等の作成をご検討いただきたい。</p> <p>①伝達方法(電話、FAX、eメールなど) ②伝達内容(DV等支援措置対象者の氏名・現住所・生年月日・加害者に秘匿すべき前住所地の住所及び本籍地または前本籍地・加害者名・加害者との関係など) ③その他確認事項(前本籍地の戸籍の附票に現住所が記載されていないかなど)</p> <p>また、第1次回答でご回答いただいたように、「仮止め」の件以外においても、全国のような支障事案が繰り返されることのないよう、実務に即した対策を伴う事案を共有する通知を速やかに发出していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【回答】 ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位など手引きの在り方について令和3年度中に検討し、結論を得る。 地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。 なお、現行の手引きにおいては、例えば、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことが重要であるとしており、毎年外部有識者の参画による効果検証を求めているものではない。</p> <p>【理由】 「次期」都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」（令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号）等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものである」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。 (※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているものである。) 効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であり、外部有識者の参画は重要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。 なお、手引きでは、「地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」と明記している。</p>	<p>提案の実現に向け、前向きな検討を希望する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
121	長野県	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース名、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。このため、広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問(当県では年1回開催)に係る時間を要している。広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の履修単位数)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制や狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことにしていただけるとありがたい。」との意見が出ている。	私立の広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることにより、学校設置者は、認可申請に係る事務負担が軽減するとともに、学則変更の即時性向上が期待される。また、都道府県は、認可申請に係る審査及び私立学校審議会開催に係る事務負担の軽減が期待される。	文部科学省	山梨県、島根県、長崎県、沖縄県	○当県においても、私立の広域通信制高等学校の学則変更は全日制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問に係る時間を要している。令和3年度中には、新学則指導要領の教育課程に対応するため、学則変更の認可が必要であり、申請手続きに係る対象学校法人の事務負担が生じている。以上のことから、広域通信制高等学校の学則変更の認可事務の一部について、届出事項への見直しが必要と考える。 ○当県においても、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、私立の広域通信制高校の学則変更を令和3年8月の私学審議会に諮問予定である。この手続きを届出事項とすることができれば、学校設置者及び都道府県の事務負担の軽減が期待できる。
122	長野県 【重点22】	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる(荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。)としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。	荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えると営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間と3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資を受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続きが煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出る懸念がある。したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に延長されたものの、これまで数件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。	事業者の利便性向上に資するとともに、一体的な土地利用が可能となり、農地が荒廃農地になるリスクが軽減されることが期待される。また、農地転用許可権者の負担が軽減される。	農林水産省	須賀川市、川崎市、豊田市、京都市、宮崎県	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>広域通信制高校においては、教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題やサテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題があり、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られることが、中央教育審議会等において指摘をされているところであり、広域通信制高校の質の確保・向上を図るためには、現時点においては、所轄庁による事前の認可が不可欠であると考えている。</p> <p>そのため、広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることは、教育の質の確保・向上の観点では適切ではないと考える。</p>	<p>広域通信制高校の教育の質を確保・向上するためには、所轄庁による実地調査において、面接指導施設ごとの時間割表、教員の勤務実態、施設・設備の現況を確認し、指導を行う必要があるなど、学則にどう規定されているかのみをもって行うものではないのが実態である。</p> <p>また、学則の記載事項については、全日制、狭域通信制高校と同じく、事前の届出であっても、所轄庁が関与することは可能である(例えば、全日制等の届出事項である教育課程の変更について不備があれば、是正を指導している)。</p> <p>仮に認可が必要としても、コース名、授業料、教育課程(選択科目の設定、学習指導要領に係る名称変更への対応等)など、学校の自主性に委ねるべきものや軽微な変更については認可事項から除外し、収容定員や全日制等における収容定員と同等のもの(通信教育区域、通信教育連携施設)など高校の質の担保に直結するような内容の変更の場合に限るべきと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 広域通信制高校の教育の質の確保・向上を担保した上で、学則変更手続きの簡素化を求める。</p>
<p>営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連坦しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用期間とすることを可能とすることとする。</p> <p>このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。</p>	<p>当県としては、経営耕地(荒廃農地以外の農地)の範囲を、荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えない場合を想定しているが、1次回答中の「農地の大半が荒廃農地を再生利用するもの」とはどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。</p> <p>また、本案件は荒廃農地の再生利用の観点から、早期に実現していただきたいと考えている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
123	長野県、福島県	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	当県は要綱に基づき都道府県防除実施方針を策定しているが、県内における有害な病害虫の増加、栽培品目・気象・地理的条件が多岐に渡っているため、防除の考え方や農薬の適正使用と被害防止への注意喚起等を示す程度に留まっており、策定のメリットが乏しい。また、要綱上、市町村は、都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、当県においては水稲や一部の果樹のような共同防除を実施する場合の防除主体はJA等の民間団体、また、それ以外の農作物の防除主体は生産者個人であることから、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離したものとされている。上記の現状にもかかわらず、現在まで当該要綱の位置づけや運用について農林水産省から十分な周知がなかったことから、当県は要綱に従う義務があるものと認識し、毎年、県内市町村に対し、市町村防除実施計画の策定とその計画に基づく実績報告を行うように依頼し、当県はその取りまとめを行うという、防除の実態に合わない事務作業が発生している。(参考:具体的な事務量) ①市町村への計画・実績作成の依頼 6時間程度 ②市町村からの問い合わせへの対応 3時間程度 ③市町村への提出状況の確認 8時間程度 ④提出のあった計画・実績のとりまとめ 5時間程度 ⑤庁内担当課への提出決裁 2時間	農作物有害動植物防除実施要綱に定められた措置が地方公共団体に義務付けられたものではなく、技術的助言であることを明確化することで、地方公共団体は、地域の実情に応じた防除事業に注力することができる。	農林水産省	茨城県、富山県	○要綱において、市町村は都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離している。 ○農作物有害動植物防除実施実績及び計画については、気象や病害虫発生状況が毎年度異なり、その策定等に当たっては高度な専門技術等を有する等の理由から、市町村からの報告内容が実態と乖離している箇所が見受けられる。また実施要綱では市町村実施計画については関係農業等へ周知徹底させるものとしているが、実態と乖離のある計画内容を周知することとなり、効果的な防除につながらず、策定や周知のメリットが乏しくなっている。さらに、提案県の記載のとおり、上記の背景があるにも関わらず、防除の実態に合わない事務作業が発生している。 ○平成14年度に農政局に照会し「要綱でひな形を示したもので、実施するか否かは都道府県の裁量に任されている」との説明があったことから、当県では市町村に計画の策定を求めている。
124	長野県、新潟県	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	事業計画明細書に記載する内容は、実施主体別の事業計画であり、実施に関する計画に記載する内容とほぼ同じである。事業計画明細書は都道府県が作成するものであるが、その内容は国土調査法に基づき、市町村等と協議の上で作成しているため、事業実施計画明細書を当該協議の中で作成し、その様式をそのまま実施に関する計画で活用することが可能となれば、事務の効率化が図られる。しかし、現状、別々の様式で別々の形式(事業計画明細書についてはexcel、実施に関する計画についてはword)で改めて作成しており、ほぼ同じ内容を異なる様式に記載していることから、各市町村等において様式の作成に係る時間や、都道府県がそれぞれの様式の記載内容を確認する時間に無駄が生じている。また、実施に関する計画の様式のみに記載することとされている情報(経費算出の内訳等)もあるが、市町村等との協議の際に取得しているもので、当県としては改めて記載の必要はない情報であると考えている。	様式を統一することで、実施主体における様式を作成する時間及び都道府県における記載内容を確認する時間が減少し、また、記載に係るヒューマンエラーが少なくなることにより、効率的な事務に資する。	国土交通省	茨城県、豊田市、草津市、たつの市、広島市、山口県、徳島県、松山市、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県	○様式ごとに形式(Word、Excel)が異なり、作成に時間を要する。また、事業計画明細書の入力で事業計画書に反映するなど様式を見直すことにより事務の効率化が図られる。
125	長野県、岩手県、福島県	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにも関わらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。	手続きが簡素化され、行政事務の効率化に資する。	環境省	茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>植物防疫法(昭和第25年法律第151号)第29条に基づき、都道府県は、その地域内の農業生産の安全と助長を図るため、有害動植物の防除等を行うことができることとされています。一方で、有害動植物は一都道府県の区域を超えてまん延することもあるため、都道府県による防除が円滑に行われるよう、技術的助言を行っています。本要綱についても、この一環として作成されたものであることから、御指摘を踏まえ、技術的助言であることを明確化します。</p>	<p>ご回答のとおり、農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であり、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを当該要綱の改正により、速やかに明確化していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)は記載事項を示しているものであって、様式を定めているものではないことから、都道府県によっては独自の様式を定めているところもあると承知している。一方、ご指摘のような懸念を持たれる地方公共団体があることも想定されることから、「別紙(1)実施に関する計画」(国土調査事務取扱要領別記様式第25)について、都道府県が自由に定めることができることを明確化するため、国土調査事業事務取扱要領の改正を検討したい。</p>	<p>別記様式第25について、必要事項を記載したうえで都道府県の判断により自由に様式を定められることが、国土調査事業事務取扱要領に明記されるようお願いいたします。また、当該明確化について、令和4年度の計画策定に間に合うよう早急に御検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>今般都道府県からの手続きが煩雑であるという提案を受け、当該通知について、令和3年度中に改正し、環境省原案の関係地方行政機関への協議は都道府県を経由せず、環境省で実施する方向で検討したい。(現行の手続きにメリットがあると考えている都道府県もあり得るため、提案県以外の都道府県の意見も聴いた上で判断したい。)</p>	<p>国定公園の公園計画の決定等に係る現行の手続きは、まず都道府県において国の関係地方行政機関に意見聴取を行った上で都道府県案を作成し、環境省に申出を行うことになっている。環境省は、申出を受けて環境省原案を作成し、都道府県を経由して国の関係地方行政機関へ協議を行うことになっているが、都道府県から見れば、都道府県案作成時に既に国の関係地方行政機関に意見聴取を行っているものであり、また、この協議の経由に当たって都道府県が意見を付す機会はなく、単に経由するだけであって、この経由は全く不要な手続きであると考えられる。今回、環境省原案の国の関係地方行政機関への協議は、環境省において実施する方向でご検討いただけるとのことであり、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
126	北海道	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	【提案の背景】 当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で募っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。 また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。 【支障事例】 インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的な関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体となった署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政府における統一した請願事務の処理やデジタルガバメントの実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。	【署名の本人確認に係る懸念の解決策】 上記支障の解消のため、請願に係る電子署名の取扱いやその要件等を通知等により明確化し、国や都道府県における事務処理の統一化を図る。なお、電子署名による署名簿の添付が可能となる場合、なりすまし等の懸念については、本人確認等(ID/パスワードの登録など)を行うことにより、国が求める押印原則等の見直しに沿った対応が可能であると考え。 【制度の導入による効果】 次の点から、住民の利便性の向上のほか、国の重点施策と連携した高い効果が期待できる。 (1) 新たな手法による署名機会の確保 現在の自筆による署名簿に加えて、新たに電子署名による署名簿の提出が可能となることにより、イベント等に依存せず、いつでも、どこでも、誰でもが署名に参加できる環境が確保される。 (2) 若年層の北方領土返還要求運動の参加促進 デジタル機器に馴染んでいる多くの若者に対し、返還要求運動に参加しやすい環境が提供でき、内閣府北方対策本部の令和3年度最重点課題である「若年層と元島民後継者等の次世代融合による新次元での返還運動の展開」など、国の方向性とも合致する。 (3) 新型コロナウイルス感染症対策 インターネットを活用した非接触による安全な署名が可能となる。	内閣官房、内閣府	名古屋、岡山県、宇和島市、沖縄県	○北方領土問題にかかる署名については、従来街頭啓発活動等において募っているが、コロナ禍においては対面での署名活動は難しくなっている。そのため、新たな手法として電子署名を活用することは有意義なものと考え。
128	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点12】	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。 また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。 県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言えない。これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。 県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであると考え。 現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県あて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが業務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。 県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。 以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。	計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。	厚生労働省	岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県	○県計画は形式的なものとなっており、代替策が講じられるのであれば、県計画は必ずしも必要ではないと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>北方領土問題に関する請願を含めて、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する者(署名者)の自署や押印は必要ありません。したがって、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは、現行制度上も可能となっておりますし、請願書に関連する資料として、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付いただくことも可能です。</p>	<p>第1次回答では、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは可能であり、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付することも可能との見解が示されましたが、署名者の本人確認に関する取扱いについては、お示しいただけませんでした。道としては、電子署名の活用においては、なりすまし等を防止し、信頼性のある電子署名を導入することが重要と考えておりますので、署名者に関する本人確認の取扱い又は具体的な例示等について、通知又は公表等によりお示し願います。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>医療に必要不可欠な血液製剤については、有効期限が短く、継続的に確保する必要があるという特徴があります。また、我が国では血液は、国民の善意による無償供血である献血のみにより供給されるものです。このような血液事業の特殊性に鑑み、安定供給の体制を確保、維持するため、計画的な献血が必要になります。</p> <p>このため、平成15年に血液法にて国が策定する献血推進計画には、我が国全体の献血により確保すべき血液の目標量や啓発活動等について規定し、都道府県は国が策定した計画を具体的に実施するため、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を策定することにより、地域の医療に不可欠な血液の供給に際しては、都道府県においても献血についての住民の理解と採血事業者による献血の受け入れの円滑な実施のため必要な措置を講じることとしております。</p> <p>都道府県は県計画を策定・明示することで、適切な時期に必要な施策を計画的に実施することができ、また、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民に対し都道府県の施策を明示することで、容易に協力を得られるなど、献血の推進及び血液の安定供給につながるものです。</p> <p>もし、献血推進に関する計画を設定していない場合、計画的な献血推進施策を献血協力団体や住民の協力が得られないなど、効果的な献血推進が難しくなり、血液の安定供給の支障を来すこととなります。</p> <p>また、都道府県において県計画を策定することで、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行うことで血液行政の透明性の確保及び適正な運営の確保につながります。したがって、以上の理由から国計画を具体化する県計画は必要です。</p> <p>なお、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、県計画とは別の計画を作成しているなど他の計画を別途作成している場合、当該計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とするなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和3年度末までに検討予定です。</p>	<p>国計画には、「都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、～略～、献血への参加を促進する。」との記載があり、県計画がなくとも、市町村や採血事業者と連携が取れ、医療関係者、協力団体を含めた会議の開催もできるため、協力を得ることは可能です。</p> <p>また、採血事業者は、法第6条において献血の推進等に努めることとされており、法第11条第1項に基づき策定した献血受入計画に記載された献血量確保のための取組を実施しています。その上で、都道府県は、法第11条第7項において献血受入計画の円滑な実施に協力しなければならないとされており、これらの法制度によって、県計画がなくとも、血液の安定供給に係る支障は生じえないと考えます。さらに、国計画には、献血推進のための施策として、キャンペーン実施手段などの記載があり、これらに従った効果的な献血推進の実施は可能です。</p> <p>献血推進施策の進捗状況の確認・評価及び見直しについても、国の基本方針第四の四に、「国及び地方公共団体は、～略～、献血推進施策の見直しを行うこととする。」との記載があり、県計画に依らず実施可能です。</p> <p>少子高齢化が進む中、献血可能人口は減少しており、将来にわたり必要な血液を確保するためには、若年層の献血者の確保が課題です。特に、献血可能年齢となる高校生に献血の必要性を理解してもらうことが大切であり、負担軽減により得られた労力を高校生献血学習を中心とした啓発に費やしたいと考えます。</p> <p>県計画策定に係る事務等の負担軽減策を検討予定との御回答ですが、この場合でも県として計画を作成することに変わりはなく、事務等の負担軽減にはつながらないと考えます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県献血推進計画に関しては、計画策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
132	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 【重点10】	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達と考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可等は不要となっている。昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかった。	被保護者が居所不明となった場合の保護の停廃止の方法が明確になることで、地方公共団体間の事務の統一が図られる。生活保護関係法令においても、地方税法と同様の規定を設けることで、裁判所の許可等が不要となり、効率的に公示送達を実施することができる。被保護者失踪後も保護費を支払わなければならないという事態を防止することができる。	厚生労働省	岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、長野県、佐久市、稲沢市、大阪府、大阪市、広島市、福岡県、久留米市、宮崎市	○被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止の取扱いについて、実施機関ごとに判断や取扱いが異なり対応に苦慮しているため。実施機関(政令市除く)より、法整備や目安の提示等を求める意見あり。また、厚生労働省の示す廃止事由の一つに「失踪」があるが、失踪廃止の根拠規定(法第19条または26条、若しくは28条第5項)が明確でないため、決定通知に理由付記をする際に不十分な記載とならざるを得ない状況がある。 ○居所不明になった場合の書面による被保護者への送達方法については、配達証明による郵送を行うなどしているが、郵送物が返送されれば送達された扱いにならず、苦慮しているところである。公示送達について、生活保護関係法令に明記することにより地方公共団体間の事務の統一が図られるとともに、地方税法に準じた規定にすることで、公示送達の手続き負担の軽減も図られるので、取扱いの明文化の必要性は高いと考える。 ○居所不明による停廃止については、明確化されていない点も多く、当市においても疑義が生じることもあるため、具体的な取扱いを定めることは必要と考える。 ○当市においても、被保護者が居所不明となった場合に、保護の停廃止等の処分に係る通知書の送付を相手方に出来ず、処分の効力の発生に支障が生じている。居所不明となる被保護者は毎月一定数いるが、公示送達に関する手続きが煩雑であることから、当市においては公示送達を実施していない。しかしながら、居所不明となった場合には、相手方への通知が困難であることから、公示送達を実施すべきであると考える。そのためには、地方税法と同様の規定を設け、裁判所の許可を不要とし、公示送達の手続きを明確化することが必要であると考える。 ○当市においても、被保護者の失踪により、保護廃止となる事案が散見されている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保護の廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったときに行われるものとされており、外出時に居所を訪問したことをもって居所不明と判断し、保護を廃止したことによるトラブルも生じていること、また、生活保護は憲法第25条に基づき最後のセーフティネットとして最低生活を保障するものであり、要保護状態にあるにも関わらず保護の廃止を行うことにより、場合によっては生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があることから、被保護者が居所不明であるかどうかの事実認定等を含めたその要保護性については、個別具体的なケースに応じて、十分な調査・検討を行った上で慎重に判断する必要があると考えている。まずは、そのような場合における廃止の取扱いについて、自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。</p>	<p>本提案は、居所不明の被保護者に対する廃止の「通知方法」の明確化を求めるものであり、第1次回答にいう「居所不明を理由とする廃止の取扱い」の明確化を求めるものではないため、この点をまず指摘申し上げる。</p> <p>被保護者が居所不明となった際の要保護性については、十分な調査・検討の上行う必要がある、提案団体においても承知している。居住実態が不明であることのみを理由に廃止することは違法とする裁判例（京都地方裁判所平成5年10月25日判決）もある。これらを踏まえ、福祉事務所では、失踪を理由に安易に廃止を行うのではなく、被保護者の要保護性についての十分な調査・検討を踏まえた上で廃止を決定している。</p> <p>しかし、当該決定はあくまで「行政内部での決定」であり、相手方に通知が到達しなければ、いつまでも効力が生じることはない。そこで、失踪者に対しどのように到達させるかが問題になるが、この通知方法が明確化されていないため、現状では民法に基づく公示送達しか方法がないと考えている。</p> <p>ところが、民法に基づく公示送達は、裁判所での掲示が必要であるため、申立書や各種資料の準備に多大な労力を要する。このことから、役所での掲示で足りる等、より簡略化された通知方法の整備を希望する。</p> <p>また、第1次回答では、どのような対応が可能かを「検討してまいりたい」とされているが、生活保護制度の運用開始以後今日に至るまで通知方法が明確化されていないこと自体問題であると思われ、また本市では、毎年30件程度、廃止後に居住地・現在地が分からないことを理由に通知を行うことができない事例が発生しているため、検討するにしても早期に明確化していただきたい。</p>	<p>【大阪府】 自治体の事務の実態を把握いただき、失踪による保護廃止に係る根拠規定及び取扱いの明確化を早期に図っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
133	岡山県、中国地方知事会 【重点32】	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	<p>①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。</p> <p>②窓口の一本化 実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。</p>	<p>①重複する事項を省略できるようそれぞれの計画を精査することで、事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>②実施計画と地域再生計画の窓口を統一し、同一内容記載部分については、片方の修正が自動で片方に反映できる仕組みとすることにより、2回必要な申請を1回にまとめることができ、事務負担の軽減を図ることができる。</p>	内閣府	宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大阪府、高松市、高知県、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市	<p>○推進交付金事業の変更に当たり、手続等について内閣府の推進交付金担当及び地域再生計画担当に問い合わせたところ、各担当で異なった回答であったこと等により、変更手続を行う時期が遅れる事例があった。</p> <p>○当団体では、作成支援ツールについて、KPIの記載部分意向が、エラーで正しく反映されず、ツールが利用できなかったため、作業が必要となった。記載内容が、ほぼ重複している以上、ツール等で解決するのではなく、重複記載部分を省略することで省力化を図ることができる。</p> <p>○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画及び地域再生計画をそれぞれ作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されようと考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>1. 重複事項の省略化 【回答】提案のご趣旨を踏まえ、地域再生計画(以下「再生計画」という。)と地方創生推進交付金実施計画(以下「実施計画」という。)との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。 なお、再生計画及び実施計画への記載そのものを省略することは適切でなく対応困難である。 【理由】再生計画は地域再生法に基づき作成・提出するもの。実施計画は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難である。 再生計画は地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにした計画であり、具体的な事業の内容や事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ再生計画を、内閣総理大臣が認定するもの。 認定された再生計画(認定再生計画)に記載されている事業に対し地方創生推進交付金を交付することができる。交付決定を行うためには、補助金適正化法に基づく申請書の一部である実施計画においては、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載する必要があり(補助金適正化法5条)、実施計画に記載されている当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査を行う必要がある(補助金適正化法6条)。 したがって、記載事項が重複している部分はあるものの、両計画において各々必要な事項であるため省略することは困難である。 一方、地方公共団体の事務負担軽減を図るために、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。 また、再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところであり、変更案件の提出書類については、第55回認定(令和2年1月申請分)以降、新旧対照表の提出を不要としている。</p> <p>2. 窓口の一本化 【回答】提案のご趣旨を踏まえ、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等について、再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。 なお、実施計画申請期間終了後における実施計画の修正に伴う再生計画の修正については、内閣府において把握する限り、殆ど発生していないと承知しているところ(地域再生計画申請期間終了後に地域再生計画の修正が生じた場合の実施計画の修正においても同様)。 【補足】再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、それぞれの計画の審査につき体制を設け、円滑かつ効率的に事務を行っている。窓口の一本化(審査事務の一元化)を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねないが、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については要望の趣旨を踏まえ検討したい。 地方創生推進交付金は、年間約2,000件程度の申請がある中、地方公共団体の事業遂行をできる限り長期間確保する点に留意し、限られた時間・人員の下で再生計画及び実施計画についての適正な審査に当たっているところ。 (1)申請期間終了後の差し替え等について 再生計画は、申請期間終了後も、主に誤記載や体裁の不備など修正の必要があるものについて差し替えを認めている。 実施計画は、申請期間終了後は、原則差し替えを認めていないものの、事業内容の審査に至らないような明らかな誤記載等については例外的に差し替えを認めている。 (2)不採択後の取下げについて 再生計画は地方公共団体から申請されているものであることから、実施計画が不採択となったことを踏まえて再生計画の申請を取り下げるか否かは、申請者(地方公共団体)の意思による。なお、取下げに関する手続については、特段書面による事務手続を求めておらず、メールにて取り下げる旨を報告いただく運用としている。</p>	<p>現行制度では、法に基づき、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画をそれぞれ提出しているが、現行制度の枠組みの中での見直しにとどまらない、制度の改廃を含む抜本的な見直しを期待している。 地域再生計画と実施計画は、目的や性質が異なるにもかかわらず実施計画の記載の多くを地域再生計画に転記しており、内容が重複する2つの計画の必要性に疑問がある。目的や性質が異なることを踏まえ、それぞれの計画に書くべき内容を整理し、両方の計画に重複する事項を減らすなど義務付けの軽減を求める。また、重複する事項については、「地域再生計画のとおり」などと記載し、一方の計画に委ねることも検討いただきたい。特に、重複項目を変更する際、それぞれの変更について国の担当者に事前に相談し、地域再生計画においては、変更申請又は報告のどちらに該当するか確認するなど、業務負担があるため、制度の枠組み自体を抜本的に見直しをいただきたい。 記載が重複する2つの計画について、国の各担当が審査するため、両計画の重複する部分の修正について負担が生じている。したがって、窓口を統一し、両計画の審査日程を合わせることや、同じ担当が両計画を審査すること、もしくは両計画を両担当が共有し、重複する部分の省略や修正等の内容を国の担当者間で共有及び計画への修正の反映をするなど、ご検討いただきたい。 実施計画から地域再生計画を転記する作成支援ツールはあるものの、実際に作業負担が残っているため、今回、規制緩和(義務付けの見直し)を目的に、制度の見直しに踏み込んだ重複事項の整理を提案する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
134	岡山県、中国地方知事会	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し ②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日に内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全般の見直しとなり、負担となっている。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため。) ②交付金採択の内示期間の見直し ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	①事前相談期限から提出までの期間を十分確保できることになれば、検討時間をより確保することができ、より良い実施計画を作成することができるようになる。 ②交付金採択の内示の情報提供を遅くとも3月25日までにしていただければ、事業期間のタイムロスが発生することが少なくなる。これにより、関係者のミーティングなどの事前準備等を採択前に行うことができ、採択後のスムーズな事業開始につなげることができる。また、事業が不採択となる場合も、情報が事前にあれば、自治体独自で行う代替事業の検討をすることもでき、実施計画の事業の一部を活かし、地域活性化につなげることができる。	内閣府	宮城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、滋賀県、京都府、京都府、城陽市、兵庫県、高松市、高知県、高知市、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	○②内示から事業開始の4月1日までの期間がないことから、不採択となった場合の検討や議会との調整などが難しく課題となっている。(近年、不採択はないため実際の支障とまではなっていない) ○実施計画作成に係る事務連絡(令和2年12月22日)から、事前相談受付期日(令和3年1月8日)までの期間が短く、運用変更に対応するため、年末年始期間に出勤し、作業せざるを得なくなっている。また、相談を行っても、受付期間が迫るにつれ、国も作業期間がなく、具体的な相談とはならなくなっている。運用の変更点等について事前に連絡をいただくか、スケジュールをもう少しゆとりのあるものにしてほしい。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画の作成や内示を受けて行う事務処理に確保できる期間が短いことにより、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。 ○提案団体指摘のとおり、事前相談に対する回答から実施計画の提出までは数日しかなく、事前相談期限から提出までの期間を十分確保していただければ、より充実した実施計画の作成につながると考えられる。
135	岡山県、中国地方知事会	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。 具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。 また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。 上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業毎)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるか疑問である。 地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。 したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限とするよう簡素化を求める。	調査の簡素化により、都道府県事務の負担が軽減される。	財務省、農林水産省	山形県、茨城県、新潟県、富山県、長野県、京都府、大阪府、島根県、長崎県、大分県、宮崎県、延岡市	○地方農政局会計課が実施している「公共事業等施行状況調査」は、国費ベースでの回答が求められている。補助率等が地区ごとに異なり、国費相当額を算出する作業をこの調査のためだけに毎月行っている状況である。 ○地方農政局会計課から「公共事業等施行状況調査」、地方農政局確事業担当課から「事業執行状況調査」が毎月依頼されている。地方農政局各事業担当からの調査は担当課ごとに異なり、統一を図っていただきたい。 ○「事業執行状況調査」は、地域機関を含め多くの職員が集計作業に関わっており、かつ、調査項目も細かいことから毎月の集計作業の負担が大きい。「公共事業等施行状況調査」も複数数が集計に関わっており、特に年度当初の繁忙期においては負担が大きい。重複調査の廃止を含めた調査項目及び調査回数(精査により、大幅な負担軽減と事務の効率化が見込まれる)の精査により、大幅な負担軽減と事務の効率化が見込まれる。 ○当県も同様に2種類の調査に対応している状況であり、簡素化が可能であれば事務負担の軽減につながると考える。 ○当県においても重複する2種類の調査が大きな事務負担となっているため、要望する。調査はどちらかとし、農政局内で事業課と会計課の情報共有を求める。また調査頻度も毎月ではなく、四半期毎など事務負担の軽減ができないか。 ○毎年4月から行われ、交付決定前のもので対象に含まれており、事務負担が大きい。補助金適化法で定める逐行状況報告(4半期ごと)に実施されればよいと考える。 ○当県においても、同様に事務負担の支障となっていることから、簡素化を求めるものである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>1. 事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し 【回答】年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため、大幅な変更は困難であるが、事前相談期限と申請開始時期のあり方について変更できないか、今年度中に検討し、結論を得る。 【理由等】年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため。 まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。 また、内閣府においては、地方創生推進交付金事業の設計に係る相談を年度を通して受け付けている。特に、次年度に係る申請に関しては、秋に個別の相談会を設けるなど伴走支援を行っており、申請期間に近接した時期に事前相談が集中することのないよう、手立てを講じているところでもある。 なお、地域再生計画については、申請期間終了後においても、当該計画の差替えについて対応しているところである。</p> <p>2. 交付金採択の内示期間の見直し 【回答】内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。 【理由】内示(採択事業の公表)は新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているため。 地方創生推進交付金の内示(令和3年度第1回募集は3月下旬、HPでも事業名・金額を公表)については、新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているところであり、予めその日程を具体的に予見することはできず、内示時期の前倒しを行うことは困難である。 内示後の交付決定時期については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことを受け、平成30年度から、年度当初の交付決定としているところであるが、必ずしも、年度当初の交付決定にこだわらないとの地方公共団体の意見が大勢であれば、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると認識している。</p>	<p>地方創生推進交付金の事前相談の回答から申請までの期間は、事業の方向性や内容を見直す最後の機会となる。例年、事前相談の修正依頼期限(令和3年度の場合、1月19日)の翌日から3日間に実施計画を提出するが、事前相談の修正依頼期限を見直し、実施計画提出期限までの十分な期間の確保をお願いしたい。また、令和3年度以外は、新年度予算案が閣議決定した日に地方創生推進交付金の制度要綱や様式等が送付され、同日が事前相談の開始日となっているが、閣議決定前でもその時点の「案」として様式等を提供いただければ、あらかじめ準備し、事前相談の開始日から相談をすることができる。 地方創生推進交付金は、県を通じて市町村への通知や書類の提出を行うため、実際には内閣府が提示する日程よりタイトな日程となる。自治体が直接実施計画を提出するようにする等、実質的な日程の確保につながる見直しも検討いただきたい。 採択の内示について例えば令和3年度第1回は、3月26日に予算成立、3月30日15時に内示があった。事業開始前の準備期間を確保するため、内示時期の前倒しをご検討いただき、それが困難な場合は、予算成立当日の連絡や、予算が成立した場合の仮採択案として予算成立前に事前に情報提供頂く等、採択の内示の改善について、ご検討いただきたい。 なお、1次回答の中で、交付決定時期の後ろ倒しについて検討する旨の回答があるが、2の提案の趣旨は、事業開始前の手続きに係る期間を確保することである。交付決定の後ろ倒しは、4月から着手すべき事業がほとんどであり、提案の趣旨に逆行するため、交付決定時期の後ろ倒しは望んでいない。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>農林水産省の事業には、TPP対策をはじめ、農家等の経営基盤に直結する事業も多く、国民からの関心も高くなっている。 こうした中、国の施策に基づく各事業の執行状況を、事業執行状況調査により定期的に調査し、把握しておくことは、予算の早期執行や、当年度以降の予算編成に活かす観点からも重要かつ必要なものと考えている。 その上で、公共事業等施行状況調査と調査内容等が重複しているものについては、作業様式の統一化等をはかり、自治体における事務負担軽減について検討する。</p>	<p>作業様式の統一化等に当たっては、地方自治体の意向を踏まえた上で、重複する調査の一方を廃止することを含め、真に必要な調査事項に限定するなど、可能な限り項目等の簡素化を検討していただくとともに、調査頻度の低減についても検討していただきたい。 また、調査に当たっては、コスト意識をもって不断の見直しを行い、地方自治体に過大な事務負担を強いることがないよう努めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
136	岡山県、中国地方知事会	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農場など照会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、照会先(事業実施主体)においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として要望なしと回答せざるを得ない場合もある。また、県の事務処理期間が短いため、現場との十分な調整ができず、利用促進につなげていない。なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請できなくなることは不合理と考える。(令和2年5月の要望調査の場合の例) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切り ※ 締切りまでの期間が短すぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答 (令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から照会 ・7/20県から農政局への提出締切り	当該交付金に関する要望調査において、都道府県等の事業主体が事業実施の検討期間を十分確保できるように運用を改善することで、事業の適切な実施が促進される。	農林水産省	愛知県、京都市、島根県、徳島県、大分県、延岡市	○当県においても令和2年7月の要望調査時に農政局からの照会から提出〆切までの期間が短く、農家への周知期間が十分確保できなかった。このため説明会の開催などの周知方法は採れず、各農家へのFAXおよび電話での案内となった。その為、事業参加について、農家へ即断を求める形となってしまい、不参加となった農家も認められた。 ○当該交付金の照会スケジュールは非常に短く、そのため、事業実施主体が事業の必要性や内容を十分に検討することができず、利用促進につなげていない。また、当該交付金は県予算の予算措置が必要なため、実施主体の要望内容を県が精査する時間も必要である。 ○提案県記載のとおり。(令和2年12月の要望調査の例) 令和2年12月8日農政局から要望調査、令和3年1月13日事業内容の詳細判明、同日県から農政局への提出締切
137	岡山県、日本創生のための未来世代応援知事同盟、中国地方知事会	文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等	「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとするを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内における事務手続きの統一化	①学校現場において、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成を要することによる負担感から、初めて申請する学校は申請を躊躇してしまい、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変有難いが、事務手続の簡素化を望む」という意見が多数寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5・6は、採択に関係がないと考える。 ②「芸術家の派遣事業(学校公募型)」のその他経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前後のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。 ③学校は申請の疑問点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。 また、学校の申請書等に関する修正指示が、事務局から県を通じて毎年度多数ある。その確認のためには、県→市町村→学校→(講師→学校→)市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正指示の内容も曖昧な表現である場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認の必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指示があるなど、県、市町村、学校の各所で対応に苦慮している。 また、申請時、申請書を県においてとりまとめ、さらに推薦順位付けを行っているが、実施校は推薦順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。 ④「芸術家の派遣事業(学校公募型)」及び「巡回公演事業」において、報告書の提出や中止の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前者の書類には県の鑑文が必要である。	学校の事務負担軽減(教職員の働き方改革に寄与)が見込まれ、負担感により申請を躊躇している学校からも申請が期待できる。その結果として、児童生徒が質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の均等を図ることができる。 また、申請のワンストップ化により、時間的な支障が解消され、学校における十分な作業・検討時間を確保できる。また、複数人が介介することによる書類の紛失や、解釈の相違を回避できることにより、学校や地方公共団体の事務負担軽減が見込まれ、ひいては、教職員の働き方改革に繋がる。	文部科学省	岩手県、秋田県、福島市、いわき市、栃木県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都市、兵庫県、島根県、高松市、高知県、長崎県、長崎市、延岡市	○実施(希望)校とのやりとりにあたり、都道府県教育委員会、市町村教育委員会を経由するため、送付文の作成や様式加工等、関係各所それぞれに同様の負担が強いられ、手続に時間を要するほか、連絡の漏れや書類等の紛失といった事務的なミスが発生の恐れがある。申請等のワンストップ化により、これらの作業負担が軽減され、地方公共団体や教職員の負担軽減のみならず、事務的なミスの発生可能性の減少、申請の作業・検討時間の確保につながる。 ○提案団体と同様、当県においても主に次の点に支障があるもの。 実施希望校において、多数の書類を作成する必要があり、多数の書類を作成しても不採択となる可能性もあることから、新規の学校は踏み込みづらい。 実施希望校は質問を県に問い合わせることとなり、県から事務局に問い合わせ、県から学校に回答している。また、申請も県を介することとされており、申請においても、問い合わせについても時間のロスが生じる流れになっている。 ○正式決定前の審査結果通知を受けて、「条件付採択」となった学校へ県から確認や修正依頼を行っているが、使用する機材や楽器に関する事など、講師でなければ回答できない項目もあり、県→市町村→学校→講師の確認の流れが煩雑である。 ○県教育委員会など申請等に多くの部署が介在することにより、手続きに時間を要し非効率となっている。申請等の手続きが、回答期限の設定が短いなど対応に苦慮していることから、事務の簡素化は必要である。 ○②③芸術家の派遣事業(学校公募型)においては、講師の交通費等の必要経費について、学校を通して申請・報告をすることになっているが、その修正や確認は、県を通して指示が行われるため、確認作業に時間がかかっている。文化庁事務局と講師間で直接確認する方が、間違いも少なく、県・市町村・学校の業務量縮減にもつながる。 また、各事業の申請において、県が推薦順位をつけているが、決定された学校をみると推薦順位どおりではないこともあり、順位付けの必要性が不明確である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第6の2の特別交付型交付金に係る要望調査につきましては、地方農政局等に対する十分な調査期間を確保すべき旨の事務連絡の発出及び都道府県等に対する事前情報提供の適切な実施により、事業実施の判断に必要な検討期間が確保されるよう努めてまいります。</p>	<p>消費・安全交付金(特別交付型交付金)が有効に活用されるよう、本省から地方農政局に対して、事業実施主体が十分に事業を検討できる調整期間を設定することが徹底されるよう事務連絡の発出をお願いするとともに、都道府県等に対しては、地方農政局から遅滞なく情報提供して下さるようお願いします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>①学校の申請内容の簡略化について 御指摘のとおり、「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5、6については、国の事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況の確認と実施団体の調査を目的としており、採択には直接関係のないことから、令和4年度の募集から削除する。 ②事務局と非派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について 実施校の前後のスケジュール確認と経費精査については、精算時に事務局が行うため、実施校は、非派遣者が自宅と実施校を往復する場合の経費を計上して申請いただきたい。 ③申請・報告のワンストップ化について 都道府県等のなかには、学校と事務局が直接連絡をとることを認めていないところもあるため、直接連絡することを希望される場合は、文化庁へ個別にご相談されたい。 学校の個別の質問は、直接事務局で受け付けることとし、その内容を都道府県等と共有することとした。 推薦順位付けについて、「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱、6 事業の決定(1)巡回公演事業イ「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、実施校を決定する。」及び(2)芸術家派遣事業ア「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。」に基づき御依頼している。採択にあたっては、全体の分野の偏り等についても考慮して決定しているため、一部推薦順位どおりの採択とならない場合がある。 なお、採択にあたっては、都道府県等が独自で行っている文化芸術活動との調整や山村地域等への配慮も行っているため、引き続き推薦順位付けについては協力をお願いしたいと考えている。 ④同事業内においての事務手続きの統一化について 中止の報告書の様式について、令和4年度の募集から「芸術家の派遣事業(学校公募型)」の事業中止報告書の事業区分に「巡回公演事業」を追加した様式で統一する。 事業報告書について、それぞれの事業で実施回数や公演内容等が異なるため、様式や手続きを統一することは困難だが、様式の同一項目部分を揃える等の検討をする。 なお、前年度より申請書類の公印省略等、提出書類の簡略化を図っており、文化庁では県の鑑文の提出を必須としていない。</p>	<p>①学校の申請内容の簡略化について 芸術家の派遣事業(学校公募型。以下同じ。)募集における様式4の②欄には、採択に直接関係のない項目が含まれており、それに関連する全ての申請書類について学校の事務負担軽減となるよう内容等の見直しをしていただきたい。 ②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について 回答では、学校に経費関係の事務が残り、事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結にならない。実施希望校が学校と被派遣者の自宅間の交通経路のみを把握し申請することとし、経費の積算は事務局で行うことも可能であり、学校の申請時の事務負担を最大限軽減していただきたい。なお、令和4年度芸術家の派遣事業において、複数校による連続行程での実施に係る旅費のまとめでの計上が可能となったが、他校分の経費積算を行う代表校の負担は増すと考える。 ③申請・報告のワンストップ化 都道府県等を通じた申請書類の修正指示について回答がない。 採択に当たり、推薦順位に関わらず全体の分野の偏り等を考慮するのであれば、推薦順位は不要である。実施要項を改正の上、学校と事務局間で申請・報告のワンストップ化を図っていただきたい。推薦順位付けを希望する都道府県がある場合は個別の対応としていただきたい。学校と事務局の直接連絡について、個別相談のあり方や個別相談すれば直接連絡可になるか曖昧であり、具体的な支障事例③の状況から、原則、直接連絡としていただきたい。個別相談により直接連絡可とする場合は、公平な周知の観点から、個別相談の具体的な流れを募集要項に明記していただきたい。 ④同事業内においての事務手続きの統一化について 事業報告書の提出手続きの統一も検討いただきたい。令和3年度芸術家の派遣事業実施の手引き(P6、36)に鑑文添付の指示があり、実施の手引きを実態に沿うように改訂していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
138	中核市市長会	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、国で修理費用をある程度パターン化すること等により、修理業者からの見積書の提出を不要とする。	市区町村においては、災害救助法に基づき、国が定めた基準や要領等により、被災した住宅の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出などの複数の手続きが必要とされているほか、修理は、日常生活に必要な最低限の部分に対し行うこととされている。このうち、特に、被災者からの申請における修理業者からの見積書の提出については、申請窓口等において、被災者から、「提出書類が多く、手続きが煩雑である。」、「業者が多忙で見積書の作成に時間が掛かり、手続きが遅れる」などの意見や、修理業者からは、「書類作成が重荷である。」との指摘を受けている。また、市区町村においても、見積書の確認事務は負担となっており、例えば、令和元年東日本台風においては、修理対象となる住家が相当数にのぼる中で、業者毎に見積書の様式が異なるとともに、応急修理の対象となる工事以外の内容も含まれた見積書の審査事務が負担となり、迅速な災害対応に支障が生じた。	被災者や修理業者の負担軽減のほか、申請に係る審査等の事務を担当する市町村の事務負担が軽減する。	内閣府	岩手県、八王子市、川崎市、石川県、長野県、八尾市、岡山県、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県	○当市においても令和元年度東日本台風の際、修理業者の見積書提出後の内容修正に相当な時間を費やし、双方にとって負担が大きくなった。特に業者独自の見積もり書式と、応急修理制度として指定している様式の内訳の整合においては、対象工事を抽出して整理することだけでも負担が大きく、迅速な災害対応に支障をきたした。また、小規模の修理業者が請負う場合が多く、現場対応と同時並行で事務処理の迅速さを求めることは難しい。自治体によっては必ずしも技術職が対応するとは限らないため、手続き・書類関係の簡素化を求めるところである。 ○住宅応急修理の対象となるか判断に苦慮する案件について、事前に県に確認した際、可との回答であったにもかかわらず、費用弁償請求時で不可とされた事案があった。細かすぎる審査が市・県双方に負担を強いているので、見積書の提出を求めないことも含め、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>○災害救助法による応急修理は、(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と認定された者であり、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者を含め、現物をもって行うこととされている。</p> <p>○住宅の応急修理が対象となる災害はその規模、発生時期、発生場所などによりその態様は異なるものであり、一つとして同じ災害は発生しない。</p> <p>一言に水害と言っても、堤防の決壊や越水・溢水、強風を伴う風水害など、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災の程度、損傷箇所など、立地環境により住宅の損傷の程度は大きく異なるものであること、 ・被災者の個々の住宅についても建築構造、延床面積、使用している材料・設備、築年数などにより大きく異なること <p>など、被災した住宅の修理パターンは無尽蔵にあり、費用をパターン化することは不可能と考える。</p> <p>(具体例として、浴槽(ユニットバス含む)や便所、システムキッチンだけでもメーカー、グレード・材質・サイズ・機能、国産・外国産などパターンは無数にあり、住宅に利用される柱や床材・建具だけでも、材質、サイズ、施工方法などパターンが無数にある。)</p> <p>○住宅の応急修理は、被災者がどこを修理すれば元の住宅での生活が行えるかについて、被災自治体と被災者個々のニーズを把握した上で実施するものであることから、被災者が申請時に提出する見積書を自治体が確認した上で、対象になり得るか施工業者からの見積書などを確認してから修理を行うことが合理的であると考えている。</p> <p>○また、自治体では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体は具体的な修理金額も把握せずに契約(支出負担行為)手続きを行うことが可能なのか、 ・自治体が具体的な修理内容を確認せずに被災者に修理を実施させるため、応急修理対象外となる修理を実施した被災者は、対象外となる修理についても、自治体が費用負担するものと誤認してしまい、結果として予想していない費用を自らが負担することになってしまうのではないか、 ・国はこれまで住宅の応急修理について、自治体の要望を踏まえて、柔軟な対応を図ってきたところであり、国が修理費用のパターンを示した場合、これまでの弾力的な運用に支障が生じるのではないかなど、現場での様々な課題及び混乱が生じる可能性が考えられる。 <p>○加えて、わが国の会計法規上、修理業者との契約を行う上で見積書は必要不可欠であると考えており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決算」という。)第99条においては、「工事又は製造の請負の契約でその予定価格が100万円を超えない場合は随意契約によることができる」としてあり、発災時には随意契約により迅速に応急修理を提供できるものである。また、第99条の6において、「契約担当官等は、随意契約によらうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としていているところ。</p>	<p>本提案は「全ての修理内容のパターン化」を求める提案ではなく、「類型化の余地がある修理内容についてのパターン化」を求める提案である。例えば床上浸水における床修理については、畳、フローリング等の仕上げ材及び下張り(荒板)、根太、大引、床束等の下地材で構成されるが、1平方メートル又は1畳あたりの単価をパターン化し、見積りに記載する単価を単純化することにより、施工業者及び行政の書類作成等の負担が減じられるものとする。</p> <p>また、修理内容等の確認については写真等により可能と考える。</p> <p>なお、パターン化できる項目及び単価をあらかじめ設定することにより見積書の作成の省力化等が図られ、迅速な応急修理に繋がり、一方パターン化されない項目についてはこれまでと同様に被害の状況に応じて柔軟に対応できるなど、より弾力的に被災者に寄り添った制度の運用が図られるものと思料される。</p> <p>見積書の提出を不要にすることが困難な場合であっても、上記取り組み等により、申請に係る地方公共団体の手続きや関係書類の簡素化を図り、住民のためにも迅速な災害対応を可能にすることを求めるものである。</p>	<p>【川崎市】 浸水被害の場合、1階部分がほぼ修理対象となっており、修理対象となる家屋が相当数にのぼっているにも関わらず、日常生活に必要な最低限ではないという見解から、収納の扉や床は対象外などと、見積書の審査事務を行うことが負担となっていた中で、見積書の添付自体は必要としても、その審査業務が必要かご検討いただきたい。併せて、一つとして同じ災害はなく費用のパターン化は難しいとのことだが、これまでの災害の経験から、被災者に寄り添った迅速な対応ができるよう、災害の種類に応じたガイドラインの作成等をご検討いただきたい。</p> <p>回答で示される通り、施工にはパターンが多数ある中で、修理に使用された材料費等の単価について、標準的な単価または上限単価を提示いただきたい。台風19号ではコロナも重なり、海外からの材料調達等、需要が高まり価格が高騰する状況が発生する中で適正価格を判断するのは難しかったが、精算監査で指摘されたためご検討いただきたい。</p> <p>応急修理対象外となった経費(対象外の修繕及び上限額59万5千円または30万円を超えた修理分)について、精算監査の際に見積書の詳細を問われたが、請負業者に過度な負担となるため、提出させることは不要としていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
139	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪府、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。	公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されているため、遠方から参加しなければならない学生に負担が生じている。また、少数グループによる実施となっていることから、各保健所での受入期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受入が困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の単位を履修できず、管理栄養士国家試験の受験資格が得られない可能性があり、不利益が生じることになる。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通知※3により、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」とされた。このため、本府においては、学内での実習や保健所職員による講義等による対応を行い、支障なく完了したところである。なお、管理栄養士養成施設からも、同措置の継続実施の意向が示されている。実施主体は管理栄養士養成施設であるが、管理栄養士の確保を進める観点から、今回の通知による弾力的な運用を危機管理事象の特例とせず、継続することを求める。	教育目標の達成に向けて、保健所等、学生、管理栄養士養成施設にとって、効果的効率的な実習が可能となる。	文部科学省、厚生労働省	郡山市、茨城県、千葉県、石川県、長野県、宇和島市、福岡県、熊本市、沖縄県	<p>○各保健所の管理栄養士の配置人数が1～2名であり、実習計画や課題の作成、評価なども含めて保健所職員の負担となっている。特に、実践活動の場が少ないため、事業等の実施時期を学生実習の日程と被るように調整する必要があるほか、学生の同行にあたっては、相手方の了解や移動手段等の調整が、少人数であっても大きな負担となっている。一方、学生にとっても、住居近隣の保健所での実習になるとは限らず、遠方から参加する学生の負担になっている。保健所及び学生双方の負担を減らすため、実習内容のうち、保健所等以外において実施して差し支えないものは、養成校において実施可能とする必要があると考える。</p> <p>○保健所における臨地実習では、実習生が体験・見学可能な事業が少ないため、講義の時間が長い現状がある。ICTの活用及び実習場所を保健所へ限定しないことにより、1度に多人数に対する講義が実施可能となるため、遠方から参加する学生及び対応する保健所職員双方の負担軽減となる。</p> <p>○県内の管理栄養士養成校(以下「養成施設」という)は1校のみである。当校は平成31年度4月の新規指定施設であり、現在開設3年目であるため、現時点で県内保健所で実施される公衆栄養学臨地実習のほとんどは県外の養成施設に通学している県内出身者の学生がほとんどである。(公衆栄養学実習は大学3～4年次においての実習が多い)</p> <p>公衆栄養学実習自体、受け入れ先が他の実習よりも少ないため、養成施設付近でなく、出身地で臨地実習を行う学生が多いことに加えて、県内の養成施設の公衆栄養学実習実施も今後は見込まれてくるため、保健所等での受け入れについては困難になることが予想される。(保健所での受け入れ期間が長期化することは保健所職員の負担につながる)</p> <p>県外の養成施設に通学している学生の距離的な負担および新型コロナウイルス対応を実施している保健所等の実習の中止も過去にあり、学生・保健所等の負担軽減を図る必要があることから、弾力的な運用を特例とせず、継続することを求める。</p> <p>○当市においても、第4波の影響による保健所への応援業務などで十分な人員が確保できず、今年度における公衆栄養学臨地実習の受講方法について検討しているところ。</p> <p>ご提案のとおり実習の一部だけでもICTを活用した遠隔実習等が可能になれば、自治体職員・学生の両方の負担減につながるかと考える。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘の「保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)」については、実習施設で必要な時間の臨地実習を行った上で、その教育効果が上がるよう、事前及び事後評価を総合演習等として実施する場合には、学内で行うことが可能です。</p> <p>ただし、臨地実習そのものは、管理栄養士として業務を行うことが期待される実践活動の場での課題発見・解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させることを目的とするものであることから、管理栄養士が専従する保健所等の施設で実施されることが必要であると考えております。</p> <p>この点は、御指摘の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いを示した事務連絡でも考え方を変更しているものではなく、当該事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受入れの中止等を想定し、その場合には施設の変更により実習施設の確保に努め、それが困難なときは年度をまたいでの実習を検討し、これらの方法によってもなお代替が困難である場合に、「実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」としているところです。</p> <p>したがって、「危機管理事象の特例とせず、継続すること」を御提案いただいているところ、平時には、他のいかなる方法でも代替することが困難な事態が生じるということは想定しがたいことから、臨地実習についての取扱いを変更する予定はございません。</p>	<p>臨地実習の実習期間を通じて、管理栄養士が専従する保健所等の施設で実施されることが必要であるとの趣旨のご回答であるが、実習のうち、座学にて行うものについては、養成施設等と綿密に調整を行ったうえで実施することで、保健所等以外を会場としても、教育目標の達成に支障は生じないと考える。</p> <p>現に、令和2年度は令和2年6月1日付け文部科学省・厚生労働省事務連絡に基づき、養成施設において、保健所職員が複数グループを対象に保健所等の役割や地域課題等に関する説明、地域課題解決に向けた施策の立案等に係る演習等を行ったところであり、問題なく終了している。養成施設の教員からは、グループ間での意見交換等により、学生の学びを深め、実りのある実習となったとの評価を頂いた。</p> <p>これにより、遠方の保健所等で実習を受けざるを得なかった学生の負担が軽減し、保健所等においては、実習に係る期間を短縮することができることから、保健所等職員の負担軽減につながっている。</p> <p>なお、令和2年度に特例で弾力化運用のもと実習を行った学生は、既に管理栄養士資格を取得し、資格を生かした仕事に就いている。新型コロナウイルス感染症感染収束後も、感染症予防対策は継続して必要となり、実習を行うにあたっては、受講人数の分散や、会場規模に応じた人数の絞り込みなど、感染リスクへの配慮が必要となることから、保健所等においては、実習に係る期間がさらに長期化することが想定され、養成施設等の授業運営や保健所等の通常業務等への大きな負担が生じ、ひいては、管理栄養士の計画的な養成にも支障が生じる可能性がある。</p> <p>保健所等においては、同種の突発する危機事象に備える必要があると考えており、その際でも実習が持続可能となる手法を、この機会に検討しておく必要がある。骨太の方針2021では、「すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する」と官民挙げたデジタル化の加速が掲げられたところであり、新型コロナウイルス感染症という危機事象をきっかけに、新たな生活様式の中で、ICTを活用した実習の質の向上を目指すことは有効と考える。あわせて、養成施設等では十分なスペースが確保できる大規模な講義室等を複数備えており、感染対策を行ったうえで、実習を実施することが可能であることから、実習における養成施設等の活用も有効と考える。</p> <p>そこで、保健所等において実施する事業の見学や参加等、臨地でしか実施できないものは引き続き保健所等で実施することとし、保健所等の役割や地域課題等に関する説明、地域課題解決に向けた施策の立案等に係る演習等の座学で行うものについては、保健所等職員による学内実施やICTを活用した対応等、会場や対象人数、実施手法等、自治体による柔軟な対応を可能としていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
140	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点36】	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。	市町村の空家対策担当部局が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになることで、本人確認情報を入力するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が早期に空家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、特定空家等の迅速な解消に繋がる。	総務省、国土交通省	盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、中野市、西尾市、小牧市、長岡京市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県	<p>○住民票請求は年間120件程度。</p> <p>○当市では、年間約200件(現時点では延べ1,000件超)の空き家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空き家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空き家を早期に解決する上で、支障をきたしている。今回の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大の提案が実現することにより、迅速な所有者特定ができ、危険な空き家の早期解決に繋がることが期待できる。</p> <p>○空き家の所有者を特定するためには、所有者の住民票の取得、本籍地の確認、戸籍等の書類の取得、相続人の住民票取得等他自治体に書類の送付を依頼する事務手続きがある。通常相続人は、複数人おり、相続人の住所地の自治体が異なる場合はそれぞれの自治体に住民票等を請求しなければならぬため、多大な時間と労力を要する。住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。</p> <p>○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。</p> <p>○区においても、年度によってバラつきがあるが、多い年度で20件以上の公用請求があり、5割超が区外への公用請求であり、申請から回答まで1週間程度を要しており、同様の支障事例が生じているため、制度の改正が必要である。</p> <p>○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能としていただきたい。</p> <p>○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、所有者が複数の市をまたぐ異動を行っている場合、現在の住所を確知するまでに手間や時間を要する。</p> <p>○空家等近隣住民からの相談で、空家等の状態から緊急性のある対処が必要なものに対し、所有者調査に時間がかかっているため、処置が遅れるケースがあった。また、当市の空き家所有者調査は1,000件以上見込まれ、市内の戸籍情報取得に公用請求時の改変不可用紙の費用が多いため、費用負担で公用請求担当部署から相談があった。</p> <p>○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空き家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝で所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。</p> <p>○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。</p> <p>○当市でも年間約100件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。住民基本台帳ネットワークシステムによる調査が可能となれば事務の効率化が図られ、空き家等に関する諸問題の早期解決につながると考えられる。</p> <p>○当市においても、管理不全の空き家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空き家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空き家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空き家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。</p>	<p>【山陽小野田市】 住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事務を加えることで、住基ネットの情報を利用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
141	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点37】	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確認するまでに数か月かかる事案もある。所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。	戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることで、市町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が死亡した空家所有者の相続人を早期に特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消に繋がる。	法務省、国土交通省	盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、西尾市、小牧市、長岡京市、八尾市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県	<p>○当市に相談が寄せられる管理不良な状態の空家の多くが、登記簿上の所有者が死亡したことにより空家となったものであり、数次相続が発生しているような空家も少なくない。助言・指導等を実施するために、速やかな所有者特定が求められるが、空家の所有者特定において他市町村への戸籍等の請求の事務が多くを占めている。戸籍を取得した者がすでに死亡していることもあり、そのような場合には、その者の相続人の調査が必要となり、同一市町村に対して再度、公用請求を行うこととなる。戸籍の電子情報処理組織の利用が可能となれば、空家所有者の早期特定につながるのと同時に、空家担当者の事務負担だけでなく、戸籍担当者の事務負担軽減にもつながると考える。</p> <p>○提案団体と同様の内容。なお、戸籍請求は年間240件程度。</p> <p>○当市では、年間約200件(現時点では延べ1,000件超)の空家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空家を早期に解決する上で、支障をきたしている。内容は、相続人が多数存在するケースや相続人の半数が他自治体に本籍を置いている実態があるなど、今回、戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることにより、危険な空家の早期解決に繋がることが期待できる。なお、個人情報保護措置を講じた上で、着実な運用を図っていく必要がある。</p> <p>○空家の所有者の相続人を調べるためには、戸籍関係の書類を公用請求する必要があるが、請求から回答まで多大な時間がかかる。電子情報処理組織を活用した公用請求が可能になると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。</p> <p>○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。</p> <p>○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能としていただきたい。</p> <p>○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、相続人が複数おり、かつ本籍地が異なる場合は更に時間や手間を要する。</p> <p>○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝てに所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。</p> <p>○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。</p> <p>○当市でも年間約100件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確認するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。電子情報処理組織等を活用した公用請求が可能となれば、空き家等に関する解決困難な諸問題の解消につながると考えられる。</p> <p>○当市においても、管理不全の空家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【法務省】 令和元年法律第17号による改正後の戸籍法第120条の2第1項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第10条第1項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。</p> <p>また、戸籍法第10条は、昭和51年の戸籍法の改正において戸籍の公開制度が見直された際に、戸籍の閲覧制度が廃止されたことから新設された規定であり、さらに、平成19年法律第35号による戸籍法の改正において、戸籍証明書等の交付請求をすることができる場合を限定する戸籍法第10条の2が新設されるなど、戸籍情報の性質や個人情報保護の観点から数次の制度改正がされており、今般の戸籍法第120条の2の立法過程においても、これらの経緯を踏まえた検討がされたところである。</p> <p>これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交付の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍地の市区町村以外の市区町村、つまり、戸籍を記録した市区町村以外の市区町村において交付の可否を判断することが適当ではないと考えられること、また、都市部の市区町村に、当該市区町村以外の都道府県や国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において、戸籍証明書等の交付に係る事務負担が過度に増大するおそれがあること等を考慮したものである。</p> <p>また、戸籍法第120条の2の規定は、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働と同時に施行される予定であるが、本件提案は、前述した市区町村間の事務負担の偏在等に関する詳細な検証等を欠いたまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度改正を求めるものであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対応は困難である。</p> <p>【国土交通省】 提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であることから、同法を所管する法務省において検討されるべきと考えるが、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空家対策に資すると考えられるため、国土交通省としては、そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考える。</p>	<p>本提案は本人等以外からの第三者請求のうち、地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために法令上の根拠、利用目的等を明らかにして戸籍謄本等の請求を行う、いわゆる公用請求のみを戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大の対象としている。公用請求はその他の第三者請求と異なり、請求事由や利用目的等が明確であり、その請求については、請求者の官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして行うこととされているところ、これらについて、本籍地外の市区町村で確認することが困難であるとの事情は認められず、当該市区町村で交付可否を判断することによる支障は生じないと考えられる。</p> <p>また、本提案は市区町村の空家部局による庁内戸籍部局への公用請求と戸籍部局による戸籍情報連携システムを活用した他市区町村との戸籍情報の送受信を併用することにより、市区町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を迅速に取得できるようにするものである。つまり、同じ市区町村内で手続が完結し、他市区町村へ公用請求を行うことはないため、むしろ、人口の多い都市部の市区町村においては、他の市区町村からの公用請求に係る事務負担を軽減し、また他の市区町村に本籍を有する者に係る公用請求が迅速化することで、全体としての戸籍情報取得に係る事務負担の大幅な軽減に寄与するものである。</p> <p>以上から、本提案においては第1次回答で貴省が示された懸念は想定されにくく、また、「令和2年の地方分権改革に係る提案に関する対応方針」にて「全ての行政手続をデジタルで完結できるよう見直す」とされたことから、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼働開始に合わせて管理不全空家の所有者特定のために当該システムを利用した公用請求を行うことができるよう、あらためて必要な対応をご検討いただきたい。</p>	<p>【山陽小野田市】 戸籍謄抄本についても、住民基本台帳システムの利用拡大と同様に公用請求が電子的に行うことができれば、大幅な業務時間短縮になるので、ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p>【熊本市】 今回の提案は、危険な空き家の所有者特定、管理不全な状況の早期解決につながるものであるため、改正戸籍法の施行後、速やかに市町村間の事務負担偏在等の問題を検証し、制度改正へ動いて頂きたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
144	兵庫県 【重点26】	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通協議会の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとすること	【現状】 地域公共交通に関する会議には、都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会(地域協議会)と市町村主宰の地域公共交通協議会、地域公共交通活性化協議会(活性化協議会)がある。 【支障】 現状、地域公共交通に関する会議が3つ存在し、都道府県・市町村で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町村主宰の地域公共交通協議会と活性化協議会でも別々に会議を開催していることから、都道府県、市町村の事務として非効率である。 また、路線バスの休廃止協議は、単一市町村内の路線であっても、都道府県の地域協議会の協議事項とされているが、市町村主宰の地域公共交通協議会の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複していると言わざるを得ない。 さらに、地域公共交通協議会(市町村)や活性化協議会(市町村)の構成員に都道府県が位置づけられておらず、①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがあるとともに、②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。 一方、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。 以上から、地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあり、路線バスから自家用有償運送など広く地域交通に関する協議を行う活性化協議会において、一元的に議論することが望ましい。	地域公共交通に係る会議を一元化することで、地域公共交通に関し、より総合的な政策決定を円滑に行うことが可能になるとともに地方公共団体における事務の円滑化が図られる。	国土交通省	北海道、郡山市、滋賀県、姫路市、明石市、相生市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町、鳥取県、香川県、高知県、宇土市、小林市、沖縄県	○都道府県と市町村で構成する活性化協議会で路線再編を協議した案件について、協議会の構成となっている各市町村が主宰する地域交通協議会でも同内容の協議をする必要がある。さらに都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会でも協議を行うなど、事務の重複が生じている。 ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置している「当市地域公共交通協議会」は、地域公共交通計画(当市総合交通計画)について審議を行っている。また、道路運送法に基づき設置している「当市地域公共交通協議会陸運分科会」(以下「陸運分科会」という。)は、コミュニティバスや乗合タクシー、路線バスについて審議を行っている。 今般の法改正に伴い、地域公共交通特定事業における実施計画の策定は、地域公共交通協議会での審議を経ての策定が必要となるが、再編を行うとなれば路線バスの経路変更や代替移動手段の活用など、陸運分科会での合意も必要となるため、両会議で審議内容に共通する部分が多くなると推測される。 上記の理由から、陸運分科会と地域公共交通協議会を一元化できれば、事務の円滑化を図ることができる。 ただし、乗合バス等の運行費補助と地域公共交通計画の連動化については、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることから、広域路線を各自治体の地域公共交通計画に位置付け協議会で審議することとなれば、沿線市町間において路線の必要性等の認識のズレが生じる恐れがあるため、県主宰の協議会で補助対象系統について議論することが望ましい。 ○当市では地域公共交通協議会のみを設置であり、地域公共交通活性化協議会は未設置であるものの、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。
147	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	【現状】 マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣副第396号ほか))。 さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、「個人番号カード交付前設定(端末情報と券面情報の照合)」の操作権限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたところ(「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行住第212号))。 【支障】 カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。 暗証番号設定に1分程度/枚、旧カードの廃止処理(新規交付者の1割程度が該当)に2分程度/枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。	令和4年度末までにほぼすべての住民がマイナンバーカードを取得するという国の目標を達成するため、真に職員のみが実施すべき事務に注力できる合理的なカード交付体制の確立に資する。	総務省	札幌市、旭川市、つくば市、東海村、桐生市、千葉市、江戸川区、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、浜松市、豊橋市、宝塚市、たつの市、府中市、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、延岡市、沖縄県	○基本的に派遣職員は統合端末が使用できないため、市民からの問い合わせに対し、統合端末で調べる事柄になると、会計年度任用職員以上の職員が対応せざるをえなくなっている。提案市の意見のとおり、暗証番号の設定なども手が空いた時に派遣職員が行うことができれば、正規職員の膨大な時間外業務の削減にもつながり、また、交付率をあげるための計画等に注力することができる。 ○規制緩和されることで一連の事務処理の委託化がスムーズに移行出来ると考えます。特に担当の所属、担当職員は人員の確保、人員の教育指導、作業指示等に時間を費やすことが多く今後長期的に又安定的な業務をするにあたり委託の選択肢も必要と考える。 ○一部の業務が委託できないことにより、委託化のメリットが薄れていると思われる。令和4年度までのマイナンバーカード交付に限らず、普及した後の更新業務についても年によって膨大な事務量となることから、職員での対応は難しく、委託の可能範囲を拡大する方向で検討していただきたい。 ○令和4年度末にほとんどの住民が個人番号カードを取得する目標を実現するために、同カードの普及促進の強化が図られると予想される。それに伴い市区町村の交付事務も煩雑になることから交付事務の円滑化を図ることも重要であると考え。 ○申請時来庁方式のカード交付に係る暗証番号の設定や出張申請の際の本人確認など、外部委託ができないことで、大規模な政策を打ち出すことができない現状がある。規制緩和がなされれば、民間活力を利用し、大幅な交付率増加が見込まれる。 ○委託できる業務が限られているため、カード交付には市町村職員が必要となっており、十分な交付体制を確保することが難しいため、交付通知書の発送数を調整するなどして、現在の体制で交付可能な分量を交付している状態である。出張申請においても、委託職員だけでは交付が完結しないため、現状、市町村職員で対応可能な分のみ受付を行っている。委託可能となれば、より多くのカード交付を行うことができる体制を整えることができ、交付率上昇に繋がる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>①ご提案のような状況に対応するため、令和2年11月に、地域の実情を踏まえた地方の裁量により、地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることが可能である旨を示す通知を发出し、各協議会を一元化することができる旨お示しているところ(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について(令和2年国総地第84号)」)。</p> <p>②現行制度下においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第5条第1項において、都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、同法第6条第2項第1号により、協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれることとなる。</p> <p>また、同法第6条第2項第3号により、市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合、協議会の構成員につき、市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。一方、法令で都道府県を構成員として加えることを一律で義務付けることは、市町村の裁量や自主性を狭めてしまうのではないかと懸念される。</p>	<p>生活交通の幹線系統は地域協議会(都道府県主宰)、フィーダー系統やコミバス、自家用有償は地域公共交通会議(市町村主宰)、地域公共交通計画は活性化協議会(市町村主宰)と議論の場を別々に設けることは、地域の一体的・総合的な政策決定に支障があるため、その機能を一元化の上、市町村単位で活性化協議会を設置・運営し、当該協議会で地域協議会と地域公共交通会議の役割も果たすことを可能とすることを提案している。</p> <p>令和2年国総地第84号の通知では、地域公共交通会議や地域協議会に法定協議会(活性化協議会)の機能を付加する方法や、法定協議会にバス分科会を設ける方法等が示されているが、3つの会議の存続を前提とした運営面での取扱いに過ぎず、根本的な効率化になっていない。また、法律や施行規則に根拠がある会議を通知で一本化することは各地方公共団体が施策を進めるうえで分かりづらい。実態として形骸化している地域協議会を廃止し、市町村の活性化協議会で協議を行うことが可能であることを法令上措置し、簡素で構成員、住民にもわかりやすい形式に改めることで、都道府県・市町村の事務の効率化を図ることとしていただきたい。</p> <p>また、地域協議会を廃止することから、実質的な議論が行われる市町村会議の場において、広域的な観点からも意見・調整が行えるよう、会議の構成員に都道府県が必須となることも提案している。</p> <p>地域公共交通に関する総合的な判断・政策決定を行うために、住民に身近な市町村単位での設置を基本としつつ、都道府県・市町村が一体的に議論を進める体制を検討されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 協議会等の一元化について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令改正を含め適切な対応を求める。</p>
<p>マイナンバーカードの交付に関し、民間委託が可能となる事務は、一連の交付手続中、公権力の行使にあたらぬ事実行為に限られるところ。また、統合端末操作の民間委託にあたっては、本人確認情報の漏洩の危険性に留意しつつ、委託する事務の遂行に必要な範囲に限定した操作権限を付与する必要がある。</p> <p>御意見をいただいた事務を実施するために必要な統合端末の操作権限は、現在、民間事業者への委託を可能としている「個人番号カード交付前設定」の操作権限とは異なり、全国の住民の本人確認情報が閲覧可能な「個人番号カード交付全般」「個人番号カード管理全般」の操作権限を使用する必要があるが、それらの権限を付与した統合端末の操作を民間事業者に委託することは本人確認情報の漏洩の危険性が高まることから適当ではないと考えている。そのため、当該事務の民間委託を可能とするためには、当該事務が実施できるとともに本人確認情報の閲覧可能範囲が自市町村の住民に限定される新たな操作権限を設定する必要があるところ、統合端末の改修経費・期間が必要になることに加え、統合端末の操作権限追加に伴う事務の複雑化も懸念されるところであるから、慎重な検討が必要と考えている。</p>	<p>暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業で、公権力の行使にあたらぬ事実行為である。なお、「個人番号カード交付全般」「個人番号カード管理全般」の操作権限においても、検索できるのは自団体に転入した者に限られている。</p> <p>一方、本人確認情報の漏洩の危険を防止するため、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件とすることを合わせて提案している。</p> <p>また、自治体が民間事業者と委託契約を結ぶ際、秘密の保持や個人情報情報の漏えい、滅失及びびき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることを義務付けることが一般的であるが、総務省としても地方公共団体に対し、委託契約のひな形や個人情報漏洩防止のためのマニュアルを示すなど、工夫の余地があるのではないかと。</p> <p>自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない中、令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるため、さらなる民間委託可能範囲の拡大を検討されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
148	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	【現状】 介護保険料の特別徴収義務者(日本年金機構等の年金保険者)は、第一号被保険者の年金から保険料を天引きして市町村に納入している。 被保険者が当該市町村から転出後、特別徴収の中止が間に合わず、転出先の市町村に納入すべき保険料が転出前の市町村に納入された場合は、保険料額を遅滞なく被保険者に還付しなければならない。【介護保険法第139条第2項、地方税法第17条】 【支障】 被保険者の転出に伴い生じた過誤納保険料の還付のため、転出先の被保険者に過誤納金還付通知書を送達するが、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明で返戻されることとなる。 宛先不明となった過誤納金還付通知書を正しく送達するため、転出した被保険者の居住地や生存確認を行う必要があるが、介護保険法上、こうした調査権が明記されていないため、転出先の市町村から回答をもらえない場合がある。 住民基本台帳ネットワークを利用できれば住所や生存確認が可能であるが、住民基本台帳法別表第二及び第四には、利用可能事務として保険料の徴収に関する事務は規定されているものの、還付に関する事務は規定されておらず、利用できない。	転出後に転居・再度転出した被保険者についても、正しい送達先へ過誤納金還付請求書の送達を行うことができるようになる。 また、転出後に死亡した被保険者について、転出前の市町村で過誤納金を相続人に還付すべきか年金保険者に還付すべきかを判断できるようになる。	総務省、厚生労働省	旭川市、山形市、ひたちなか市、練馬区、八王子市、三鷹市、川崎市、相模原市、長野県、関市、名古屋市中区、半田市、小牧市、草津市、寝屋川市、羽曳野市、松山市、宇和島市、佐世保市、大村市、熊本市、荒尾市、宮崎市	○被保険者の転出に伴い生じた還付金(特別徴収分)について、本人が死亡していた場合、還付通知書を相続人が受領し、請求した場合には還付を行う場合がある。一方で、年金保険者より本人死亡による返還請求が来たことにより、相続人に還付できない保険料であったことが後から判明するケースがある。 ○被保険者が死亡の場合、過誤納金を被保険者に還付するか年金保険者に還付するかの対応となるが、転出者は生存確認が取れないため、転出先等に照会をする必要がある。確認に時間を要したり、回答をもらえない場合があり、被保険者に対して迅速に還付が行えない。保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。 ○被保険者の転出により生じた過誤納保険料の還付について、転出先に通知書を送付するも、転出後の転居等により返戻されることがあり、転出先へ住基確認等の照会を行う必要がある。当該照会について、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務とすることにより事務負担の軽減が図れるとともに、通知書を正しい送達先へ送達できるようになる。 ○被保険者が転出先で死亡していたことを把握できず、本来年金保険者へ還付すべき過誤納金を、誤って被保険者(※)へ還付してしまった。※この事例では、転出先で過誤納金還付請求書を受け取った相続人等が、被保険者本人の名前で、被保険者本人の口座へ還付金を振り込むよう請求書を記入し、当市へ返送した。 ○当市では、転出先へ送付した過誤納付金還付通知書がさらなる転出・転居等により返戻になった場合は、生活保護の情報や、他課での送付先住所等の調査は行っているが、送付先が分からず公示送達を行った事例が過去に数件ある。 ○同様に、転出後の死亡日確認には苦慮しているため、住民基本台帳ネットワークの利用可能となることで、正確かつ速やかに還付することができる。
153	兵庫県、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務についても国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるよう制度改正を求める。	【現状】 県営住宅の明渡し請求後に明渡義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託することはできない。 令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。 当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。 なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。 【支障】 県営住宅を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。 一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。 現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。	損害賠償金についても、取扱時間に制約のないコンビニでの収納など、収納事務を私人に委託することで、支払先の選択肢が拡大され、債務者の利便性が向上するとともに、県の債権回収業務を効率化することができる。	総務省、国土交通省	ひたちなか市、川崎市、長野県、名古屋市中区、防府市、山陽小野田市、高松市、熊本市、大分県	○当市では、市営住宅等を退去した滞納者の住宅使用料の収納事務を弁護士に委託しており、収納実績を挙げている。しかしながら、弁償金(損害賠償金)の収納ができないため、住宅使用料から損害賠償金に変更となる時点で収納が途絶えてしまう場合があり、収納機会の逸失や文書や電話での催告を改めて行うなどの事務負担が生じている。 ○家賃の収納事務委託に関しては、当市でも検討しているが、仮に委託した場合に損害賠償金を別途委託せずに徴収することは効果が限定的となってしまう。 ○当市では退去者の滞納家賃の回収について、弁護士に委託し回収に努めているが、損害賠償金の回収については、限られた職員で請求、督促、交渉及び収納を行っている。損害賠償金の収納事務において、委託可能な事務が請求書や督促状の送付などの補助的作業にとどまるため、滞納家賃の回収において活用できる私人のノウハウが生かされず、債権回収業務が非効率のままである。 ○住宅使用料はコンビニ収納できるが、使用損害金等はコンビニ収納ができない。支払う側からしても異なる場所での支払いが必要となり、コンビニでの収納が可能となれば、生活スタイルに合わせた納付の機会の増加が見込まれ利便性及び収納率が上がることが見込まれる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護保険料の還付事務において、住民基本台帳ネットワークを利用する場合の法令上の整理や実務的な課題等について、関係省庁と連携して検討してまいりたい。</p>	<p>提案団体及びその他の自治体において、過誤納金還付通知書の送達ができない事例が多数発生しているため、住民基本台帳ネットワークを利用する場合の法令上の整理や実務的な課題等について、速やかに検討されたい。 また、住民基本台帳ネットワークの利用が実現するまでの間、厚生労働省としても市町村間で過誤納金還付に係る住所変更や被保険者の生存の確認照会ができるよう必要な通知を行うなど、介護保険料の還付事務の円滑な実施に配慮されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公営住宅の明渡請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、その対象となる事務の範囲を含め、私人への委託を可能とできないか検討を行ってまいりたい。 なお、当該検討に当たっては、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について」(令和2年12月18日閣議決定)において、総務省において私人の公金取扱いの制限の見直しを検討することとされていることを踏まえ、関係府省間で適切な連携を図ってまいりたい。</p>	<p>損害賠償金の私人への収納事務の委託について、総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等で確実に検討され、私人への収納事務の委託が可能となるよう、国土交通省からも積極的に働きかけるなど、関係府省間で連携していただき、制度改革を実現していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
155	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点32】	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。 地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5] 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	内閣府	北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会	○重複部分が多い地域再生計画と交付金実施計画の作成が、交付金申請の負担となっている。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されと考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【回答】・管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。</p> <p>・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。</p> <p>【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。</p> <p>・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。</p> <p>・一方、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。</p> <p>すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である(同法5条15項、13条1項)。</p> <p>②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とするものの必要性が感じられず、対応は困難である。</p> <p>・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>・実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>・なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。</p> <p>③その他</p> <p>・地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。</p>	<p>これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生推進交付金を受けるために作成しているのが実態である。</p> <p>このうち地域再生計画と事業実施計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば事業実施計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。</p> <p>また、地域再生計画と事業実施計画を構成する事業について、個別契約単位まで充当事業を特定せず、大括り化する(地方版総合戦略に沿った想定事業の記載や事業の方向性で足りるとする等)ことにより、変更手続に伴う負担軽減や、時機に応じた新たな事業実施等、柔軟な交付金執行が可能となる。さらに、事業当たりの交付上限額を撤廃する等により、複数の事業を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続に係る負担は大きく軽減される。地域再生計画と事業実施計画を事業ごとに複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。</p> <p>なお、事業が先導的であることを示すために計画に記載している自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の項目は、一部、地方版総合戦略において示しているものもあるほか、個別単位の充当事業に共通するポイントを記載することで、上記のように計画を簡素化した場合でも示すことは可能である。</p>	<p>【高山市】</p> <p>地方創生推進交付金の交付にあたり、3つの計画を整理し、必須要件を改正していただくのが望ましいが、それが困難であれば、地域再生計画と実施計画の記載内容の重複部分を削除し、簡素化を図っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。</p> <p>複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。</p> <p>また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。</p> <p>国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
156	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点32】	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。 地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5] 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	内閣府	北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会	○当市においても、地方創生拠点整備交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。
157	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県 【重点13】	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	【現状】 都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号] 【支障】 計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。 当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。	検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われる実態を改善し、計画策定に係る負担を軽減することにより、行政の効率化につながる。 新たな計画改定時に、十分な計画期間中の実績をもとに精度の高い見込数値を設定でき、課題に対応したサービス提供体制の整備につながる。 短期間では構築が困難な医療機関や近隣市町の協力確保等について、市町単独ではなく圏域単位で連携・調整を図ることが可能になる。	厚生労働省	北海道、仙台市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、寝屋川市、広島市、宇和島市、大牟田市、五島市、宮崎県、全国町村会	○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なまま次期計画の策定作業に着手している状況となっている。 ○障害福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている地域生活への移行や地域生活支援拠点等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害者だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。 ○当市においては、健康福祉総合計画として、障害者計画・障害福祉計画・障害児計画を一体のものとして策定している。法で3年を一期間とされているため、部分的に計画期間が異なる状態となっている。6年に延長されると同時の策定が可能となり、負担軽減につながる。 ○市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【回答】・管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と施設整備計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。</p> <p>・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。</p> <p>【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。</p> <p>・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。</p> <p>・一方、地方創生拠点整備交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。</p> <p>すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である(同法5条15項、13条1項)。</p> <p>②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とするものの必要性が感じられず、対応は困難である。</p> <p>・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>・施設整備計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p>	<p>これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生拠点整備交付金を受けるために作成しているのが実態である。</p> <p>このうち地域再生計画と施設整備計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば施設整備計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。</p> <p>また、現行では整備する拠点ごとに計画を策定する必要があり、明らかに同趣旨の案件であっても所在地が異なる場合等は個別に計画を策定している。整備により目指す将来像や解決する課題が同様の施設であれば、拠点ごとの計画作成要件を撤廃する等により、複数の施設を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続に係る負担は大きく軽減される。交付対象施設ごとに事業が先導的であることを示したとしても、地域再生計画と施設整備計画を複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。</p>		<p>【全国知事会】 地方創生拠点整備交付金の申請に当たって策定求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。</p> <p>複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。</p> <p>また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。</p> <p>国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。</p>
<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。</p> <p>他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。</p> <p>以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならぬ点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。</p>	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画を上位計画である障害者計画の計画期間の6年に延長することで、3つの計画が1本化し、地域の特性に応じた施策の展開と国等の基本指針に伴う目標設定を中長期的な視線で検討することが可能となる。</p> <p>これにより、各市町が持っている地域資源を、圏域単位で補う体制を構築することが可能となり、住民にとって大きなメリットとなる。</p> <p>しかし、現状では前計画の実態や施策効果を把握・検証し、目標達成に向けて関係者と連携し、進捗状況を確認しながら工夫や改善を積み重ねることができる期間が非常に短いため、検証が不十分なまま次期計画の計画策定に追われており、地域課題と合わせ関係機関との協議や調整等を十分行っていない。</p> <p>障害福祉サービス等報酬改定と当該計画の関連の重要性の主張については、そもそも令和3年度の報酬改定では、現行計画策定を終えた後の令和3年2月に改定内容が示されたため、その内容が計画に反映できていない。</p> <p>また、報酬改定は原則、計画に定める成果目標や量の見込みに影響を与えるものであるとは考えていないが、仮に報酬改定により新設されたサービス等、計画の見込みに影響が出た場合であっても、地域の障害福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議を行うために設置した自立支援協議会を活用し、計画途中に見直すことが可能である。</p> <p>第1次回答で言及されている他の計画との関係(上位計画である障害者基本法に基づく障害者計画)を含め、令和4年度末から次期計画の策定作業に着手する自治体があることを踏まえ、計画期間見直しの検討に早期に着手するとともに、基本指針及びQ&Aの早期提示にご配慮願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。</p> <p>【全国町村会】 一層の事務負担軽減につなげるため、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
158	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	【現状】子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。【支障】第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、全国町村会	○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながる事が期待される。 ○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よって、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。 ○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定することができないため算定方法を選択制としてほしい。 ○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出しているが、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかかってきており、多大なコストがかかっている。 ○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。 ○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのため、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護者2,000人、約40項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。
161	徳島県、愛媛県、高知県	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。	計画策定に係る時間と手間が削減されることにより、行政の効率化が図られる。	内閣府	宮城県、柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都府、京都府、城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、美馬市、上板町、つるぎ町、高松市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡市	○実施計画に関する県からの問い合わせや資料提供依頼は、提出期限が大変短く、対応困難な場合があり、各計画の提出時期が異なれば、町における事務作業の負担が軽減される。 ○地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、地方創生推進交付金実施計画とほぼ同様の内容を転記しているだけであるため、同実施計画を地域再生計画とみなすなど、両計画を一体化することで、策定に係る事務の軽減につながる。 また、現行制度では、計画変更手続きについても、両計画について同様の手続きを個別に行う必要があるため、両計画が一体化されれば、事務軽減につながる。 ○地方創生推進交付金の申請と再生計画の提出、採択(認定)がほぼ同スケジュールであるため、同時進行で作業しなければならず負担となっている。また、交付金の採択時に発生する修正作業もそれぞれ行わなければならない、煩雑となっている。 ○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画と地域再生計画を同時期に作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。</p>	<p>提案において示したとおり、第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の計画策定に際して、実態にそぐわない「量の見込み」算出結果となった事例が既に複数発生している。内閣府子ども・子育て本部として地方自治体の計画策定に関する状況調査を行うなどにより、地方の実情をよく把握いただいた上で、アンケート結果に基づき量の見込みを算出する項目の見直しや、実態に即した量の見込みが算出できるよう算出方法について研究し、算出に係る手引きを再考されたい。</p> <p>また、第2期の計画策定時においては、計画策定期限の約1年半前に算出に係る手引きが示されたが、第3期の計画策定に関しては、地方自治体の負担軽減のため、前述の策定に係る事務作業の軽減とあわせ、計画策定に関する方針を、計画策定期限の1年半より早期に提示いただくようお願いする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>【回答】提案のご趣旨を踏まえ、令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。</p> <p>【補足】 まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。</p> <p>年度当初滞りなく事業を開始できるよう、年度末に再生計画の認定を行っているが、2,000件弱の計画の認定に係る審査と並行して、地域再生法5条第17項に基づく認定に当たっての関係各省庁との協議、交付金担当との調整を行っており、また内閣総理大臣の認定を行うために必要な決裁手続を踏む必要があることから、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについてご理解いただきたい。</p>	<p>令和3年度中に申請期間のあり方について検討を行い、結論を得ることだが、具体的な支障事例において記載したように、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっていることから、係る負担が解消されるよう、実施計画と地域再生計画の提出期限について、少なくとも2週間以上間隔を空けるなど、十分な期間が確保されるような形での検討及び結論をお願いしたい。</p> <p>なお、仮に実施計画と地域再生計画の提出期限の間隔を空ける場合であっても、大前提として、実施計画の提出期限を前倒しにする等、地方に負担を転嫁する形の見直しは行わないようにしていただきたい。</p> <p>現在の国における手続上、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについては、一定の理解をするが、仮にこれ以上のスケジュールの短縮が困難であるならば、極めて多岐に渉る項目を記載することとなっている現行の実施計画様式の簡素化を図ること等、行政の効率化の観点からも、実施計画と地域再生計画のあり方について見直しを行い、地方において、現行のスケジュール内で余裕を持った対応が可能となるよう所要の見直しを行っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最低限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 一層の事務負担緩和のため、提案団体の意見を踏まえて適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
163	埼玉県 【重点17】	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。 両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。 【支障事例】 上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。 【懸念の解消策】 「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。	鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分かりやすく整理される。 また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。	環境省	秋田県、茨城県、京都府、高知県	○直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要なこともあるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じて柔軟な対応が可能な形が望ましい。 ○当県においても、ニホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ニホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが重要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。</p> <p>以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年環境省告示100号)」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。」こととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲事業実施計画の実施期間は、都道府県の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することが可能である。</p> <p>また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めることされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。</p>	<p>現行規定により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。</p> <p>実施計画の期間について、平成29年の国通知で1年を「一定程度」超える計画を策定出来るとされているが、同通知では1年を超える計画の事例が具体的に示され、本事例に該当しない場合は国へ相談することが求められており、都道府県の判断で期間を設定することが可能であると解釈することは困難と考える。</p> <p>両計画の統合については、現行制度においても、実施計画で定めることとされている事項については、特定計画においても当然に定めていることから、期間の齟齬が無いのであれば特定計画で実施計画の目的を達成することは可能であり、別に法で実施計画の策定に関する規定を設ける理由がない。</p> <p>また、両計画を統合して定めることが可能との回答については、法で、実施計画の策定が義務付けられている以上、特定計画とは別に、指定管理鳥獣ごとの実施計画を策定しなければならないことになりはならず、実質的な意味での統合ではなく、別々の計画が併存しているだけである。</p> <p>指定管理鳥獣の生息個体数及び捕獲頭数が年度によって変動し、捕獲目標頭数を見直す必要がある年度があることは理解するが、その場合でも毎年度実施計画を策定する必要性に乏しく、関係者の合意を図った上で特定計画を変更出来ることが担保されれば、法の目的は達成出来ると考える。</p> <p>また、指定管理鳥獣の順応的な管理を行うために、両計画を統合できるとしても、複数の計画を策定しなければならないことは事務負担の過大となり、順応的な管理のために計画を変更しなければならない事由が生じた場合は、中期計画である特定計画を必要に応じて変更していく方が、より順応的な管理が可能であると考え。</p> <p>捕獲目標を達成せずに漫然と計画を変えない都道府県に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の実績報告をもとに、個別に当該団体に対して、しかるべき技術的な助言等を行えば足りるのであって、すべての都道府県に毎年度の計画を義務付けるのは、合理的ではない。</p> <p>以上により、実施計画に関する規定を廃止し、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると位置付けるよう、規定を見直していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
164	埼玉県 【重点17】	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくなり、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとなる。	環境省	秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県	○当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた当団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会(本審議会及び鳥獣部会)」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。 ○当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。
165	埼玉県 【重点31】	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	【現行制度】 賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。 同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。 なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。 一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。 【支障事例】 このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	住生活基本計画(都道府県計画)において、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に関する国の登録基準の緩和と住宅確保要配慮者の範囲の拡大を定めることが可能になれば、住宅確保要配慮者の居住の安定に関する計画が一本化することができるようになり、県民にとって分かりやすい計画体系となる。 また、賃貸住宅供給促進計画を別に定める必要がなくなるため、大幅な業務の削減が見込まれる。	国土交通省	川崎市、長野県、寝屋川市、沖縄県	○当市においては、平成29年度に住生活基本計画(当市版)及び平成31年度に賃貸住宅供給促進計画を策定しておりますが、両計画の策定及び改定には多大な労力がかかるため、両計画の一本化による事務負担の軽減をお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関(以下単に「合議制機関」という。)は、同条第2項に基づき、「温泉法(昭和23年法律第125号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。</p>	<p>現行制度により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。 「検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はない」とのことだが、合議制機関として認められるためには、自然環境保全法の規定上、その設置について条例で定める必要がある。 現に環境審議会という自然環境保全法上の合議制機関が存在しているにもかかわらず、環境審議会での意見聴取を不要とするために、条例で新たな合議制機関を創設することは、基本指針において検討会や連絡協議会の設置を求めていることと整合しないとともに、行政機関の合理化、簡素化の要請にも反している。また、検討会等は、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するという、自然環境保全法で規定する合議制機関に求められる役割に沿ったものとは考えられない。 したがって、検討会等が合議制機関として認められるものとするは適切でないと考えられ、引き続き環境審議会、検討会の両方で意見を聴取する必要があり、過大に事務負担を生じさせる状況は変わらない。 そもそも、環境審議会の性質上、特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する有識者が手厚い委員構成とすることは困難であるため、第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。)に係る審議はそぐわないと考える。 環境審議会内に鳥獣部会を設置するとしても、部会では鳥獣全般に関する諸問題を審議することとなり、特定鳥獣であるニホンジカ・イノシシの有識者が少ない状況が根本的に解消されないおそれがある。 当県では、ニホンジカに関して特定計画の目標値を上回る捕獲実績を達成し、その結果、近年推定生息数が減少傾向に転換することとなり、合わせて農業被害の減少の効果が表れ始めた。これは、これまでニホンジカの生態だけではなく、当該生息域での行動を把握できる立場にいる委員からの提言等によるところが大きい。例えば、対象森林の管理者や当該地域での狩猟者のような、合議制機関等が想定するよりも、具体的かつ即地的な提言を行う者が実際には委員として実効性のある提言ができる。 検討会では、特定鳥獣の有識者である委員によって具体的な提案がなされており、特定鳥獣の実態に即した特定計画の策定が可能となっており、法律の趣旨は充足している。条例で定められた「合議制機関」ではないことから、特定鳥獣に関する新たな問題が発生した場合、その問題の専門家に委員として入ってもらうなど、実態に応じた委員構成に柔軟に変更することが可能であり、環境省が繰り返し求めている、より順応的な管理にも資するものとなっている。 したがって、検討会が自然環境保全法上の「合議制機関」であることで環境審議会の意見聴取を不要とする要件とする必要性は乏しいと考えられ、現行の検討会が「合議制機関」であるか否かにかかわらず、環境審議会の代わりに検討会等の鳥獣管理の有識者からの意見聴取で足りることとなるよう、法律の規定を見直していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。</p>
<p>賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画を一の計画として策定することについては、現行法令上、何ら制限を課しておらず、現行制度下で対応可能であり、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日付け国住政第20号・国不土第38号)においても、住生活基本計画と都道府県賃貸住宅供給促進計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化しているところである。 なお、市町村単位では、住生活基本計画と市町村賃貸住宅供給促進計画を一の計画として策定している事例が複数見受けられ、このような事例の周知に努めてまいりたい。</p>	<p>この度の技術的助言で、パブリックコメントや市町村協議など二計画で共通する手続を一度に行うことが可能な旨を明確にいただいたことにより、事務の軽減が図られるほか、二計画を一体的に策定することで、従来と比べ県民にとって分かりやすくなると考えている。 一方、地方公共団体が二計画を別に策定している前提で、国が賃貸住宅供給促進計画に関する指針を個別に改正した場合、住生活基本計画と一体的に策定している地方公共団体は住生活基本計画の改定時期ではない時期に計画の見直しが必要となる可能性がある。 当県は、二つの法律に基づく一の計画としてではなく、住生活基本計画(都道府県計画)において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定できるよう提案していたので、上記とあわせて御検討いただきたい。 また、法律上、策定が任意であるにもかかわらず、計画策定が県独自基準の設定要件とされては、実質的に計画を策定せざるを得なくなってしまう。 本計画を含めて、計画策定数が増えることは、自治体の事務負担の増大はもちろん、県民に対しても、分かりやすい計画体系構築の妨げにもなってしまう、地方分権改革の観点からも課題であるため解消を求めたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
166	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	【現行制度】偶数年の12月31日現在、就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、保健師助産師看護師法・歯科衛生士法及び歯科技工士法各法の施行規則で定められた「業務従事者届」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。「業務従事者届」を受理した都道府県は、国からの統計法に基づく依頼に応じて、その内容を衛生行政報告例として定められた様式にあわせて集計して、国へ提出する必要がある。【支障事例】限られた人員及び提出期限の中で、約10万件もの「業務従事者届」の印刷・配布、また、約76,000件の同届出の回収及び内容確認(対象者への電話連絡等)、集計作業を実施しなければならず、担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。また、人の手で内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。【制度改正の必要性】令和3年1月に厚労省にて公表された「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用に関する検討会」報告書において、マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届(業務従事者届)等の情報の突合による人材活用の手法について検討されている。その中で、現状、就業状況(業務従事者届)等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定されているが、届出情報のデジタル化等今後の在り方については別途検討とされており、当県が求める措置について具体的に明示されていないため、改めて求めるものである。	現在実施している「業務従事者届」の印刷及び配布、回収、集計作業等に係る事務の軽減・効率化が期待される。また、対象者が就労している場合には、各保健所が届出内容を確認したくとも、対象者の勤務時間の都合等、時間の制約が生じていたが、本提案が実現することでそれらの時間制約がなくなることも期待される。また、届出対象者においても届出の作成が容易になり、かつ返送等の負担軽減に繋がることが期待される。	厚生労働省	岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉県、横須賀市、茅ヶ崎市、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、倉敷市、高松市、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県	○業務従事者届の印刷、回収、提出の催促等、本業務で必要とされる事務について、調査票(業務従事者届)の印刷数は100,000枚におよび、配布先は約7,500件、回収枚数は約37,000枚にのぼることから、業者への委託を行うことにより事務の負担軽減を図っているものの、業者への多額の委託経費が調査の都度発生するとともに、取りまとめ後の内容確認作業や衛生行政報告例の報告事務等、人員が限られている中で依然として職員の負担は大きい。届出情報を全国一律によるオンライン化することにより、調査票(業務従事者届)の配布や回収、集計作業等の事務の負担やコスト削減につながることはもとより、提出者である就業者本人及び取りまとめを行う就業先の負担も大きく軽減される。また、オンライン化により届出が容易になることから、未提出者の減少が想定され、より精度の高い結果が期待でき、効果的な施策につなげることができるため、制度改正を強く求める。○当保健所では、約600施設への届出票の配布業務及び、約3,000件の届出内容の確認、集計作業を担当者1～2名で行っており、事務負担が非常に大きい。紙による届出のため、記載漏れ等が頻出しており、電子化することにより、担当者の記載確認の時間短縮が期待される。また、紙で提出された届出項目を担当者が手入力し集計を行うため、作業が煩雑であることに加え、入力ミス等統計業務の正確性を損なう恐れがある。○当県においても届出内容の不備が非常に多く、各保健所での確認作業および担当課での最終確認、集計作業等に多大な労力と時間を費やしている。届出表のデータ入力は外部委託しているものの、その後の衛生行政報告例として報告する際の不備データの処理に時日を要している。当県では、令和2年度調査より、独自に電子申請を導入し、事務の簡素化を図ったが、電子申請実施割合は3割程度にとどまり、期待したほどの事務負担軽減とはならなかった。マイナンバー制度が活用され、免許保有者および業務従事者数の把握が可能となれば、従事者からの届出の必要もなく把握が可能となることから、保健所や担当課での事務負担の軽減が期待できる。まずは、マイナンバー制度の利活用についての検討内容等を示し、今後、地方自治体の意見も反映したうえで、制度を構築されるよう求めたい。○当県においても、限られた人員で膨大な件数を処理するため、届出の回収及び集計作業にかかる事務負担が非常に大きい。また、提出時にエラーチェックができる電子データとは違い、紙による届出は記入漏れやミスが多いことから、内容の確認作業が負担であるだけでなく、統計調査の正確性が損なわれるおそれがある。○当市においても、調査対象者数が多く、調査票の発送及び回答後の確認作業等の事務負担が非常に大きい。(歯科衛生士、歯科技工士、保健師助産師看護師の従事者届出数 発送2,637施設 回答7,158件)○業務自体を委託している自治体も多く、経費がかかっている。当市においては会計年度任用職員を採用しているため、2年に1回職場環境を整える等、人件費や業務負担が生じている。○非正規職員にも調査票を配布しているが、ダブルワークの方は他の職場に提出する場合もあるため、個別に確認が必要になる。職場内で確実に回収するのに時間がかかる。調査票への自筆回答では、回答漏れなどが想定されるが、個人情報のため、職場内では確認を行っていない。正確な調査ができていないのか、疑問に感じる。資格についての回答は、通常変更が少ないため、毎回同じ回答を記入している。簡略化・登録化を希望したい。マイナンバー制度を活用したオンライン回答の導入を望む。○電子システムを導入している都道府県もあるが、個別システムより、全国一律のシステム管理とし、データ集約をすることが統計の精度が上がると考え、制度改正が必要である。○令和2年度の実施時はコロナ禍の中、業務多忙な保健所において届出の配付及び集計作業を行った。今後も新興感染症や災害等で保健所の人員では対応できない状況が予想される。また、現在紙面による提出のみとなっているが、必須項目を空欄のまま提出する事例が散見されるため、内容確認に時間を要している。届出のオンライン化により、集計作業の軽減化及び必須項目の入力漏れの対応が可能と考える。○看護職の就業先は多岐に渡り、届出実施の周知、用紙の配付には苦慮しているところである。また、年々看護職員数は増加しており、集計作業の期間としての1月15日の届出期限から衛生行政報告例報告期限の2月末まででは短すぎ、事務負担が大きい。○約4万件の届出用紙の配布、回収、集計作業だけでなく、不備、未記入に対する電話や書面郵送による確認作業等の必要があり、限られた人員を総動員しても担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。3師調査と異なり、提出先が都道府県と定められていることから、政令指定都市内の従事者分は全て本庁担当課で対応することとなっている。また、集計作業は紙の届出用紙を手作業で入力していることから、ミスが発生し統計の正確性が損なわれる恐れがある。○短期間、少人数で約33,000件の届出用紙の印刷・配布・回収・内容確認・集計作業等を実施しなければならず、担当課及び保健所の負担が非常に大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、可能なものから業務従事者届のオンライン化やデジタル化をすることや、それに伴う都道府県における事務の省力化について検討してまいりたい。なお、看護師等の資格管理情報デジタル化については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある」ことや、「資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない」ことから、「2023年度(令和5年度)までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024年度(令和6年度)にデジタル化を開始する」とされており、これによって、「正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保等の施策も実施できるようになる」とされている。</p>	<p>看護師等の資格管理情報のデジタル化が実現しても、業務従事者届に関する一律のオンライン化が実現しなければ、看護師等は従来どおり紙で提出せざるを得ず、届出をする当事者や関係機関への負担軽減、それに伴う医療従事者勤務環境の改善、患者へのサービスの向上には繋がらないと考える。</p> <p>そのため、業務従事者届のオンライン化の検討・実施に関する具体的な計画を策定・開示していただきたい。</p> <p>また、業務従事者届のオンライン化に伴い、都道府県における事務の省力化について御検討いただけるとのことだが、具体的な方法として、オンライン化により取得されたデータから、衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組みの構築により、求める措置の記載のとおり、都道府県における集計作業を廃止いただきたい。(同じく当県から提出している調理師業務従事者届制度に関する提案については、貴省からの第一次回答で、オンライン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組み等を検討する旨を御回答いただいております、同様の措置を求めるものである。)</p> <p>なお、「看護師等の資格管理情報デジタル化については、(中略)2024年度(令和6年度)にデジタル化を開始する」とされているが、令和4年度に実施される業務従事者届の提出及び衛生行政報告例における届出の提出・集計・報告に関しては資格情報管理システムの構築に先んじてオンライン化が実現できるよう検討していただきたい。</p> <p>具体的には各資格での免許番号に基づいてオンラインでの届出提出を求めることで、管理システム構築後に、各届出者の情報統合が比較的容易にできると思料する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
167	埼玉県	調剤師法に基づく調剤師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調剤師法に基づく調剤師業務従事者届制度について、調剤師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体で選択できるよう制度を見直すこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。	【現行制度】 業務に従事している調剤師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調剤師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。都道府県は、従事者届を取りまとめ、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において「就業調剤師数、就業場所」を報告する必要がある。 【支障事例】 国は従事者届を調剤師の資質向上を目的とする研修事業等に活用しているが、活用結果が示されておらず、どのように国事業に活かされているか不明確である。そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。 (参考)令和2年度 当県における従事者届の提出件数: 16,239件、県調剤師会への委託契約額: 3,669千円 また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならない、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならない、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調剤師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 衛生行政報告例(隔年報)においても、人の手で届出情報の内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。 【制度改正の必要性】 平成26年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、廃止を含めその在り方を見直すよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の励行や一層の活用を図るための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結果が国から新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。	制度改正により、調剤師の届出作成に係る負担や提出に係る金銭的負担が軽減される。 また、県の人役を、表彰関連業務や各種行事の開催などの県調剤師会との連携事業の更なる充実に向けて割くことができる。 任意規定が困難な場合においても、例えば、一連の手続きのオンライン化等が実現されれば、届出の回収、集計作業等に係る県や県調剤師会の負担の一定の軽減・効率化が期待される。 その他、届出書について、本籍地都道府県名の削除や、前年度12月から届出受付が可能となれば、こちらも一定の負担軽減が期待される。	厚生労働省	石川県、山梨県、長野県、豊田市、福岡県、長崎県、沖縄県	○市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知、届出者から県への問い合わせ対応、取りまとめ等の業務を短期間で行っており、負担は生じている。 制度の見直しを図られれば、県の負担軽減が期待される。 ○当県においても同様に、郵送費等の支出や事務作業を担う担当者の負担等が生じている。 ○当県においても、予算の確保や業務委託等の行政負担が生じている。また紙ベースでの個人情報の収集のため、厳格な個人情報の管理が必要となる。オンライン化による集計業務の簡素化やデータベースによる管理が可能であれば、業務負担の軽減につながる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>(調理師業務従事者届の必要性について) 時代や地域の栄養課題に応じた食環境整備の充実のため、調理師の資質向上を目的とする研修事業等の円滑な実施は不可欠であるところ、各自治体は調理師業務従事者届によって各地域に所在する調理師の氏名・住所・就業地等の情報を定期的に把握することで、個人に適した研修の案内に活用することができます。</p> <p>厚生労働省としても、調理師業務従事者届の情報(調理師の就業実態等)を把握しており、また、各自治体で行われる研修の質の向上のため、嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できる調理師を養成するための研修プログラムを作成しているところ。</p> <p>いずれの自治体においても、調理師に対して必要な研修を積極的に行い資質の向上を図ることは重要であると考えており、こうした研修への活用のためにも、当該届出を各都道府県の判断による選択性とすることは適当でないと考えています。</p> <p>(事務負担の軽減について) 御指摘の調理師従事者届のオンライン化については、一部自治体においては調理師本人からの届出をオンラインで実施しており、業務の円滑化を図っていると承知しています。</p> <p>現在、政府全体で、社会保障等に係る国家資格等についてデジタル化やマイナンバーの活用の検討が先行して進められているところであり、今後、その他の各種免許・国家資格についても検討が行われる予定であることから、御指摘の事務負担の軽減については、社会保障関係の資格の検討状況も参考にしながら検討してまいります。</p> <p>なお、調理師業務従事者届の提出期日は調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2第1項において定められているところ、他の職種(医療関係従事者等)の業務従事者届においても、同様に12月31日時点の情報を1月15日までに提出することとされており、調理師業務従事者届の期限が特段に短く設定されているとは考えておりません。</p> <p>また、本籍地都道府県名については、免許記載事項であるため記載を求めているものであり、届出者は免許を確認することで記載可能であることから過大な負担になるとは考えておりません。</p> <p>(衛生行政報告例について) 仮にマイナンバーの活用等により、「業務従事者届」のオンライン化を実施することとなった場合には、オンライン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移送が可能となる仕組み等を検討してまいります。</p>	<p>(調理師業務従事者届の義務付けについて) 御回答の内容は、調理師業務従事者届(以下、「届出」という。)の活用方法を示すものであり、全国一律で実施する必要性を示すものではないと考える。</p> <p>嚥下機能等に関する研修プログラムの作成に当たり、「届出の情報(就業実態等)を把握している」と回答いただいたが、衛生行政報告例の報告事項は就業場所(業種)のみである。さらに、嚥下調整食研修では特段業種を問っていないことから、研修のプログラム作成に届出情報が不可欠とは読み取れず、全国の状況を統一的に把握する必要性がやはり不明確である。</p> <p>また、研修プログラムの周知等は、管内の調理師会や保健所との連携によっても可能であり、加えて、当県の提案は研修事業等への活用届出を必要とする自治体の業務を妨げるものでないことから、選択制を不適当とする理由が明確でない。</p> <p>(事務負担の軽減について) 届出のオンライン化について、国家資格に係る事務のマイナンバー利用及び情報連携が可能となったが、調理師は対象とされておらず、今後の見通しが不透明である。届出のオンライン化により取得されたデータと衛生行政報告例が連携される仕組みが構築されれば、都道府県の集計業務が不要となり、大幅な事務負担の軽減に繋がると見込まれるため、その導入についてぜひ前向きに検討いただきたい。</p> <p>提出期日については、他法との関係上現時点での見直しが困難と理解したが、継続的な検討事項としていただきたい。</p> <p>本籍地都道府県名については簡便に記載可能と回答いただいたが、簡便であっても活用方法が不明な項目について記載させる必要はなく、不要であれば削除するべきである。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
168	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 【重点3】	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の申請先を一元化し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等に行うよう見直すこと。	【現行制度】 児童福祉法第19条の3に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるには、都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)が定める指定医が作成した診断書が必要となる。 指定医の指定を受けるには、勤務地の医療機関のある都道府県等への申請が必要だが、複数の医療機関に勤務する場合で、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要となるが厚生労働省課長通知等に定められている。また、申請は新規申請だけでなく、変更申請及び5年ごとの更新申請が必要となる。 ＜申請件数＞ 令和元年度 新規:39件 変更:12件 更新:330件 令和2年度 新規:35件 変更:4件 更新:31件 【支障事例】 現行制度では、医師が複数の医療機関に勤務する場合で、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負担が大きい。また、指定する都道府県等においても負担が生じている。(当県が管轄する複数の医療機関に勤務している指定医師数は、令和3年2月末時点で510名のうち83名である。なお、当県が管轄する医療機関に勤務し、かつ、他の都道府県等が管轄する医療機関に勤務する医師については把握できない。) また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医については、主として指定難病の診断を行う医療機関のある都道府県(政令市含む)のみに指定医の指定等の申請をすることとされており、類似の医療費助成制度にもかかわらず、申請先の考え方が異なるため医師や医療機関からの問い合わせもあり混乱している。 【制度改正における懸念の解消策】 指定医の指定等の申請先を一元化した場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等以外の都道府県等は、指定医の指定等の状況を把握することができないのではないかとの懸念も考えられるが、申請先の一元化とともに指定医の指定等を行う都道府県等が指定医師の指定・取消し等を行った場合には、公表することとなっているため、他の都道府県等も指定等の状況を把握することは可能である。	医師が複数の医療機関に勤務する場合で、その勤務地の都道府県等が異なる場合に、各々の都道府県等に指定に指定等の申請を行う必要がなくなり、複数の医療機関に勤務する指定医の負担軽減や行政の効率化に繋がる。	厚生労働省	札幌市、茨城県、柏市、相模原市、長野県、豊田市、岡山市、倉敷市、長崎県、沖縄県	○近日中に意見書を作成する予定の医師が、当県での指定を受けていないことが分かった。当該医師は、他都道府県で指定を受けていたため、当県での申請は不要と考えていたと思われる。医師の勤務する医療機関へ事情を説明し、取り急ぎ申請・指定の事務を行った。 ○提案どおりに実現してよい。 ○前段については、難病制度において、既に実施しており問題はない。 ○現状では指定医であるかを確認するために、医療機関のある所在地の自治体のホームページを閲覧して調べていたため、左記にあるような効果は十分に期待できると考える。 ○申請先が複数あるために、医師や医療機関が申請先や書類の記載を誤る事例があり、修正の手間や負担が生じている。 ○医師が県と対し、使用する様式や申請先を誤る事例が発生している。 ○当市においても、指定医の指定を受ける際に、当市以外の医療機関への勤務先変更届を提出される場合等があり、県への申請をご案内するが、手続きの煩雑さや、申請のやり直しによる届け出の遅れが生じていると懸念される。
170	埼玉県、熊本県	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】 ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分15地点)) 【支障事例】 現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m3)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m3)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m3) 当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施分のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。	測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシン類常時監視業務の合理化が図られる。	環境省	青森県、千葉市、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県	○当県においても、近年、大気中のダイオキシン類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m3前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準0.2pg-TEQ/m3と比較し、10分の1程度となっている。 本提案のとおり、大気環境中のダイオキシン類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定医の申請については、医師が診断書の作成を行おうとする全ての医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市・区(以下「都道府県等」という。)に申請を行うこととしている。一方、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づく指定医の申請については、医師が診断書の作成を行おうとする主たる医療機関の所在地を管轄する都道府県及び指定都市に申請を行うこととしている。これは、児童福祉法においては、難病法よりも多くの主体に支給認定等の事務を担っていた中で、各都道府県等において管内の指定医を把握・管理することで、例えば支給認定の審査の際に容易に指定医を確認することができる等、円滑な運用に資するためのものである。ご提案のように、児童福祉法においても主たる医療機関の所在地を管轄する都道府県等にのみ指定医の指定の申請を行えばよいこととした場合、複数の医療機関で勤務する医師や、指定医の申請を受け付ける都道府県等の負担が軽減されるという利点が考えられる一方で、例えば医療費助成の申請を受けた都道府県等において、他の都道府県等での指定状況を確認する手間が増えるほか、ある県において指定や指定の取消等が行われた場合に、他の都道府県等が当該処分を認識し、確実に必要な処分を行うことができなくなる可能性があるといった課題も懸念される。これらを踏まえ、ご提案については、一元化した場合の利点や課題について、患者団体・医療関係者・自治体関係者等の意見を聴きながら、指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討することとする。</p>	<p>まず、「指定申請先を一元化するよう見直しを行う方向で検討する」と提案の実現・対応に前向きな御回答をいただいたことに対して、感謝申し上げる。複数の医療機関で勤務する指定医師や指定医の申請を受け付ける都道府県等の負担が軽減される一方で、他県等の指定や処分の状況を把握する手間が増える可能性はあると考えている。この点については、全国の指定医師の情報を取りまとめ、ホームページで一元的に公開するなどの対応を行うことができれば、状況把握の手間は少ないと考えている。※全国の難病法の指定医情報は「難病情報センター」のホームページで公開している。指定医の負担軽減や行政の効率化の観点から、提案の早期の実現・対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>ダイオキシン類常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき法定受託事務として自治体に実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしており、現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。</p>	<p>現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減することができる。一方、具体的な支障事例にも記載しているが、当県におけるダイオキシン類濃度については、「過去10年程度の間において、環境基準値のおおよそ3割以下」を達成しており、上記の条件を上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。なお、全国においても、平成18年度以降環境基準超過はなく、また、平成22年度～令和元年度の10年間、97%以上の地点が環境基準の1/6以下であり、上記の条件を大幅に上回っている状況が続いている。上記のとおり、全国のダイオキシン類濃度が環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案したものである。今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
171	埼玉県、川越市	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】大気汚染防止法において、都道府県は大気の汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。 (参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分) 二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47) 【支障事例】近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO ₂)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できていることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。 ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用 ・自動測定機及び常時監視システム保守費用 ・自動測定機用消耗品・電気代・通信費 下記についての事務の軽減化が図られる。 ・測定データ確認作業 ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等) ・環境省報告事務 <参考(データ数)> 二酸化窒素 測定局地点数80×24時間×365日 =700,800個	環境省	札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県	○当市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、当市では国の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。 ○本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。 ○当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となってきた。(令和3年度予算約3,800万円)
172	豊田市	地方自治法の改正による財産区の廃置分合・区域変更に係る要件の緩和	地方自治法第294条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃置分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃置分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。	平成17年度に市町村合併した旧町には13の財産区があり、地区内に存する13の自治区(町内会、自治会などに相当する地縁団体の当市における呼称)と区域を同一としているため、財産区民と自治区民はニアリーイコールの状態となっている。当該地区は、当市の最北東部の中山間地域に位置しており、財産区財産はほぼすべてが山林で、その管理は、財産区民(自治区民)の「お役」により、下草狩りや林道の補修等が行われて、財産(森林)の運営・管理によって生じた収入は、住民の福祉向上に資する事業に活用されてきた。しかしながら、山間地域の過疎化は着実に進展しており、平成17年の市町村合併時に3,154人であった人口は令和2年には2,205人に、高齢化率は16%上昇し、49%になっている。このような状況下においても財産区の財産は、地域住民が守っていかなければならない。なお、地区の中心部に近い区などは区民の平均年齢が低かったり、ダムなど大規模な施設の用地を貸し付けている区は同様の施設を有しない区の数十倍の収入があったりと、13の財産区の状況(人口・年齢構成、財務状況等)は大きく異なっている。現在、進行する人口減少及び高齢化を食い止めるため、様々な定住促進策に取り組むと同時に、従来の自治区を再編し統合等を行い、住民自治機能の維持増進を目指す方策の検討を住民が主体となって進めている。自治区の再編及び合併は、構成員たる住民の合意で実施することができるが、財産区は地方自治法の規定により合併することができないため、自治区合併したとしても、新自治区内に複数の財産区が存在することになり、活用できる財産区財産(現金収入)の規模に差異が生じ、住民間で不公平感を抱いてしまうことの危惧が自治区合併に関する調整を困難なものにしている。	財産区の合併の要件を緩和することにより、市町村が自治区の再編・合併を推進する上での調整を円滑に進めることが出来る。また、複数自治区の合併と同時に財産区も合併することで、財産区財産の運営管理を基礎とした住民自治の強化(区民が「お役」として共同で財産区財産の維持管理を行い、当該財産から生じた収入を活用して住民の福祉向上に資する事業を実施する「共助」の仕組みを強化することで、住民が地域の運営に参画する機会の増加と意識の向上を図ること)を図ることが可能となる。	総務省	長野県	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として自治体に実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしていただいております。</p> <p>現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。</p> <p>御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。</p>	<p>現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。</p> <p>現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。</p> <p>一方、例えば、当県における一酸化炭素(CO)の値については、「過去10年間程度の間において、環境基準値の1割以下」を達成しており、上記の条件を大幅に上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。</p> <p>なお、全国における直近10年間の一酸化炭素(CO)の値についても、環境基準値の概ね1割以下であり、上記の条件を大幅に上回っている。</p> <p>上記のとおり、全国でも特定の大気汚染物質においては環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が長期継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方公共団体の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案を行ったものである。</p> <p>今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。</p> <p>地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>財産区は、①市町村及び特別区の一部で、従前から財産を有し又は公の施設を設けているもの、②市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合における財産処分の協議に基づき市町村及び特別区の一部が財産を有し又は公の施設を設けるものとなるものについて、その財産又は公の施設の管理、処分を行うことについて、法人格を認めている制度である。</p> <p>廃置分合及び境界変更の場合における財産区の設置は、関係市町村間に基本財産等の所有の状態に著しい不均衡があり、これを統合して新市町村に帰属させようとするのが適当でなく、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として認めているものであり、制度趣旨を踏まえると、財産区が合併することは想定していないところである。</p> <p>なお、財産区の財産を譲渡等し、地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体が管理することは現行制度上可能であるが、認可地縁団体への譲渡等ではなく、財産区の合併でなければ対応できない、具体の支障事例についてご教示いただきたい。</p>	<p>認可地縁団体への財産譲渡では、公共性のある使用方法が担保できず、財産が私的に活用されることが懸念される。よって、適正な財産管理体制を維持継続するために財産区の合併を可能にできるよう地方自治法の改正を要望する。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意見、具体の支障事例を勘案の上、引き続き検討されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
174	豊田市 【重点37】	住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	地方税法第9条における相続による納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(除票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。	住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報を取得できるようになることで、他市町村への住民票照会をすることなく、戸籍の照会が可能となり、1回の公用請求で相続人を把握できる可能性がある。また、市町村による相続人の把握が円滑かつ迅速に実施されることで、国土交通省が進めている、所有者不明土地の解消についても調査期間を削減できるほか、市民にとっても、遺産分割協議等を円滑に進められるメリットがある。	総務省、法務省	郡山市、前橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、津市、京都市、枚方市、八尾市、山陽小野田市、高知県、中津市、宮崎市	<p>○具体的な支障事例のように公用請求が2回必要となり手間である。住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報が取得可能になればこの手間も軽減されると考える。</p> <p>○当市においても住民票を照会后に本籍調査を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムから本籍情報が取得できれば、これまでの2回の調査が1回に軽減され、事務の効率化につながる。○相続人を判明させるまでには時間がかかっており、本籍地情報の取得が可能になれば、事務効率化に繋がる。</p> <p>○本籍地が市町村合併などにより現在の市町村名と異なった地名になっている場合、どこの自治体に公用請求を送付すべきか確かめる必要がある。送付先自治体を誤った場合、照会文書が行き来する時間と郵便にかかるコストが無駄になるため、ネットワークシステムで閲覧出来れば、照会先自治体を誤っていたとしてもすぐに正しい本籍地を確かめることが出来る。古い地名を調べる際、市町村のホームページ等に情報が無い場合もあるため照会文書の送付先自治体を誤ることは起こりうると考えられる。</p> <p>○当市においても、相続人調査の際に公用請求を2回行うことは、相続人の早期把握の支障となっている。住民基本台帳ネットワーク上で本籍地情報が取得可能となることで、相続人の把握が円滑かつ迅速に実施され、早期の賦課徴収に寄与することができる。また、照会元・照会先双方にとって事務作業を軽減できる利点がある。</p> <p>○相続人調査の際に、転居時などに転籍も行っている被相続人もおり、相続人調査完了まで繰り返しの公用請求が必要な事例が存在する。住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目が増えればそのような際の省力化にも繋がる可能性がある。</p>
175	三宅町、浜松市	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の取扱い方法等手続きの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)	自治体が物品の価額を算定するに当たっての判断基準等が示されることにより、自治体側が確認すべき事項を理解した上で、寄附価額の算定作業を進めることができ、寄附受付業務の円滑化が期待できる。また、事業者側が自治体に提出すべき書類等を予め準備することが期待できるため、寄附の募集及び受け入れに当たっての事業者との調整も円滑に進むことが期待できる。さらに、自治体が活用を検討している事業において、事業者からの物品による寄附を積極的に募集することにより、地方創生のさらなる推進を行うことができる。	内閣官房、内閣府、財務省	仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香芝市、高松市、高知県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市	<p>○昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、医療用資材等の物品の寄附が多数あった。今後も物品による寄附が予想され、寄附価額の算定方法や寄附物品の取り扱い方法等手続きが明確化されることで、地方創生応援税制の活用を積極的に検討することができる。企業に対し、物品の寄附を積極的に募集することで、企業版ふるさと納税を活用した寄附の増加が期待できる。</p> <p>○当県においても、事業者より物品による寄附の申し出があったが、寄附価額の評価方法等の手続きが明確化されていないため、都度内閣府及び税務署への確認を要し、寄附の受入に支障が生じている。</p> <p>○当県においても物品による寄附の申し出が複数件検討されており、同様に寄附額の価額算定に苦慮している。</p> <p>ついては価額算定方法等に一定の指針を示していただきたい。</p> <p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、当市においても同様に、フードロスやSDGs、子ども・子育て支援の観点から、乳児及び妊産婦用物品の寄附の申し出があり、物品価額の算定や受領後の取り扱いの検討に苦慮したところである。(本件は結論として企業版ふるさと納税の活用はなかった。)</p> <p>全国的に見れば、災害用コンテナハウスや楽器(個人版ふるさと納税)による寄附が行われるなど、今後も現金以外での物品による寄附件数は増加することが予想され、自治体や内閣府においても一定の判断基準が必要となる。</p> <p>そのため、寄付を認める物品の種類(固定資産や一般消耗品)や、物品価額の算定方法、受領後の取り扱い方法など、一般的なガイドラインを作成し、税務署とも事前に協議・調整いただくことで、自治体や寄附企業の事務効率化を図ることはもとより、事業者からの物品寄附の積極的な募集など、地方創生のさらなる推進を行うことができる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省】 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報、住民票コード及び個人番号並びにこれらの変更情報に限定されており、「戸籍の情報」を追加することについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものと考えます。</p> <p>【法務省】 住民の居住関係を公証し、住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳制度と、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する戸籍制度とは、制度上の仕組みや対象が異なっており、一方の制度のネットワークに、もう一方の制度に関する情報を流通させることは適切ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加することは困難である。</p>	<p>当市の提案は、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加え、住基ネット端末から当該情報を取得できるようにすることにより、住民票除票の公用請求事務をデジタル化し、事務の効率化を図ることを目的としている。</p> <p>第1次回答において、「住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものと考えます」とされているが、本提案は国が進めているデジタル・ガバメントの推進にも大きく寄与する内容であり、また、</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日 第一小法廷判決)において、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、(略)人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、(略)個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。」とされていること。</p> <p>・「戸籍の表示」についても、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において、管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものであり、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報であるとは言い難いことから、住基ネットの本人確認情報に「戸籍の表示」を加えられない合理的な理由が見い出せないこと。</p> <p>も踏まえ、スピード感のある検討をお願いしたい。</p>	<p>【京都市】 措置を求めている「戸籍の情報」とは、相続人調査等のため、戸籍を請求する際に必要な情報である「本籍地情報」のみであることから以下のとおり反論する。</p> <p>(総務省) 国が中心となって行政手続きのデジタル化を進めていく必要があるなか、郵送による照会を前提した手続きを改善するために、最低限の見直しを求めるものであり、速やか検討をお願いしたい。</p> <p>(法務省) 住民基本台帳法第7条に基づく「戸籍の表示」に「本籍地情報」が含まれることから、戸籍制度の情報を流通させるものではなく、住民基本台帳制度の情報を閲覧できるよう追加するものであり、困難ではないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣官房・内閣府】 物品による寄附については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<事業実施・実施状況報告編>」に記載しているように、一般に、「当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領」することを求めている。</p> <p>すべての現金以外の資産について価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体のニーズ等を調査した上で、国税及び地方税の取扱いも踏まえながら、明確化の必要性が高い現金以外の資産の範囲や寄附受領後の手続きの在り方等に関する論点整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【財務省】 法人税法上の寄附金の額については、贈与の時における価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額としている。</p> <p>このため、個々の具体的な事実関係に応じて判断することになり、一律にその価額の算定方法をお示しすることは困難であるが、内閣府から手続の明確化について協議があれば応じてまいりたい。</p>	<p>多種多様な物品による寄附が想定されるため、すべての資産についての価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを全て示すことが困難であるという認識をしている。</p> <p>もつとも、物品による寄附が制度上認められており、また、多くの事業者からの寄附の申し出が予定されている状況においては、できる限り手続きを明確化していただき、地方創生応援税制を利用しやすい制度にさせていただくことで、官民連携による地方創生のさらなる推進を行うことができると感じている。</p> <p>そのため、地方創生応援税制における物品による寄附の手続きについては、速やかな検討と指針を定めるなどの適切な措置をお願いしたい。また、価額の算定方法については、国税庁ホームページに掲載しているタックスアンサー(よくある税の質問)等と同様に、想定される代表的な物品寄附の取扱いについて、できる限り価額の算定方法の明確化についての適切な措置をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
176	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめ、最終的には県が確認・集計作業を行っている。 様式が厚生労働省令で定められているため、上記の作業はすべて紙書類により行われており、特に県における確認・集計作業については職員のみでは対応が困難であるため、業務委託を行っている。 ＜参考＞ 調査対象数：約45,000人／2年 業務委託料：約1,000千円／2年	本人及び医療機関における作業負担の軽減。様式の電子化による市町及び県における確認作業の負担軽減。併せて、県における確認・集計作業の業務委託の廃止。	厚生労働省	岩手県、茨城県、前橋市、茅ヶ崎市、山梨県、長野県、松山市、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	○業務従事者届の印刷、回収、提出の催促等、本業務で必要とされる事務について、調査票(業務従事者届)の印刷数は100,000枚におよび、配布先は約7,500件、回収枚数は約37,000枚にのぼることから、業者への委託を行うことにより事務の負担軽減を図っているものの、業者への多額の委託経費が調査の都度発生するとともに、取りまとめ後の内容確認作業や衛生行政報告例の報告事務等、人員に限られている中で依然として職員の負担は大きい。届出情報を全国一律によるオンライン化することにより、調査票(業務従事者届)の配布や回収、集計作業等の事務の負担やコスト削減につながることはもとより、提出者である就業者本人及び取りまとめを行う就業先の負担も大きく軽減される。また、オンライン化により提出が容易になることから、未提出者の減少が想定され、より精度の高い結果が期待でき、効果的な施策につなげることができるため、制度改革を強く求める。 ○当保健所では、約600施設への届出票の配布業務及び、約3,000件の届出内容の確認、集計作業を担当者1～2名で行っており、事務負担が非常に大きい。紙による届出のため、記載漏れ等が頻出しており、電子化することにより、担当者の記載確認の時間短縮が期待される。また、紙で提出された届出項目を担当者が手入力集計を行うため、作業が煩雑であることに加え、入力ミス等統計業務の正確性を損なう恐れがある。 ○本市では業務従事者届のデータ入力は委託をしているが、不備があった場合(必要事項の記入漏れ、記載欄誤り)、は保健所から問合せをしており、人員と時間が限られる中、確認作業にかかる事務負担が非常に大きかった。業務従事者届の電子化が実現されれば、届出対象者の記入漏れを防ぐことができ、保健所においても集計時の事務作業が非常に軽減されることが期待されるため、届出の見直しを要望する。 ○本市においても、調査対象者数が多く、調査票の発送及び回答後の確認作業等の事務負担が非常に大きい。(歯科衛生士、歯科技工士、保健師助産師看護師の従事者届出数 発送2,637施設 回答7,158件) ○非正規職員にも調査票を配布しているが、ダブルワークの方は他の職場に提出する場合もあるため、個別に確認が必要になる。職場内で確実に回収するのに時間がかかる。調査票への自筆回答では、回答漏れなどが想定されるが、個人情報のため、職場内では確認を行っていない。正確な調査ができているのか、疑問に感じる。資格についての回答は、通常変更が少ないため、毎回同じ回答を記入している。簡略化・登録化を希望したい。マイナンバー制度を活用したオンライン回答の導入を望む。 ○大量の紙媒体であるため、記載内容の確認作業等処理作業に相当の労力を要するのみならず、その後の保管や処分にも労力を要する。集計及び確認作業等が行える業者に限られることから、集計作業に限定して委託をしており、記入誤り等の確認作業は市及び県で行っている。そのため、確認作業による市及び県の負担はあまり変わっていない。 ○業務従事者届については、保健師・助産師・看護師(准看護師を含む。)の他に歯科衛生士・歯科技工士の取りまとめ、同時時期に三師調査として医師・歯科医師・薬剤師の調査の取りまとめも行っており、通常業務と並行して行っているため、負担の軽減が必要と考えている。
177	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。 山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴取が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壤汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。	申請者の負担軽減や書類審査の迅速化による円滑な事業の執行及び審査業務の合理化	環境省	山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪市、宇和島市、大分県、宮崎県	○本市においても、同意書が提出されないことで届出の完了に時間を要することがある。特定有害物質による汚染がないことを条件とするが、添付書類(同意書)を削減することができれば、審査の迅速化や合理化は期待できる。 ○当県における届出事例約80件／年のうち、40件程度に同意書が添付されている。山林等の大規模開発の場合、1申請につき500～1000筆の同意書が添付されることもある。 ○土地所有者の相続手続きが完了していない場合、関係人の調査等が難航する可能性があり、開発スケジュールに影響を及ぼすなど届出者にとっては大きな負担となりえる。そのため、対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当しないと判断できる場合は、同意書の添付を省略することとし、手続きの合理化を図る必要がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、可能なものから業務従事者届のオンライン化やデジタル化をすることや、それに伴う都道府県における事務の省力化について検討してまいりたい。また、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第33条に規定される業務従事者の届出については、現行制度下で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業先で取りまとめの上、届出を行うこと ・電子媒体で届出を行うこと <p>のいずれも可能であり、これらは実際に行われているものと承知している。</p> <p>なお、看護師等の資格管理情報デジタル化については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある」とことや、「資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない」とことから、「2023年度(令和5年度)までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024年度(令和6年度)にデジタル化を開始する」とこととされており、これによって、「正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施できるようになる」とされている。</p>	<p>現在、業務従事者届の様式(第三号様式)で届出された情報を抽出し、集計する作業を委託で実施している。</p> <p>現状、本人や就業先が電子媒体で届出を行うことが可能であるとのことだが、現様式では集計作業にあたって県で再入力せざるを得ず、デジタル化の推進に向けて、県及び就業先が簡易にデータ取り込みできる様式及び集計システムを構築していただきたい。</p> <p>それができるまでの間は、県や就業先において集約しやすいよう、必要な情報に絞った独自様式を使用することを可能にしていきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>土地所有者以外の届出者が行おうとする土地の形質の変更について、土壤汚染対策法第4条第3項に該当する場合には、都道府県等は第4条第1項届出者ではなく所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)に対し調査命令を出すこととなるため、第4条第1項に基づく届出時点において、所有者等が同意していることをあらかじめ確認しておく必要がある。同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。</p> <p>なお、仮に同意書を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われ、逆に地方公共団体の事務負担の増加を招く可能性があるとと思われる。</p>	<p>法第4条第1項の届出の趣旨は土壤汚染の状況を把握するための調査のきっかけとするものであることから、土地所有者以外の者が行う届出時の最低限必要な添付書類を「形質の変更の範囲を明らかにした図面」とし、届出全体の1%程度である調査命令発出のときに、発出先である土地の所有者の確認(登記事項証明書・土地の形質の変更の工事の請負契約書等の確認)をする事務手続きにすれば、現在全届出を対象として実施している書類審査や補正指導等の事務の大幅な軽減につながる。</p> <p>なお、「同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、(中略)例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる」とあるが、道路整備事業等において、土地の売買契約完了前に土地の改変に着手する場合等工事請負契約の発注者と土地の所有者が異なるケースや口頭による契約の場合等、同意書を要するケースが見受けられる。</p> <p>また、仮に同意書等を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られていない土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われる可能性はあるが、そのようなケースは法第66条第1項第2号に罰則規定があるため、多くは想定されず、確実に大幅な事務の軽減につながる提案を採用するべきである。</p>	<p>【広島市】 実態として、土地所有者等の同意を得ているが、同意書又はそれに代わる書類を作成することなく着手しようとする工事は存在しており、自治体の指導により着手30日前までに同意書を作成させなければ、届出の受付ができない事例はある。</p> <p>加えて、届出者が同意書作成に難航する事例(土地が共有物である場合、全ての共有者と調整し、同意書を作成する必要がある等)が多く、届出制度を運用する上で支障となっている。</p> <p>なお、土壤汚染対策法の目的を達成するためには、仮に土地所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更であっても、工事着手前に土壤汚染の状況を把握し、その汚染による健康被害の防止に努めるべきと考える。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
178	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高圧法:高圧ガス保安法	大部分のバルクローリーは、高圧法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。 高圧法と液石法の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。 ＜高圧法手数料＞ ※設備の処理能力により手数料が変動(令和2年度実績(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) 新規許可・完成検査 計:36,750円 変更許可・完成検査 計:24,500円 ＜液石法手数料＞ 新規許可・完成検査 計:64,000円 変更許可・完成検査 計:44,000円	手続きの簡略化、手数料等の負担軽減に伴い、液化石油ガス関係のバルクローリーの導入が促進されることによる、関係産業分野の発展が見込まれる。 同一対象物、同一基準に係る2つの許可等手続きの取扱いを統一化することで、行政による事務負担の効率化が図られる。	経済産業省	相模原市、富山県、石川県、長野県、名古屋市、大阪府、茨木市、徳島県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県	○提案と同様、液化石油ガス法における充てん設備と高圧ガス法における移動式製造設備としての両許可等を受けている事例があり、許可等の申請の際には、それぞれの手数料、事務負担が生じている。統一化することで、事業者側の負担及び行政側の事務の効率化が図られる。また、一方の許可等を失念するなどの遺漏を防ぐことができる。 ○新規の設置許可については、高圧法及び液石法とも同一基準により許可しているが、設置許可後の変更工事については、その内容によって高圧法と液石法で運用が異なっている場合が多く、例えばフレキシブルチューブを取り替える場合、液石法においては同一メーカー、同一型式であれば変更届の提出となるが、高圧法においては変更許可及び完成検査が必要となる。このような場合でも高圧法の許可を不要とすることになるのか疑問がある。設置から変更工事、廃止までトータルで検討する必要がある。 ○事業者にとって、高圧法及び液石法の2つの法律で許可を受けることは、事務的・経済的負担となり、行政にとっても同一車両について2つの申請を審査する必要があることから事務負担となる。許可等を統一することは、事業者・行政ともに、負担軽減が図られ、関係産業分野の発展も見込まれる。ただし、液石法上の許可を受けた場合に高圧法上の許可を不要とすると、液石法の許可基準では容器置場、置場距離等の審査基準が無く、規制緩和になる恐れがあることから、統一に当たっては、検討が必要である。 ○許可等の一本化については事業者、行政にとって効率的と考える。
179	広島県、宮城県	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。 また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することについて、印刷費用等に負担が生じている。 このため、政府全体で行政手続のデジタル化が推進されていることも踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。 【資料の提出までに要する委託費用】 下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円 都市計画事業認可手続に関する資料 …150万円～200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷する必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の節減が期待できると考えている。	下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料の合理化による行政事務の効率化	国土交通省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、千葉市、川崎市、横須賀市、富山市、名古屋市、田原市、京都市、鳥取県、徳島県、大牟田市、熊本市	○当県においても、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」に係る図書の作成には印刷費用や作成作業に負担が生じている。 ・特に「都市計画事業の認可」に係る図書においては、添付図面が何十枚にもなり、A1サイズ等で印刷のうえ、製本する作業を考慮すると、費用・作業とも大きな負担となるため、電子媒体等の提出による手続きの簡略化等について、検討いただきたい。 ○当市においては協議先は県ではあるものの同様の簡素化を求める。 ○当市でも資料のコピーや印刷に時間を要しているため、事務手続きの効率化の観点から、下水道事業計画の協議及び都市計画事業の認可に係る提出資料を紙媒体ではなく、電子データでの提出を可能とすることを求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>バルクローリーに関して、高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)では工業用の充てん、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)では民生用の充てんについて、それぞれ基準を定めている。一部の許可基準項目は同一であるが、高圧法と液石法ではそれぞれ工業用と民生用とで使用目的や供給対象が大きく異なるため、基本的には別途の基準を定めているところであり、審査の実態や保安への影響を踏まえた慎重な検討が必要。</p> <p>なお、両法令の手数料については、両法令の規定に基づき、各自治体の手数料条例の改正により解消可能。</p>	<p>バルクローリーは工業用・民生用ともに「貯槽等への燃料用LPガスの充填」といった同一の使用目的であるが、現状は高圧法及び液石法の両方の技術基準を満足した「工業・民生共用」として、両法令の許可を受けて運用されている。</p> <p>このため、両法令の技術基準の統合、手続きの一本化を図ることで、事業者の負担軽減及び行政の事務手続き効率化が期待できる。</p> <p>第1次回答では「一部の許可基準項目は同一」とのことであるが、両法令における設備、構造等のハード面及び製造・充てん方法のソフト面の技術基準の大部分が同一であり、例えば高圧法に特化した基準(液石則第9条第1項第5号、第2項第1号イ、ト、リ、ヌ及び第2号)を液石法で規定し、「工業用使用時は当該基準を遵守する旨の追記」等の措置により保安への影響の解消が可能と考えている。</p> <p>令和3年3月の産業構造審議会(液化石油ガス小委員会)では、液石法に関する事務・権限の指定都市への移譲に関する報告に関し、「高圧法及び液石法上の許可・検査等の行政手続簡素化については引き続き検討予定」との見解が示されている。前述の現状を十分に御勘案いただき、本提案を前向きに御検討いただきたい。</p> <p>なお、「各自治体の手数料条例の改正により解消可能」とあるが、高圧法及び液石法関係事務は地方自治法第228条第1項により「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要」として、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準手数料額が定められている。当県としては、都道府県間で手数料額が異なることは適切ではないと考えており、手数料面に加え事務手続き負担解消の面でも手続きの一本化が必要と考えている。</p>	<p>【相模原市】 法令の整備に関しては、高圧法又は液石法の内容を確認し、規制緩和にならないよう慎重に検討する必要があるが、法改正によるメリットは、行政、事業所ともに十分にあると考えられる。回答欄(各府省)に記載があるとおり、経済産業省において法改正等の検討を行っていただき、今後の対応方針等、明確な回答をいただきたい。</p> <p>【広島市】 工業用と民生用で使用目的や供給対象は異なるものの、バルクローリーは同一物であり、高圧法と液石法の関係条項においては、ハード面(設備、構造等)の技術基準、及び新型ローリーに係るソフト面(製造・充てんの方法)の技術基準は完全同一である。液石法では規定されない別途の基準として、旧型ローリーに係るソフト面の基準の一部(具体的には、高圧法液石則第9条第2項第1号イ、ト、リ、ヌ及び第2号の部分)について、液石法への当該条項の規定を追加(高圧法として使用する場合は当該基準を遵守)することで、手続きの統一化が図られ、事業者側にとって負担軽減が期待され、保安面での影響も解消されると考える。</p> <p>高圧法、液石法関係の手数料については「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で標準的な手数料額が定められている。このため、都道府県間において手数料額に差異が生じることは適切ではなく、全国的な統一化が図られるべきと考える。</p> <p>現在の運用では工業用と民生用で区別する必要がなく、許可の統一化により事業者・行政ともに負担軽減が図られ、産業分野の発展も見込まれる。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>下水道法第4条第2項及び第4項の事業計画書並びに都市計画法第60条第1項の申請書及び同条第3項の添付書類については、現行下水道法並びに都市計画法において、提出に当たっての媒体種別に関する特別の定めを設けておらず、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び「国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能である。</p>	<p>第一次回答により対応可能とのことであるが、実態は、運用上紙媒体での提出が求められていることから、各地方整備局及び地方公共団体に対してその旨周知徹底していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
180	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなどの地方独自の住民サービス拡充に努めている。こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発に当たっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組みではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組みが、電子申請でも利用できるようにする必要がある。当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。	これまで地方公共団体が行ってきた、住民の利便性を高めるための取り組みを阻害することなく、デジタルガバメント実行計画を推進することにより、より一層、住民の利便性が向上すると考える。	デジタル庁、外務省	旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、大分県、宮崎県	<p>○旅券事務の電子化に必要な機器設備については、都道府県への配備は外務省で機器調達の上配備し、旅券事務を権限移譲している市町村への配備は都道府県で負担することとされている。このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取組んだ都道府県ほど、多大な負担が生じることとなる。都道府県への機器設備も、既存の外務省のシステム用回線が配備されている事務所(いわゆる「機械化事務所」)においては、旅券事務電子化当初(2022年度)に配備を行うが、外務省のシステム用回線が未整備の事務所(いわゆる「非機械化事務所」)については、都道府県が希望する数ではなく、外務省が全国的な配置数を考慮しながら機器調達必要数を決定の上配備することとなっている。このため、都道府県において機器が不足する場合は、各都道府県が負担の上機器を調達する、あるいは外務省の調達機器の範囲での電子化導入となり、法定受託事務の執行に必要な機器であるにもかかわらず、都道府県に負担が生じたり、あるいは電子化の対応が機器の配備数に限られ、住民サービスが低下したりする恐れがある。</p> <p>○当県においても、従来の紙申請書による申請については県内のいずれの市町村でも可能となっており、電子申請導入により住所のある市町村でしか申請できないことになると、申請者の利便性が損なわれる。外務省は平成20年1月17日付け「居所申請及び氏名の読み方・表記の例外の拡大に関する対外応答要領」において、「市町村は、その境界内に住所を有しない者が当該市町村が所在する同一都道府県内に住所又は居所を有している場合には、自らやむを得ない事情を証明しない限り、その者からの一般旅券発給申請は受け付けるべきである」との見解を示しており、電子申請の導入に当たっても、この見解を踏まえ、申請者が県内市町村窓口を選択することが可能な設計をするべきであると考えられる。</p> <p>○旅券事務について、電子申請システム導入後も、従来どおり県民の住所地にかかわらず県内全ての市町村窓口を利用できるよう、県民の利便性が向上し、地方の取組が後退しないシステムとなること。</p> <p>○旅券事務を移譲された市町村窓口に係る整備費用は国負担の対象外となっていることから、分権を推進した地方自治体がより大きな負担を強いられるとともに、各市町における対応状況(導入の有無・時期等)に差異が生じ、住民サービスに不均衡が生じるおそれがある。</p> <p>また、紙申請・電子申請の併用により業務の輻輳・混乱が見込まれる上に、国が示す現在のシステム案ではエラー対応の多くを職員が行うことになっており、導入に伴う負担が大きい。</p> <p>○現在、当団体では、事務移譲している市町村の一部において、事務を広域連携で処理しており、広域連携を行っている住民にとっては、住民票所在地と申請(受領)市町村とが異なる場合がある。例)A市を幹事団体とするA市・B市・C市の3市での広域連携の場合、B市・C市の住民はA市で申請(受領)する。</p> <p>上記の場合、B市・C市の住民の電子申請システムでは、A市が表示される仕組みが必要である。現行の紙申請と電子申請の窓口が異なれば、これまで進めてきた事務移譲に混乱が生じるため、都道府県の状況に応じたシステムを構築されたい。</p> <p>○当県においても地方分権を進め、県民の利便性向上を図ることを目的として、旅券発給窓口業務を全市町村に権限移譲している。</p> <p>権限移譲については多くの都道府県で、状況は異なるものの、行われていることから、国においても考慮されるべきと考えられる。</p> <p>旅券発給事務のデジタル化を円滑に進めるためには、権限移譲をはじめ都道府県や市町村の状況を踏まえた制度設計を行い、適切な時期に導入することが必要である。</p> <p>○地方独自のサービスもあり、現時点において電子申請の住所地以外の全市町村での窓口利用が可能になるのか、または各県ごとに異なるのかが定まっていない状況にある。そのため、一例として、戸籍情報の確認にマイナンバーカードでの読取りを想定されているが、旅券窓口での機器の設置に伴い市外住民の情報共有をどこまで出来るかが懸念される。また、旅券窓口を設けていない市町村が全て開設されずに電子化を進めた場合、近隣市の住民の当市での申請が予想され当市民の待機時間が長くなりサービス促進が妨げられる。</p>
182	広島市	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までにすることとされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。		文部科学省	札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、川崎市、相模原市、富山県、豊田市、京都市、鳥取県、島根県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市	<p>○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方との折衝等の都合、実務上国の求める期日までに調整ができず顛末書を提出した事例が複数ある状況である。少子化による廃校が増えている中、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関し、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。</p> <p>○当市においても、廃校となった施設の跡地活用について各団体と随時個別に協議を進めているところであり、いつ利活用の合意に至り供用開始するか時期が不透明である。そのため案件によっては財産処分予定時期の2か月前までに報告書を提出することが困難となる場合も想定される。</p> <p>○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。</p> <p>○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>県内市町村窓口の自由選択などの仕組等、地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている。</p> <p>法定受託事務を委託している都道府県の行う旅券事務関連機材は国が負担している。都道府県が再委託している市町村で必要とされる機材については、基本的には、都道府県が都道府県手数料を財源に市町村に交付する交付金などで賄われていると承知しており、国は負担していない。今後の費用負担については予断できないが、仮に市町村で必要な機材を国として負担するよう要望されても、そのために必要な予算の目処は立たない旨回答せざるを得ない。なお、都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない。</p>	<p>回答前段については、窓口自由選択等の地方独自サービスの内容が都道府県により多様であることを踏まえ、現在の地方独自サービス水準が低下しないよう、各都道府県の状況を丁寧に調査し、早期に仕様案をお示し頂いた上で緊密な意見交換等を行い、所要の機能実装を行われるようお願いする。</p> <p>回答後段について、これまでの間、旅券事務の移譲を受けた市町村の事務費については、特別のネットワーク接続機器類なしで実施可能であったため、都道府県がその手数料収入を財源として交付する移譲事務交付金でその事務費を賄うことができた。</p> <p>しかしながら、今回の電子申請導入に伴う機器整備(LGWAN端末等の経費を含む)については、移譲事務交付金に含める制度的な設計はなされておらず、また、今後国が具体的に示す仕様によっては多額となる可能性もあり、結果的に、国の事業実施のため地方団体が経費の負担を強いられるということになる。</p> <p>以上を踏まえ、地方分権の成果を阻害しない観点から更なる検討を頂きたい。</p>	<p>【千葉県】 都道府県手数料は、現在行っている旅券の発給業務に係る人件費や事務費等に充当しているものであり、今後新たに導入される電子申請に係る機器整備費などは含まれていないことから、権限移譲した市町村で必要とする電子申請に係る機器についても国負担としていただきたい。</p> <p>【大阪府】 外務省の前段の回答では、「地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている」とされており、未だ具体的な制度が確定していないため、都道府県や市町村では、今夏に必要な経費を予算要求することができず、2022年度から電子申請等を導入することができなくなるため、早急に制度を確定し、お示しいただきたい。また、都道府県や市町村の進捗状況を勘案していただき、導入時期の再検討をお願いしたい。</p> <p>また、総務省では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図ることを目的に地方分権改革を推進している。都道府県でも同様に地方分権を進める観点から、全都道府県の7割以上が旅券の事務移譲を行っている。</p> <p>都道府県では、旅券法第20条第2項により政令で定める額を標準として手数料を徴収しているところであるが、デジタル化の推進は新たな国策であることから、電子申請等の導入に伴い、新たに発生する必要機材費用等については、都道府県が市町村に事務を再委託(移譲)しているかの有無にかかわらず、現在の手数料の範囲で賄うのではなく、国が全額負担すべきであると考えます。</p> <p>後段の回答では、「都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない」とされていることから、予算の目途が立たないことを理由に、地方分権改革を進めている都道府県に不利となるような対応は改めるべきであり、適切な措置を求める。権限移譲が進む旅券事務において市町村での電子申請等の導入が限定的になれば、国が推進する行政のデジタル化が停滞しかねない状況になるため、電子申請等の導入が確実なものとなるよう制度設計されたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公立学校施設整備費補助金に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定時期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定日間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕もった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反することがないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定時期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれては、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。</p>	<p>「処分予定時期の2か月前」という報告期限は、これを定める以前の状況を踏まえて「財産処分ハンドブック」において設定したとのことであるが、この「財産処分ハンドブック」の作成から2年以上が経過し、報告に係る事務処理や自治体への確認・調整について、事例の蓄積に伴う効率化が図られているものと考えるので、自治体による地域住民等のニーズへの迅速かつ柔軟な対応に支障が生じている実態を踏まえ、ぜひとも報告期限の見直しを検討いただきたい。</p> <p>なお、報告期限の見直しとならない場合であっても、顛末書の提出は心理的な障壁となるため、報告書への理由の記載に代えることができるので、併せて検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
183	広島市	離島活性化交付金の弾力的運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。	当市では、離島において災害発生時に燃料輸送や電力供給が停止した場合に備え、太陽光発電と中古EVバッテリーの再利用による災害時電力供給システムの構築を検討し、その財源の一部に離島活性化交付金(安心安全向上事業のうちの防災機能強化事業)の活用を検討している。また、現在、当該離島内には公共交通機関がなく、ガソリンスタンドもないことから、高齢化が進む住民の移動手段及び観光客の利便性向上のために、電気自動車等による交通手段の確保についてあわせて検討している。このため、両事業を一体化し、災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定する場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。交付金の目的(島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等)を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけではなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に資すると思慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。	当該交付金の目的とする事業、また、地域の事情に応じて必要かつ当該交付金の目的にも資する事業を一体的に行うことができ、ひいては効率的な離島の振興及び活性化事業の推進につながる。	国土交通省	北海道、福岡県、長崎市	-
184	広島市	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。当市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中での合意が得られるのであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが規定されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められていないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造になっており、対応に苦慮するなど支障となっている。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈が明確になることで、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようになるなど、きめ細やかな対応が可能となる。	環境省	千葉市、川崎市、魚沼市、豊橋市、小牧市、田原市、京都市、寝屋川市、防府市、宇和島市、熊本市	<p>○当市でも、農業に伴う焼却行為がたびたび行われ近隣住民からの苦情が発生する。その都度現場確認を行うが、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は禁止、罰則の例外とされているため、行政指導を行うのみで行為自体の抑制効果は少ない。「やむを得ない」ものであるとの判断基準もあいまいで、消防や警察も出動するような一見悪質と思われるケースでも、行為者の主張により行政指導に止まることもある。地方公共団体による個別判断では、行政間での対応にばらつきが生じる恐れもあるため、法解釈が明確化されるよう求める。</p> <p>○当市においても、法令に基づき対応しているが、例外であったとしても、生活環境上支障がある場合は、指導を行っている。生活環境に与える影響が軽微であることが例外規定にあたることを考えると、農業に伴う野外焼却が認められているという認識ではなく、影響が軽微であれば野外焼却行為を行ってもやむを得ないとの認識のもと行為者に対し、当該焼却行為が支障がある旨の説明を行っている。令和2年度に当課で受けた野焼きに関する通報は、44件であった。</p> <p>○農村部における農業に伴う野外焼却は半ば慣習となっており、都市部等から移転・転入してきた住民と従来から農村部に居住している農業従事者との主たる苦情の要因となっている。現に管内でも同一の行為者及び通報者への対応を繰り返す事例もあり、現場対応等に係る負担が増加している。また、現場での一時的な指導は、根本的な問題の解決に至らないため、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等の例外の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈を明確にした運用が必要と考える。</p> <p>○農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として、農業者が行う稲わら等の焼却と明記されているのみであり、現場対応に苦慮する場面がある。例外規定の更なる具体例や判断基準を明確にすることで、統一的に必要な指導を行うことができる。</p> <p>○当市においても、北部地域で農業を営んでいる方がおり、年に数件野焼きによる苦情を寄せられる。現地において、当事者に説明等を行い、野焼きに関する規定等を説明するが、提案都市からの事例と同様に、法律と通知に相反することが規定されているため、効果的な指導にはつなげていない。そのため、野焼きに関する明確な規定を設けていただきたい。</p> <p>○消防庁と農林水産省とも連携して行う必要がある。当市では、農業行為に伴う野焼を行う場合、最近、事前に消防署に「揚煙届」を提出して、火災と区別して、不必要な現場確認を行なわなくて済むような方法をとっている例がある。しかし、この場合も、行為者は、別に地域コミュニティの合意を取ることが必要で、合意がとられておらず、通報、苦情に発展している場合が散見される。農業行為に伴う野焼きに限らず、些細な落ち葉焼き、バーベキューの煙なども、近隣住民への説明、合意がないことが原因で苦情に発展している。苦情(通報)の段階では、農業行為といえど、何を燃やしているのかわからないため現場確認する必要があり、また、苦情ではないものの煙を見た市民が善意で通報、連絡するケースもあり現場確認のための出動件数が多くなっている。</p> <p>○当市においても年間約80件の野焼き対応をしているが、そのほとんどが農業活動に伴う野焼きであり、いわゆる例外規定になっている。現在は、周辺環境への影響を鑑みて、通報に基づき口頭注意を行っているところだが、法的拘束力がなく交渉が難航する場合があるため、判断基準をより明確化する必要はあると考える。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>離島活性化交付金は海上輸送費の低廉化並びに戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等、市町村の創意工夫を活かした取組の支援を目的とした交付金となっています。</p> <p>非常用電源設備の整備については、災害を防除し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止することを目的としているところから安全安心向上事業に該当します。</p> <p>一方で、平常時の利用を目的とした電力供給システムの整備については、現在の離島活性化交付金の安全安心向上事業に該当せず、離島活性化交付金の交付対象とはならないところです。</p> <p>なお、目的外使用については、補助金適正化法第22条において、交付の目的に反して使用することが出来ないとされていることから、災害時のために整備した施設の平時における利用は出来ないと考えます。</p>	<p>安全安心向上事業のみで捉え平時の利用は目的外使用と整理されているが、当該交付金においては、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等に資する事業を対象とするメニューもある。災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案は、交付金要綱の目的にも資するものであり、離島活性化交付金全体で捉えれば目的内の事業と考えられる。</p> <p>国においては、細分化されたメニューごとに硬直的に運用するのではなく、本件提案のような当該交付金の有効活用に資するものについては、柔軟な運用を認めていただけるよう、ぜひとも現行制度の見直しを検討いただきたい。</p> <p>なお、現行制度の見直しがなされない場合であっても、以下に示す国土交通省の見解(※)を踏まえ、当市事例における災害時電力供給システムについて一定の手続きを経れば平時利用が可能となるよう、検討いただきたい。</p> <p>※「避難施設として整備した施設の平常時の利用については、取り決めはないが、当初の目的のとおり災害発生時などの場合に避難所としての機能が発揮できる状況であること。船舶の待合室として利用されているが、周辺での作業やキャンプ等をされている方が大雨等の荒天時に避難としても利用されており、船舶の待合所だけの利用でないことから通常時の利用としては問題ない。ただし、本来、災害発生時などの避難所として整備していることから、国土交通大臣の承認手続きを行うことで考えている。」(「避難所として整備した場所の平常時利用」に関する会計検査院の質問(会計実地検査:平成29年度～平成30年度)に対する国土交通省の見解)</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>廃棄物処理法第16条の2第3号の規定により同法施行令第14条各号で定める廃棄物の焼却は、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」又は「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」について、具体的に明示したものである。したがって、個別事案が当該例外規定に該当するか否かの判断における、「やむを得ないものといえるかどうか」については、上記の「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものといえるかどうか」及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微といえるかどうか」を勘案して判断されるべきものである。</p> <p>仮に農業、林業又は漁業を営むために行われる廃棄物の焼却であるとしても、それがやむを得ないものとは言えない場合は当該例外規定に当たらないことから、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の7においては「生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと」等を例示して通知しているところである。</p> <p>また、同法第16条の2は、あくまでも焼却禁止の罰則規定の対象から除外する規定であり、必ずしも同法第19条の4の規定による措置命令等の対象から除外するものではない。</p> <p>したがって、個別事案における苦情対応等に当たっては、必要に応じて、措置命令その他行政指導等(指導・助言)を行うことは可能であると考えられる。</p> <p>このことから、同通知記の第12の1においては「焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である」旨を通知しているところである。</p> <p>これらを踏まえ、法令に反しない限りにおいて、ご要望にあるような都市部と農村部の違い、コミュニティでの合意形成(ルール作り)といった観点から判断基準を明確化する等、それぞれの地域の実情に応じて、各地方公共団体で適切にご判断いただきたい。</p>	<p>野外焼却が問題となっている地域では、廃棄物処理法第16条の2の焼却禁止やその例外規定に加え、行政指導等の根拠となる同法第19条の4の規定を理解してもらう必要がある。</p> <p>この点について、同法第19条の4の措置命令の規定は、「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合」を対象としている。</p> <p>他方、同法第16条の2は、第1号において、「一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準(略)に従って行う廃棄物の焼却」と規定する一方で、第3号において、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」と規定しているため、第3号に基づく廃棄物の焼却に対し、同法第19条の4の措置命令の対象となるか否かが不明確となっていると考える。</p> <p>また、これらの法令の関係性を理解したうえで、地域での合意形成(ルールづくり)による、判断基準の明確化など、地域の実情に応じた対応が行えるようにすることが望ましい。</p> <p>このため、これまでの通知では明確に示されていなかった行政指導等の根拠規定や地域の実情に応じた対応の考え方(第1次回答の内容)を、各地方公共団体や市民にとってわかりやすい表現で、改めて通知をいただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
185	広島市、広島県	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等	認定農業者等の担い手が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。	当市では、担い手の育成・支援により、農地利用の最適化を図っているが、認定農業者が利用権に基づき営農している農地について、現所有者の意向により、隣接する他の農地や宅地を含めて第三者へ売却することとなった。購入予定者は、当該農地の一部を自ら耕作する意向であるが、その他の農地については当該認定農業者に引き続き耕作してほしいと考えており、当該認定農業者も耕作の継続を希望している。このケースでは、引き続き、当該農地を耕作意欲のある者が耕作することになり、農地の効率的な利用が見込まれ、農地法の趣旨に適うにもかかわらず、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件(所有権を取得しようとする者がその取得後において耕作すべき農地の全てを効率的に利用し耕作すること)を満たさないために所有権移転を許可できず、支障となっている。	認定農業者等の経営の安定や、当該農地の維持・継続が図られることになり、農地法はもちろん、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理法などの関係法令の趣旨にも適合する農地の保全、有効活用の推進が期待できる。	農林水産省	豊田市	-
186	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会 【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。令和4年度の申請件数は、18% (令和元年度比) 増加することが見込まれ、(過去の実績から) 申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	新規申請及び区分変更申請の認定有効期間を延長することにより、要介護認定に必要な調査や主治医意見書等の作成数が減少し、事務の効率化に資するほか、審査会委員の負担軽減を図ることができる。	厚生労働省	陸前高田市、山形市、前橋市、朝霞市、八王子市、三鷹市、横浜市、高山市、関市、寝屋川市、羽曳野市、生駒市、広島市、府中町、松山市、宇和島市、大村市、荒尾市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市	○高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請者数の増加は当市も例外ではなく、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等への負担は年々増していることから、新規申請及び区分変更申請における期間及びその上限を延長する制度改正を求め、負担軽減を図りたい。 ○認定申請件数が年々増加していく中で、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な対応(期間延長12ヶ月)の件数も含めると、令和4年度の申請件数はこれまでの想定以上の増加が予測される。新規及び区分変更申請における有効期間については、審査会委員からも、期間及び上限の延長を求める意見が多数ある。また、調査や主治医意見書等の作成数も減少することから、事務の効率化と審査会委員の負担軽減にも繋がる。
187	さいたま市 【重点5】	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合に、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	平成30年度から導入された介護認定審査会の簡素化は、介護認定審査会委員及び市町村の事務負担軽減に一定の効果があるが、後期高齢者人口の増加に伴い申請件数が増加していることから、さらに簡素化の効果を上げ、審査会委員及び市町村の負担軽減をすることは急務である。審査会への通知を省略できない状況では、審査会において対象者リストを確認し審査判定とする等の取扱いが求められているが、個別の案件を審査しているものではなく、形式上の取扱い手順となっている。これは制度改正することなく運用で対処しようとした結果であると考えられるため、実態に即した制度改正が必要である。審査会の簡素化を、審査会にかけずに審査判定することを可能にすることにより、申請から結果を通知するまでの所要日数の削減が可能となり、審査会委員及び市町村の事務負担が軽減できる。	審査会にかけずに一次判定結果を審査判定結果とすることにより、一次判定から審査会までの期間が不要となり要介護認定に係る日数の短縮に繋がる。また、形式上の取扱いがなくなることにより審査会委員の負担軽減を図ることができる。市町村においても、資料作成の手間が省け、事務の負担軽減に繋がる。	厚生労働省	山形市、ひたちなか市、前橋市、江戸川区、八王子市、三鷹市、横浜市、相模原市、関市、寝屋川市、広島市、府中町、下関市、久留米市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市	○審査会に一覧表を送付することにより、資料作成の手間がかかり、さらに、委員からの問い合わせに対応するために資料を読み込む必要があり、結果として事務の負担軽減には至っていない現状がある。また、委員からも一覧表のみでどう審査するのか、といった声もあり、形式上のみで審査会に諮ることへの不安もある。 当区では、令和元年～2年度にかけて、資料を省略しない形での簡素化審査を行ってきたが、その一括承認率は99%に達しており、国が示す簡素化6要件での対象者抽出の正確性は検証されている。このことから、簡素化対象として抽出された被保険者については、審査会に諮らず、審査判定を行えるようにすることは、申請から結果通知を発送するまでの所要日数の削減が可能となる。 ○当市は平成30年2月より介護認定審査会の簡素化を導入しており、介護認定審査会委員の負担軽減に一定の効果が見られている。しかし、審査会当日に審査会資料を配布し、個別に案件を審査するが形式審査とはなっていないことも否めず、反面一次判定の変更がないにもかかわらず、通常の審査より時間を要する場合もある。 審査会の簡素化を審査会にかけずに審査判定するとともに、有効期間は国が一律に設定することにより、審査会委員及び市町村事務局の負担が軽減され、かつ申請から結果を通知するまでの所要日数の短縮が可能となる。高齢者人口の増加に伴い申請件数が年々増加していることから、簡素化の更なる効率化を図り、審査会委員及び市町村事務局の負担軽減をすることが必要であると考えられる。 ○当市では、簡素化対象の案件でも審査会委員が事前確認することになっているが、資料作成等のため、事務局職員の負担が大きい状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地は、国の農業生産の基盤であるとともに、地域における貴重な資源である。</p> <p>このため、農地法では、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する措置等を講じているところである。</p> <p>具体的には、農地の権利移動の許可に当たっては、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと等を要件とし、農業を行わない農地の買入れは投機目的に供される懸念があるため認めていないところである。</p> <p>御指摘の事例は、取得する農地の一部でしか耕作を行わない者による農地の権利取得であり、これを許可することは、農地法の趣旨に相反するものと考えている。</p>	<p>当市では、認定農業者及び認定新規就農者の経営農地の約4分の3で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が設定されており、所有権以外の権利に基づく営農が広がっている。</p> <p>その背景には、既存農家が高齢化し、後継者不足により離農せざるを得ない状況があると考えられ、農地を売却するために、認定農業者等の意図に反して更新が拒絶されることが懸念される本件のような事例は増加していくものと考えられる。</p> <p>現行の農地法の運用の中で、こうした事例に対応するには、認定農業者等による耕作地の購入が必要であるが、経営上の事情等から必ずしも対応できるものではない。</p> <p>農地は国の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源であるという考えの下、今後とも認定農業者等による安定的かつ効率的な農業経営の持続を図り、農地利用の適正化を推進するためには、営農の実態に即したきめ細かな制度の見直しが必要と考えており、ぜひとも所有権移転の際の全部耕作要件の見直しを検討いただきたい。</p> <p>なお、現行において、農業生産法人による耕作の継続を条件に、構成員間の農地の所有権の移転を認めるとの運用(※)もあることから、本件事例に係る見直しも農地法の趣旨を逸脱するものではないと考えている。</p> <p>また、投機目的による農地の権利取得につながるものとの懸念について、本件のように認定農業者等が引き続き耕作するとともに、購入予定者も農地の一部を耕作する場合には当たらないものとする。</p> <p>※平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産省事務次官通知3法第3条第2項第1号(4)</p>	—	<p>【全国知事会】</p> <p>農地の所有権移転に係る農業委員会の許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p>
<p>要介護認定は、要介護者等に必要なサービスを適切に提供するに当たった前提となるものであり、要介護・要支援認定の有効期間に係る検討は、要介護者等のサービス利用に影響が生じないよう、データに基づき行うことが必要であると考えている。</p> <p>業務簡素化の観点から、要介護度の変化の状況等に関するデータに基づき、要介護・要支援更新認定の有効期間についてはこれまでも見直しを行っており、令和3年度からは、認定審査会が判定した被保険者の要介護・要支援状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護・要支援認定に係る要介護・要支援状態区分と同一である場合等には、その有効期間の上限を36か月から48か月に延長した。一方、新規・区分変更申請の有効期間については、新規・区分変更申請を受けた者について、要介護度等の変更があった者が6か月後では約2割であったのに対し、12か月後には約6割であったというデータに基づき見直しを行っていない。</p> <p>以上を踏まえると、新規・区分変更申請の有効期間の延長については慎重に対応する必要があると考えているが、令和3年度の見直し後の状況や新規申請・区分変更申請に係るデータを改めて把握することとした。</p>	<p>更新申請者について、直前の要介護度と36か月経過後の要介護度が異なる方と、直前の要介護度と48か月経過後の要介護度が同じ方の割合がいずれも3割強とほぼ同じであることを根拠に、令和3年度に期間延長したと理解しています。第1次回答では新規・区分変更申請者について、12か月後に要介護度の変更があった者が約6割というデータに基づくとありますが、それは約4割の者は変更していないことも表します。また、新規・区分変更申請者の約3割強が24か月経過時点で要介護度の変更がないとのデータが明示されています。このような状況からも、更新申請と同様に新規・区分変更申請の有効期間も延長することが妥当と考えます。</p> <p>当市の審査件数の将来推計は令和3年度の期間延長の見直しを加味しても、介護認定審査会の処理可能件数を超過しています。この状況では申請者がサービスの利用を控える場合や、認定を受けるまで暫定的にサービスを利用し、認定結果によっては10割の自己負担が発生する場合があります。多くの自治体が同じ状況と推察されるため、新規・区分変更申請に係るデータの把握とあわせて、早急に対応をお願いします。</p> <p>重度化、軽度化に関わらず、要介護者の状態に変化があれば、ケアマネージャーが要介護者に対して区分変更申請の制度を説明し、必要に応じて区分変更申請ができます。申請から処分までの法定日数30日を全国平均が上回っている現状は制度設計が超高齢社会に追いついていないためと考えられ、その現状を踏まえ、認定有効期間の延長による影響だけではなく、延長しないことにより申請から処分までの日数を要することの影響を考慮し、迅速な対応を求めます。</p>	—	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>介護認定審査会は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から構成され、委員による総合的な判断の下、認知症等の状況など個別の事情等も勘案し、一次判定の結果の修正を含めて、要介護度等について最終的に判定する主体であり、介護保険法に基づき、市町村は介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき要介護認定等を行うこととしていることから、介護認定審査会自体を省略することは困難である。</p>	<p>現状の簡素化の取扱いでは、第1次回答にあるような個別の事情等を勘案した判定は行っていないものの、これまでの実績から簡素化条件の正確性は担保されています。</p> <p>介護認定審査会への通知の省略は困難とのことですが、簡素化対象案件は、一次判定結果をもって須く認定されるという規定を審査会が自ら定めることで、簡素化の対象となるような申請があった際、都度、審査会を開催するのではなく、簡素化対象案件であることを以て、審査会の審査を行ったこととする運用を認めていただくことを本提案では求めています。本運用は、審査会が認定に際しての審査・判定を行うという制度趣旨を逸脱するものではないと考えます。</p> <p>また、令和元年度老人保健事業推進費等補助金「老人保健健康増進等事業」要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書における市町村アンケートで「一層の業務簡素化が必要な点」の設問で最も回答が多かったものが「現行の簡素化を、正式に審査会を省略できる法改正をしつつ、対象者の要件を更に拡大する」(46.4%)であったことから、多くの自治体で認定事務の簡素化を望んでいると考えます。</p> <p>今後ますます進展していく超高齢社会では、統計等の手法を用いて負担軽減を図らなければ、いずれ限界が訪れるものと考えます。申請から処分までの法定日数である30日を全国平均が上回っている現状を打破すべく、本提案をはじめ簡素化対象者のさらなる拡大等の要介護認定事務の負担軽減に繋がる措置の実施を早急に求めます。</p>	<p>【下関市】</p> <p>介護認定審査会を簡素化するにあたり、その方法については各保険者の判断に委ねられているところ、簡素化を実施する保険者のほとんどが、関係省から示された審査会委員による対象者リストの確認をもって審査判定とする取扱いを取り入れているのが実態である。本提案は、審査会委員による実質的な審査判定が行われていない審査会の簡素化の現状を踏まえ、要件に合致する対象案件について審査会による審査判定を経ることなく認定を行うことができるようにするための介護保険法の改正を前提にした制度改正を求めるものである。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>介護認定審査会への通知については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、事務負担の軽減を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
188	指定都市市長会 【重点35】	市町区村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市町区村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	<p>【現行制度の概要、支障等】 租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市町区村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000～7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市町区村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。</p> <p>【縦割り110番における国の見解について】 国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考ええる。</p> <p>【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】 また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考ええる。</p> <p>なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。</p>	市区町村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。	法務省、国土交通省	旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市	<p>○当市では住宅家屋証明の年間証明発行件数に占める割合は約0.2%と少ないが(約57,500件中150件)、審査事例が年々複雑化しており国交省が発行しているガイドラインだけでは判断が難しい事例もままある状況であり、1件にかかる時間が重くなっている。今回の提案が見込めないのであれば証明要件を緩和し、審査そのものを簡素化する必要もあると考える。</p> <p>○住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、証明事務への負担が増加している。</p> <p>○住宅用家屋証明書の取得はほとんどの場合、司法書士などが登記手続きとともに代行しているが、その手間が代行費用に反映され、住民に余分な負担を強いている。住宅用家屋証明書が不要になれば、住民の費用負担も軽減されることが期待できる。また、当区の事例として、国の通達に基づき不備のない証明書を発行しているにもかかわらず、住宅用家屋証明書の交付時点と登記手続き時点の住所が異なることにより、申請者から修正・再発行を求められることがあった。法務局において住宅用家屋証明書の発行要件と同様の審査を行うことで、このようなことがなくなり、住民の利便性も向上する。</p> <p>○行政側では、当市では、近年、大規模の集合住宅等が急増しており、開発業者側と協議し、50件単位の申請を計画的に分散して申請していただくなど、懸命に交通整理している状況である。このような工夫をしても、実際は、各税の繁忙期には、他の窓口業務に大きな影響を及ぼしている。特に未入居の案件では、賃貸ではなく自己物件の場合、不正防止(セカンドハウスの防止)のため、現有家屋の売却までを確認する必要があることから、行政側の負担となっている。</p> <p>当該事務は、市にとって1,300円の手数料が入るが、大量の申請があった場合、時間外労働となる場合も多く、実際のコストは、歳入を超過しているものと推察される。市内に新規住宅が増え、税源の涵養となることは非常に喜ばしいことではあるが、歳入面においても市町村の事務とするメリットがほとんどないと、申請者側の負担も大きいので、法務局においてワンストップサービス化が実現されれば、申請する市民側にも大きな負担軽減策となる。特に、現行は、市町村長あての申請書中の「物件の表示」の疎明資料となる登記簿謄本等は、法務局でのワンストップ化を進めた場合、不要となるので、申請する市民にとって大きな負担軽減となる。</p> <p>○提案市と同様、住宅用家屋証明の交付事務については、書類審査のみであるため、あえて市町村が判断する要素がなく、法務局においても同様の審査は可能であると考ええる。</p> <p>また、国土交通省通知に基づき審査を行っているが、記載のない部分について、市町村によって判断が異なる恐れがある。住宅用家屋証明の取得に必要な書類は法務局での登記手続きの添付書類と重複しているため、先に表題登記申請をした場合、図面や上申書等の書類を法務局へ提出したため、それらの書類が手元になく、審査に時間がかかったり、住民に負担を課すといった支障が生じている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度が市区町村へ過度な負担を課している等のご指摘を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。</p> <p>なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、当該証明書の廃止については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があり、対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表可能となる旨、ご留意いただきたい。</p>	<p>本提案は、法定受託事務である市区町村における証明書の発行事務を廃止すること、言い換えれば、証明書のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。</p> <p>もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも否かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響等は大きく、前者のみを検討した場合には、そのハードルの高さから、対応困難と結論付けられるのではと危惧している。については、後者に関しても先送りすることなく、実現に向けて前向きにご検討いただきたい。</p> <p>なお、関係府省へのヒアリングの際に国土交通省が提示した資料では、「市区町村以外においても対応可能なものであるか精査」とされているが、審査対応に関しては、建設省住民発第32号通知(昭和59年5月22日最終改正令和3年4月1日)にて、「申請者より提出された書類等により行うもの」とされており、市区町村以外の機関においても十分に対応可能であると考えます。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
189	指定都市市長会、福島県、平塚市	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	生活保護の決定及び実施にあたり、被保護者の資産・収入の状況を把握するため、生活保護法第29条に基づき福祉事務所から金融機関等に対し資産・収入に関する照会(「29条調査」)を行っている。29条調査は保護費の不正受給が疑われる場合等にも必要に応じて随時行われており、非常に頻度が高く、行政側・金融機関等側の双方にとって負担が大きい。厚生労働省通知にて返信郵送料が行政負担であることが示されているものの、生活保護関係法令中には29条調査の費用負担についての規定がないため、回答書類の用紙代や手数料に関して、行政負担とすべきか金融機関等負担とすべきかが明らかではない。当市では、用紙代や手数料については原則として金融機関等負担としているが、個別の協議を受けて福祉事務所が各種費用を負担することがある。しかし、費用負担の取り扱いが自治体や福祉事務所毎に異なり得るのは、統一的な運用が求められる生活保護制度の趣旨にそぐわないものと考えられる。また、金融機関等から用紙代や手数料が行政負担ではないことについての説明を求められることがあるが、明確な根拠法令に基づいた回答ができず対応に苦慮している。実際に、市内の大手金融機関から用紙代の負担を求められているところであるが、対応を検討中である。なかには費用が行政負担でなければ、29条調査に応じないという金融機関等も見受けられる。(金融機関等の回答義務について何ら規定されていないことも原因であると考えられる。)なお、生活保護制度の性格上、本来的には費用は国が負担すべきものであると考える。	29条調査に関する金融機関等とのトラブルを防ぐことにより、29条調査を効率的に実施できるようになり、円滑に生活保護の決定・実施ができるようになる。	厚生労働省	北海道、札幌市、岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、長野県、佐久市、豊橋市、稲沢市、八尾市、広島市、大分県、宮崎市	○当市においても提案市と同様の状況であり、現時点ではほとんどの金融機関が無手数料で回答いただいているが、いくつかの金融機関についてのみ個別に協議し、手数料等を支払っている。自治体間でも不均衡があったり、また金融機関の間でも支払っているところと、いないところがあるという状況は望ましくなく、費用負担の明確化が望まれる。 ○当市でも、用紙代や手数料については原則として金融機関等負担としているが、管内に支店のある金融機関等については個別の協議を受けて福祉事務所が各種費用を負担する場合もある。しかし、管外にしか支店のない金融機関等に調査をかける場合については、往々にして用紙代や手数料の請求があるため、制度説明などの対応に苦慮している。 ○当市では、金融機関等から調査費用を請求される場合があり、その費用も金融機関ごとにバラつきがあるため、その対応に苦慮しているところである。29条調査に関する金融機関等とのトラブルを防ぎ、調査を効率的に実施できるように調査費用負担者の明確化が必要であると考えられる。 ○金融機関によって手数料額に差(約20～1,000円)があるため、金額の適当性に疑義が生じている。また、手数料支払いに対する業務量も多く(調査の都度のため毎週)、本来の生活保護業務に割く時間を削がれている。 ○生活保護行政は、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めた、法定受託事務である。全国の金融機関に、統一的な運用が求められるにも関わらず、対応がまちまちであり、機関からの協力を得られないこともある。29条調査の費用を国が負担すれば、全国で統一的な運用ができ、適正な保護の決定・実施ができるようになる。 ○市内の大手金融機関から用紙代として1枚あたり20円の負担を求められているところであるが、対応を検討中である。 ○当市でも一部金融機関から行政側での手数料負担を求められており、郵送料、発行手数料、コピー代等の諸費用の負担者については、明確化するべきと考える。 ○コピー代として請求のある一部の金融機関にのみ行政が負担しており、同様の状況にあります。統一的な運用が求められると考えます。 ○当市においても、生活保護法第29条に基づき、金融機関等に対し資産・収入に関する照会の際に、手数料等の負担を求められている事例があり、手数料負担を行わなければ、回答を得られない金融機関等があり、支障が生じている。令和元年度は、照会件数33,904件に対し、回答を得られた件数は31,905件であり、1,999件は回答を得られず、生活保護の決定及び実施にあたり、適正な資産調査が行えていない状況にある。 ○当市においても、一部の金融機関から手数料を求められることがあり、対応に苦慮しているところ。
190	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市 【重点5】	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。令和4年度の申請件数は、18% (令和元年度比) 増加することが見込まれ、(過去の実績から) 申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	新規申請及び区分変更申請の認定有効期間を延長することにより、要介護認定に必要な調査や主治医意見書等の作成数が減少し、事務の効率化に資するほか、審査会委員の負担軽減を図ることができる。	厚生労働省	陸前高田市、山形市、前橋市、朝霞市、八王子市、三鷹市、高山市、寝屋川市、羽曳野市、広島市、府中町、松山市、宇和島市、久留米市、大村市、荒尾市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市	○高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請者数の増加は当市も例外ではなく、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等への負担は年々増していることから、新規申請及び区分変更申請における期間及びその上限を延長する制度改正を求め、負担軽減を図りたい。 ○認定申請件数が年々増加していく中で、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な対応(期間延長12ヶ月)の件数も含めると、令和4年度の申請件数はこれまでの想定以上の増加が予測される。新規及び区分変更申請における有効期間については、審査会委員からも、期間及び上限の延長を求める意見が多数ある。また、調査や主治医意見書等の作成数も減少することから、事務の効率化と審査会委員の負担軽減にも繋がる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>生活保護法の施行に伴い必要な事務費については、生活保護法第70条及び第71条により市町村又は都道府県が支弁することとされているところ。同法第29条に基づく金融機関等への調査に係る費用の取扱については、各金融機関等により異なると考えられることから個別に協議の上、費用が発生する場合には市町村又は都道府県において負担されたい。</p> <p>なお、市町村又は都道府県の事務費については、地方交付税措置により対応している。</p>	<p>生活保護法の施行に伴い必要な事務費につき、法第70条及び第71条により市町村又は都道府県が支弁するという点については理解できる。</p> <p>しかし、各金融機関等により、明確に用紙代1枚当たりの金額を示すところもあれば、大雑把に「手数料1件につき〇〇円」等とするところもあり、求める金額や内容には差がある。そのため、どこまでが「必要な事務費」といえるかが明確ではない。なお、現在は29条調査のオンライン化が急速に進んでおり、「手数料」として当該サービス利用料等が請求されることも今後あり得ると思われるが、この場合、どこまでを「必要な事務費」として請求に応じるかについても、明確ではない。</p> <p>また、第1次回答は、各金融機関等と個別に協議の上費用負担することとしているが、協議を行うに際しては、不平等な取扱いとならないよう、他の金融機関等との協議額、他の自治体での費用負担状況、生活保護以外の業務における費用負担状況等、様々な事情を考慮しなければならず、自治体が個別に対応するには負担が非常に大きい。</p> <p>さらに、自治体側は、金融機関等から回答を得られなければ被保護者の状況を把握できないため、協議において弱い立場にある。そのため、協議額が徐々に吊り上がっていくおそれもある。あまりに不合理な高額の協議には応じることはできないと考えるが、協議が不成立となった場合には、以後当該金融機関等に対しどのような形で29条調査を行っていくのか、又は、回答を期待できないとして照会を行わなくても良いのか、その場合、厚労省監査等においてどのように取り扱われるのか、といった点についても配慮いただいたうえで、取扱いを明記していただきたい。</p>	<p>【岩手県】 現状は、生活保護法第29条に基づく調査にかかる費用の負担先が明示されていないために、それを決めるための調整等の負担が福祉事務所と金融機関の双方に生じている。</p> <p>具体的に求めている措置は、生活保護法における指定医療機関が証明書又は意見書等の交付を福祉事務所から求められたときは無償で交付することを定めた、指定医療機関医療担当規程(昭和25年厚生省告示第222号)第7条のように、同法第29条の調査費用の負担先を明確にすることである。</p> <p>【八王子市】 生活保護法に関する事務については、法定受託事務であり、全国で統一的な運用が必要であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国が国庫負担の規定を設け、費用を負担すべきである。</p>	<p>【全国知事会】 生活保護法第29条に基づく金融機関等への調査費用が市町村又は都道府県の負担となる旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>要介護認定は、要介護者等に必要サービスを適切に提供するに当たっての前提となるものであり、要介護・要支援認定の有効期間に係る検討は、要介護者等のサービス利用に影響が生じないよう、データに基づき行うことが必要であると考えている。</p> <p>業務簡素化の観点から、要介護度の変化の状況等に関するデータに基づき、要介護・要支援更新認定の有効期間についてはこれまでも見直しを行っており、令和3年度からは、認定審査会が判定した被保険者の要介護・要支援状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護・要支援認定に係る要介護・要支援状態区分と同一である場合等には、その有効期間の上限を36か月から48か月に延長した。一方、新規・区分変更申請の有効期間については、新規・区分変更申請を受けた者について、要介護度等の変更があった者が6か月後では約2割であったのに対し、12か月後には約6割であったというデータに基づき見直しを行っていない。</p> <p>以上を踏まえると、新規・区分変更申請の有効期間の延長については慎重に対応する必要があると考えているが、令和3年度の見直し後の状況や新規申請・区分変更申請に係るデータを改めて把握することとした。</p>	<p>更新申請者について、直前の要介護度と36か月経過後の要介護度が異なる方と、直前の要介護度と48か月経過後の要介護度が同じ方の割合がいずれも3割強とほぼ同じであることを根拠に、令和3年度に期間延長したと理解しています。第1次回答では新規・区分変更申請者について、12か月後に要介護度の変更があった者が約6割というデータに基づくとありますが、それは約4割の者は変更していないことも表します。また、新規・区分変更申請者の約3割強が24か月経過時点で要介護度の変更がないとのデータが明示されています。このような状況からも、更新申請と同様に新規・区分変更申請の有効期間も延長することが妥当と考えます。</p> <p>当市の審査件数の将来推計は令和3年度の期間延長の見直しを加味しても、介護認定審査会の処理可能件数を超過しています。この状況では申請者がサービスの利用を控える場合や、認定を受けるまで暫定的にサービスを利用し、認定結果によっては10割の自己負担が発生する場合があります。多くの自治体が同じ状況と推察されるため、新規・区分変更申請に係るデータの把握とあわせて、早急に対応をお願いします。</p> <p>重度化、軽度化に関わらず、要介護者の状態に変化があれば、ケアマネージャーが要介護者に対して区分変更申請の制度を説明し、必要に応じて区分変更申請ができます。申請から処分までの法定日数30日を全国平均が上回っている現状は制度設計が超高齢社会に追いついていないためと考えられ、その現状を踏まえ、認定有効期間の延長による影響だけではなく、延長しないことにより申請から処分までの日数を要することの影響を考慮し、迅速な対応を求めます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
191	指定都市市長会	保育所等利用待機児童数調査(10月1日現在)の廃止	待機児童対策の効率化のため、毎年4月1日時点及び10月1日時点の2回実施されている保育所等利用待機児童数調査のうち、10月1日時点の調査(以下「10月集計」という。)の廃止を求める。	10月集計においては、「10月1日現在の保留児童の把握」、「保育所等利用待機児童数調査要領に基づき待機児童数に含めない事由に該当するか否かを確認するための保留児童一人ひとりの状況把握(保護者への聞き取り、一時預かり事業等実施施設からの利用者名簿提供など)」、「待機児童の居所確認」、「厚生労働省への報告様式の作成」といった多大な作業が必要となっており、自治体、事業者及び保護者への負担がかかっている。一方で、調査を行う10月時点と実際の次年度4月時点では、施設の空き状況にも保護者の入所意向にも違いがあるため、10月集計をもって次年度4月の待機児童数を見込むことはできず、本市においては10月集計の結果を有効に活用できていない。なお、厚生労働省の公表資料においても、「10月1日の数は、自治体ごとに保育所等入所手続が異なるため参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。」とされており、待機児童対策に係る施策・取組は基本的に4月1日の保育所等利用待機児童数調査の結果を基に進められると考えられるため、10月集計の結果が反映されることはないと推察される。加えて、10月集計が実施される10月下旬から11月末の時期は、次年度の保育所等利用申請の受付開始時期であり、業務繁忙期であるが、調査に係る事務作業により、次年度の4月1日入所に向けた事務が妨げられている状態である。また、年度途中の保育所等利用待機児童数の把握については、各自治体の実情にあわせ、必要な調査項目、調査方法、調査時期及び公表の要否等について判断したうえで実施すればよく、国主導で調査方法や時期を指定したり、結果を公表する必要はないと考える。	10月集計を廃止することで、事業者及び保護者への負担が軽減できるとともに、次年度の保育所等利用申請時期における自治体の調査事務がなくなり、次年度の4月1日入所に向けた事務(保護者に利用可能で空きがある施設を紹介する、可能な限り受入枠を拡大できるような施設と利用定員の弾力的な運用等の調整をするなど)に集中することができるようになる。これにより、できるだけ多くの方が4月1日から希望に添った施設に入所できることとなり、待機児童対策にも寄与すると考える。	厚生労働省	旭川市、宮城県、須賀川市、前橋市、川口市、富津市、中野市、吹田市、兵庫県、和歌山市、高松市、宮崎県	○本市においても、10月集計の結果を有効に活用できておらず、加えて10月集計が実施される10月下旬から11月末の時期は当市も同様に次年度の保育所等利用申込の受付開始時期であり、集計作業により保育所等利用申込事務が妨げられる事態が生じている。 ○本市においても10月集計について有効に活用しているとはいえ、実施するための業務量と比べると効果は著しく低いことから、10月集計の廃止が望ましい。
192	指定都市市長会	子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止する。また、適切な事務の執行に資するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。	施設等利用給付について、保護者の利用料負担の軽減が図られることから、代理受領の実施が国により推奨されているところであるが、代理受領の場合であっても施設等は保護者一人一人に提供証明書を交付する必要があり、施設等にとって大きな事務負担となっている。この保護者への提供証明書交付の必要性については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等」の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日)第3-6項後段において給付の適正化にかかる観点を示されている。これは、提供証明書の交付によって保護者が代理受領における施設等利用料を把握しつつ、給付上限額との差額を市町村に対して償還払い請求をすれば、施設側が市町村に対して実際の利用料よりも高い金額について代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になるという理由に基づくものである。しかし、前述の効果は、代理受領と償還払いが混在し、かつ、複数の施設を利用しかつ利用料の合計が上限額に達する場合等といった限定的なものであると考えられる。また、保護者に対して交付する提供証明書に代わり、施設が保護者に配布している募集要領や重要事項説明書等に、本来の利用料と施設が施設等利用費を代理受領する旨を併記する等の方法によっても、保護者は自らの利用料を把握でき、適正給付の目的を達することができる。さらに、代理受領時において、提供証明書を受け取った保護者が自ら請求を行う必要があるものと誤解し、市町村に対して請求を行うことにより、二重請求が発生し、その対応が市町村に求められるケースも想定される。	保護者への提供証明書の交付を廃止することにより、施設等の事務負担の軽減が図られ、市町村にとっても提供証明書に関する問い合わせ等の対応が省略できる。また、当該提供証明書の交付事務は、市町村が施設等に対して行う指導監査の対象事項であることから今回の見直しにより、指導監査の効率化にも寄与できる。	内閣府	千葉市、広島市、高松市	○提供証明書の交付は施設の負担になるとともに、市での確認事務においても負担となっているが、提供証明書に記載された「提供された日」と認定期間が合っているかを確認する必要がある。そのため当市では様式を見直し、領収書兼提供証明書として1枚の様式としている。
193	指定都市市長会	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。	文部科学省	札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、富山県、豊田市、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県、延岡市	○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方との折衝等の都合、実務上国の求める期日までに調整ができず顛末書を提出した事例が複数ある状況である。少子化による廃校が増えている中、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関し、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。 ○当市では、国庫補助を受けた教職員住宅について、空き部屋を有効活用する観点より、地域おこし協力隊や船員など教職員以外への入居貸付を行っている。本件についても、包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされているが、3月初旬に入居したい旨の申し出があり、既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例がある。 ○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。 ○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>厚生労働省において実施している10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、4月1日時点における同調査と併せ、全国的な待機児童数の動向等について把握するために実施しているものであるが、今般の提案事項については、全国の自治体に対して同調査の廃止に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討を行ってまいりたい。</p>	<p>10月集計については、提案内容に記載のとおり、自治体、事業者及び保護者への負担が大きいかかわらず、結果を有効に活用できていない。また、厚生労働省の公表資料においても、「10月1日の数は、自治体ごとに保育所等入所手続きが異なるため参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。」とされている。加えて、10月集計が実施される10月下旬から11月末の時期は、次年度の保育所等利用申請の受付開始時期であり、業務繁忙期であるが、調査に係る事務作業により、次年度の4月1日入所に向けた事務が妨げられている状態であるため、10月集計を廃止し、自治体が次年度の4月1日に向けた事務(保護者に利用可能で空きがある施設を紹介する、可能な限り受入枠を拡大できるような施設と利用定員の弾力的な運用等の調整をするなど)に集中することで、待機児童対策にも寄与すると考える。</p> <p>なお、第1次回答では「全国の自治体に同調査の廃止に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討する」と記載があり、7月には調査を実施していただいている。</p> <p>本市としては、多くの自治体が廃止を望む場合には今年度から調査を廃止、または中断されることが望ましいと考えるが、自治体が施設への利用者名簿提供依頼などを開始する9月中旬までに今年度の対応方針や廃止に関する検討結果の共有が可能かなど、貴省の考える今後のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>保護者への提供証明書の交付を廃止することにより、施設等の事務負担の軽減が図られ、市町村にとっても提供証明書に関する問い合わせ等の対応が省略できる。</p> <p>また、当該提供証明書の交付事務は、市町村が施設等に対して行う指導監査の対象事項であることから今回の見直しにより、指導監査の効率化にも寄与できる。</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者(以下、「提供者」という。)が、施設等利用給付の法定代理受領をする場合については、保護者が子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握できるようにすることで、提供者の不正な受給を認識できる契機とするため、市町村のほか保護者に対しても、特定子ども・子育て支援提供証明書(以下、「提供証明書」という。)の交付を義務付けている。</p> <p>ご提案の内容については、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)でも既に議題となっており、提供証明書の交付を必要とする施設類型の範囲等について、当該会議で検討していく予定である。</p>	<p>提供証明書の交付廃止は、施設の負担軽減及び市町村事務の簡素化・効率化に資するものである。</p> <p>提案内容について、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議で検討予定とのことですが、この会議での議論を踏まえた交付廃止に向けての今後の検討スケジュールをお示しいただきたい上で、早期に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第57条)を改正いただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定時期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定日間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕をもった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反することがないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定時期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれては、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。</p>	<p>「処分予定時期の2か月前」という報告期限は、これを定める以前の状況を踏まえて「財産処分手続ハンドブック」において設定したとのことであるが、この「財産処分手続ハンドブック」の作成から2年以上が経過し、報告に係る事務処理や自治体への確認・調整について、事例の蓄積に伴う効率化が図られているものと考えてるので、自治体による地域住民等のニーズへの迅速かつ柔軟な対応に支障が生じている実態を踏まえ、ぜひとも報告期限の見直しを検討いただきたい。</p> <p>なお、報告期限の見直しがなされない場合であっても、顛末書の提出は心理的な障壁となるため、報告書への理由の記載に代えることができると考えるので、併せて検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
194	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県 【重点36】	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会をを求める所有者の住所を確認できるようになったものの、 ・課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。 ・林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。 ・固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。 等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	所有者が婚姻や転籍により除籍されている場合、除籍謄本に記載された氏名、性別、生年月日をもとに住基ネットを活用することによって、本人の生存状況及び現住所を即時に確認できるため、公用請求に係る事務を大幅に削減することができ、行政の合理化に資する。(請求側、請求を受ける側双方の事務負担を削減できる)	総務省、国土交通省	盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、山口県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>○地籍調査による所有者等の探索については、令和2年度の改正で、国土調査に必要な限度で、土地所有者その他に関する固定資産課税台帳等の所有者等関係情報を、内部及び関係する地方公共団体間で利用、提供することが出来ることになり、所有者の追跡調査の円滑化が図られたが、所有者不明土地等の追跡調査対象数は多く、更なる円滑化が必要。現在、所有者等関係情報は、依頼文書を作成し、郵便等で公用請求している状況で、情報の利用者、提供者双方の担当職員の手間となっているが、住民基本台帳を利用することにより、職員負担の軽減及び調査期間の短縮が可能となり、円滑な調査推進が図られる。</p> <p>○当団体においても、土地所有者の所在や相続関係人の確認等にかかる追跡調査(戸籍・住民票等)に多大な時間と労力を必要とし、令和2年度の実績で6ヶ月間を要した事例もあった。このような状況の中、実施主体(市町村等)における追跡調査の軽減、さらに円滑かつ迅速な調査の実施を図るため、今回の提案内容は必要。</p> <p>○令和2年度に軽微な事業計画の変更を4回行っており事務の負担増となった。</p> <p>○当市においても一地区200～300人の公用請求を行っている。公用請求に係る事務を大幅に削減することができると考えられるので、住基ネットの活用を求める。</p> <p>○農地や山林では相続登記未了のケースが存在し、現状の継承者にたどり着くため、戸籍調査を行う必要があり、所有者が死亡してから年数の経過が長いほど、継承者が対象地から広範囲に点在し、調査が難航するケースがある。住基ネットの利用により、戸籍調査の一定部分が省略出来ることから、現地立会までの経過時間が短縮され、調査の効率化が期待出来る。○記載の支障事例に加え、現在、所有者や相続者を特定する業務は補助対象事業とならないため、単独市費で行っており、財政の面でも大きな負担となっている。</p> <p>○当県においても土地の所有者の探索に多大な時間を要していることから、事務の効率化を図るため、住基ネットの活用により行政の合理化が期待できる。</p> <p>○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会は効果的であると考えられる。</p> <p>○当市においても、他自治体へ公用請求による土地名義人(相続人)の戸籍等での住所・生存確認について、多大な期間と人員を費やしている。この確認作業は、地籍調査事業における当市職員の業務に占める割合が高い。法改正により住基ネットの活用ができれば、公用請求に係る事務を大幅に削減でき、より一層の事業推進に期待できる。</p> <p>○地籍調査の立会のため、地権者を確認する際に、登記簿の住所が市外の方は各市町村へ戸籍の公用請求をし、生存確認や現住所を確認している。しかし、登記簿の地権者が亡くなっていた場合、相続人の住所確認、市外であれば公用請求をする等、相続人の確認にとっても時間がかかる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとした。</p>	<p>本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
196	高知県、徳島県、愛媛県	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	都道府県漁業調整規則については、全国統一的に一定の水準を確保することを目的として「都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け元水管第1956号水産庁資源管理部管理調整課長通知)」により、水産庁から都道府県漁業調整規則例が示されている。各都道府県においては、当該規則例を基に各都道府県が漁業調整規則案を作成し、農林水産大臣の認可を受けて定めることができるとされている。しかしながら、各都道府県が漁業調整規則を法制執務上適切と考える用語等に修正しようとしても、漁業法等の文言と完全に一致していないといった理由から、修正が基本的に認められていない。このため、法制執務上適切とは言えない法文の使用を強いられることとなり、解釈次第では内容に疑義が生ずるおそれもあるといった問題があるが、修正しようとする場合は水産庁と数十回やりとりが必要となるため、非常に負担となっている。	事務負担が軽減されるとともに、都道府県が自らの例規として、住民に説明することができるようになる。	農林水産省	茨城県、兵庫県、徳島県、山口県	○水産庁と本団体文書担当との調整に非常に手間、労力、時間を要するため。 ○漁業法改正に伴い、当県においても令和2年度に漁業調整規則の全部改正を行ったが、その際、多大な労力を費やした。 その一因は、水産庁による事前協議の偏重にあると考えており、提案県の事例もその中で発生したものと推察する。 具体的には、事前協議後の修正は軽微なものを含め一切の修正を認めないとの方針の下、規則例との徹底したすりあわせが行われている。 しかし、結果として、規則例どおりでない部分も含めて認可されており、規則例と併せ、事前協議の位置づけ、あり方を再考してもらいたい。
197	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)第3条において、「内閣総理大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする」とある。(地方創生拠点整備交付金交付要綱(平成29年2月6日府地事第89号)第4条もほぼ同様) 例年、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するという非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年度末から当初にかけての事務負担が非常に増大している。 ＜考えられる方法＞ 国の内示時期を早める(他省庁の交付金はもっと早い時点で内示がある)	地方創生推進交付金の内示を前倒しする等により、地方における適正な事務処理が可能となる。また、各団体の時間外勤務等に係る人件費の削減や、働き方の改善にもつながる。	内閣府	仙台市、茨城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋、半田市、西尾市、京都府、京都府、城陽市、兵庫県、鳥取県、高松市、高知県、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、宮崎県、宮崎市、延岡市	○「不採択」の通知を受けた場合、事業実施の可否等について、通知後速やか、かつ短期間に財政部門と協議する必要があるなど、事務負担が増大している。 ○当市においても交付申請においては非常にタイトなスケジュールでの申請となっており、十分な内容精査の時間が確保できない状況にあるため、スケジュールを改善いただければ制度のより高い事業設計を行うことが可能と考えられる。 ○当県でも、推進交付金の交付事業数は市町村分だけで100件を超えており(令和2年度)、交付申請の際、実施計画の提出も必要であることから、短期間での内容精査、修正依頼等の事務負担は非常に大きい。 ○当市においても、地方創生推進交付金などに係る業務において、内示時期が年度末となることにより、年度末から当初にかけての職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)においては、都道府県ごとに、操業実態や漁業調整の実態が異なることを踏まえ、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物の採捕の禁止等について法第57条第1項並びに法第119条第1項及び第2項に基づき、法定受託事務として各都道府県の規則を定めることができることとしており、これに基づき、各都道府県知事が漁業調整規則(以下「規則」という。)を定めている。また、法第57条第6項及び法第119条第7項の規定により、規則の制定又は改廃に当たっては、農林水産大臣の認可を要することとしている。このように、都道府県が規則の制定を行えることとしているのは、複数の都道府県の領域をまたがって漁業が営まれている性質、都道府県の領域を超えて移動する水産動植物の性質、さらには、水面における都道府県の境界が確定していない実態をも踏まえ、その内容は、広域的な資源管理に影響を及ぼし、また、複数の都道府県の漁業調整問題を招くおそれがあることから、第1号法定受託事務として、都道府県の事情も踏まえつつ都道府県に国の事務を行わせることが適当であるとの判断によるものである。したがって、規則の制定内容については、都道府県に完全な裁量があるわけではないため、その制定又は改廃に当たっては、農林水産大臣の認可にかからしめているものである。</p> <p>このため、規則の大目認可に当たっては、これまで、都道府県漁業調整規則例と照らし合わせながら、認可の基準に沿って審査をしている。仮に都道府県漁業調整規則例と異なる文言や規定を含む規則であっても、認可の基準に適合すると認められる場合には、これまで都道府県の裁量を認め、認可を行っているところである。(別紙あり)</p>	<p>第1次回答に述べられている法定受託事務及び大臣認可のあり方について異議を述べているものではありません。「都道府県漁業調整規則例」中に、漁業法と条文構造が違うにもかかわらず同じ文言を用いられているため、「及び」や「又は」といった接続関係等に疑義がある箇所があります。また、細かい規定ぶりが異なっただとしても趣旨は変わらず許可基準に照らして問題がないと思われる規則案でも、都道府県漁業調整規則例どおりでなければ認められないなど、その調整のために数十回やりとりが発生し、負担が生じたものです</p> <p>その際に、法どおりの文言を県の規則とするのは問題がある等の理由で是正しようとしたところ、こうした法制上の文言修正についても、「都道府県漁業調整規則例は法務省と調整しており、問題がないため文言の変更は認められない。」との回答で、あくまで参考という位置づけであるはずの都道府県漁業調整規則例と一言一句同じでなければならぬという指導を水産庁の担当者から受けた経緯があり、こうしたやり取りは、漁業調整規則の改正のたびに繰り返される状況にあります。</p> <p>そのため今回提案しているのは、本来調整すべき規則の制定内容とは関係のない法制上の文言修正について、その修正を認めてもらうための調整に費やす多大な労力と時間の負担の軽減についての改善を求めるものです。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【回答】提案134において回答したように、内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否可否について検討し、結論を得る。</p> <p>【理由】内示(採択事業の公表)は新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているため。</p> <p>地方創生推進交付金の内示(令和3年度第1回募集は3月下旬、HPでも事業名・金額を公表)については、新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているところであり、予めその日程を具体的に予見することはできず、内示時期の前倒しを行うことは困難である。</p> <p>内示後の交付決定時期については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことを受け、平成30年度から、年度当初の交付決定としているところであるが、必ずしも、年度当初の交付決定にこだわらないとの地方公共団体の意見が大勢であれば、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると認識している。</p> <p>なお、毎年、交付金の申請を受け付けるための事務連絡発出(令和3年度第1回募集は12月下旬)の際、同事務連絡において、3月下旬に内示を行う予定であること、及び4月の月上旬に交付決定を行うことについて周知を行っているところである。</p>	<p>内示から交付申請書提出のスケジュールがタイトになっているため、1日でも早い内示及び事前の情報提供をお願いしたい。</p> <p>当県では、県内市町村の事務作業時間を考慮し、県予算成立日の翌日に内示を行っている補助金等もあるため、国においても予算成立日の翌日に内示を行うなど、少しでもスケジュールを前倒しできる仕組みを検討していただきたい。今年度で言えば、令和3年3月26日に新年度予算が国会で成立しているが、内示は3月30日となっている。これを国会での予算成立の翌日である3月27日に内示をいただければ、3日間の申請期間が新たに確保され、大きな事務負担の平準化が図られる。</p> <p>また、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると回答いただいたが、以前は、交付決定が5月～6月ごろになっていたため、交付決定までの期間は事業の着手が保留となったり、年度当初に着手すべき事業は一般財源で対応になるなどの支障があったために、交付決定の前倒しの提案が複数あり、現在の4月1日の交付決定となった経緯がある。</p> <p>このことから、交付決定日の後ろ倒しについての検討ではなく、4月1日からの事業開始に向けた1日でも早い内示の検討により、年度当初のタイトなスケジュールを解消していただきたい。</p> <p>加えて、共同提案団体からの意見として、全ての事業が4月1日着手ではないので、4月1日から一定の期間内に自治体が任意に選択した日付で交付申請し、業務の分散化が図れるように検討していただきたい。例えば、4月1日からの事業とそれ以外の事業で申請を2回に分けるなど、自治体が申請の時期を選択できるよう検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
198	八王子市	市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し 【重点13】	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、各自治体の障害福祉における計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。さらに、市町村障害(児)計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。	従前計画の効果を十分に検討し、都道府県の計画策定の方向性を踏まえた上で、市町村の次期計画を策定することができる。また、計画策定に関する自治体の負担が軽減され、計画に基づく新たな施策等の構築や実質的なサービスに注力することができる。	厚生労働省	北海道、前橋市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、草津市、寝屋川市、広島市、宇和島市、五島市、宮崎市	○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なままで次期計画の策定作業に着手している状況となっている。 ○市町村障害福祉(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。当県の障害福祉(児)計画では、各市町村における計画の数値等を報告し、策定されているため、早い段階での分析・検証が求められることから、さらに期間的に厳しい状況にある。当県の場合は県の計画を策定するにあたって数値等を報告する必要があるため、都道府県の計画策定期間と市町村のそれが異なると分析や検証等を2度するようなことになってしまうことが考えられるため、都道府県の計画策定期間は市町村のそれと同時期が望ましい。 ○都道府県の障害(児)福祉計画の計画策定の方向性を踏まえて市町村障害(児)計画の策定を行うが、十分な検証期間がないまま短期間での策定が必要となる。また、当市においては市議会の開会時期が早く、都道府県の策定計画をすべて確認したうえで市町村計画の策定が難しい場合がある。計画期間の延長を行うことで、当市の従前計画の検証及び他の市町村、都道府県の計画の方向性の調査、検討をする期間の確保ができる。 ○市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないことから、計画策定業務の事務負担が過大である。また、計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。 ○障害児福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害児だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。 ○計画期間が3年であるため、現行計画の実績評価は2年分の実績で評価せざるを得ず、現行計画の評価結果を十分に踏まえた計画策定が難しい。また、介護報酬改定のスパンとまるまる重なるため、実績の変化が、報酬改定によるものなのか、施策によるものなのかを判断しがたい。 ○市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。
199	八王子市	市街化調整区域における建築物の用途変更に係る都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けることは、申請者となる地域住民にとっては計画立案から設計、事前相談、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がかかるとともに、許可の見込みが立たづらいことから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの利活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。国は、建物の用途変更について、令和元年に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。	既存コミュニティの維持や人口減少抑制などの観点から、既存建築物や、その周辺の地域資源を活用した移住・定住促進を図る上で、市街化調整区域における空き家対策の円滑な促進につながるとともに、効果的に地域活性化を図ることが可能となる。	国土交通省	平塚市、豊田市、兵庫県、今治市	○市街化調整区域の空き家が増える中、用途制限のため利活用が難しい状況にある。既に宅地として存在しているため、用途変更による再利用は市街化の拡大への影響は少ないと考える。また、宅地を農地に戻すことも営農者の不足や用水路の確保の観点から難しい地域もある。既に宅地となった土地を再利用することで、新たな宅地が増える(農地転用が減る)ことへの歯止めも期待できる。ただ、建築後すぐに用途変更はなじまないと考えられるため、築30年以上などの条件をつけるなど対策が必要と考える。 ○当県においても、市街化調整区域内の既存建築ストックの利活用が課題となっており、空き家の用途変更を可能とする基準策定を検討しているところである。本提案による制度改革は市街化調整区域における空き家対策の促進に資すると考える。 ○当市においても地域コミュニティの維持目的で店舗併用住宅等への用途変更の相談が多い。許可が不要な規模を増やすことには異論はないが、第一種低層住居専用地域で建築可能な店舗併用住宅とバランスを取るために50㎡以内とするべきではないかと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。</p> <p>他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。</p> <p>以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。</p>	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画の各年度における指定障害福祉サービス及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みについては、国の基本指針に基づき、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、地域の実情等を踏まえて設定している。3年毎の報酬改定に合わせて計画期間を設定しているとのことであるが、計画に報酬改定の内容を反映させなければならない根拠はなく、報酬改定の内容が見込量の算定に大きな影響を与えることもない。</p> <p>また、国から報酬改定の案が示されるのは計画策定年度の2月頃であり、スケジュール上、自治体の計画に反映させることができない現状を考慮すると、報酬改定と計画期間を合わせる必要性はないものと考えている。また、報酬改定の影響を受ける部分とそれ以外の部分に分けることは、かえって手続が煩雑になり、住民にとってもわかりづらいものとなる。</p> <p>よって、計画期間は報酬改定とは関わりなく6年とし、自治体ごとの判断で必要に応じて中間見直しするのがよいと考える。</p> <p>基礎自治体において、最も重要なのは住民サービスである。計画に基づく施策を執行し目的を達成するには現行期間では短過ぎる。また、計画策定のための人員配置は困難であり、計画策定のために本来業務である住民サービスにかかる時間が大幅に削減されているのは本末転倒であるため、柔軟な検討をお願いしたい。また、令和4年度を待たずして至急検討いただき、自治体の負担軽減と基本指針の早期発出に努められたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。</p>
<p>市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、建築物等の立地が許可されるのは周辺の市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合等に限られており、市街化調整区域内の既存の建築物についても、その考え方に則り、用途変更の許可を行っております。</p> <p>床面積の規模のみをもって一律に許可を不要とする対象を拡大した場合、基準に合致していない建築物の増加が懸念されることから、基準の見直しは困難と考えます。</p> <p>なお、空き家の活用については、相当期間適正に利用された建築物であって、既存集落の維持のために必要な場合については認めても差し支えない旨、国から開発許可権者に対し、技術的助言を行っております。</p>	<p>適法に建築され使用されている既存建築物の周辺には、既に一定の公共施設が整備されていることから、既存建築物の面積に関わらず用途変更を行った場合、新たに建築等をする場合と比較し、周辺の市街化を促進する恐れは低いと考えられる。</p> <p>開発許可制度運用指針に示される具体的用途だけでは、地域振興を図ることが困難な状況であり、運用指針に示される具体的用途が拡大しても、許可申請に係る事務的経済的な負担が大きく、実際には用途変更が実現していない。</p> <p>建築基準法の改正趣旨を踏まえた上での整合性を図っていただくとともに、開発許可申請が申請者にとって負担が大きいことも考慮し、都市計画法施行令第35条第2号の規模の検討も含め、変更後の建物用途を限るなど柔軟な対応を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
200	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市 【重点25】	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時的医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。A県の場合、令和2年8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ33件となっている。B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるように、特定行政庁の裁量を拡大することにより、地域の実情に合わせた医療体制等の確保が可能となる。	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	青森県、相模原市、長野県、亀山市、兵庫県、徳島県、宮崎県、鹿児島市	○当県においても、数件建築基準法第85条2項に基づく仮設建築物の申請があり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況から、2年の期間を超える可能性が高い。 ○新型コロナウイルス感染症の状況に対応するため、既存施設について法第87条の3を適用し、一時的に用途変更を行い、軽症者のための宿泊療養施設としている。コロナ禍の終息時期が見通せない中、令和4年夏には許可期限が到来することとなるが、同施設が継続して必要とされる可能性がある。 ○当市においても新型コロナウイルス感染症対策として、病棟、PCR検査棟など計5件の応急仮設建築物の許可を行っている。 現在、新型コロナウイルスの収束の見通しがないため、最大2年3か月の許可期限後の取扱いについて、既に相談を受けており対応に苦慮している状況である。また、許可期限後において、施設を利用できないとなれば、別施設の整備や対応できる医療施設の減少などにより社会混乱を生じさせかねないと考えられる。したがって、地域の感染状況に応じて、特定行政庁が2年3か月を超えての存続期間を許可できるよう制度を整備いただきたい。 ○許可事例は2件あるが、現時点では存続期間延長の要望はない。許可を行って間もないこともあり、現時点で要望はないが、今後も許可申請の可能性があり、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるようにすることは望ましいと考える。
202	八王子市、福井市	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。(具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)	現行の児童手当制度において「住所を変更した日」の基準とされている転出予定日は、転出元の自治体でのみ把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡票(各自自治体で発行を行っている場合)や電話照会により転出予定日を確認しなければならず、事務の手間が非常に多く、二重支給の原因にもなっている。 現在の「住所を変更した日」に関する解釈は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によって示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とそぐわない。行政処理の合理化を推進する観点からも、原則として「データ照会可能な情報(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)」を使用すべきであり、システムによる情報照会が不可能な項目(転出予定日)を基準とする運用は非合理であるため、改めるべき。	児童手当制度における「住所を変更した日」の基準を「住民異動の確定日」とすれば、転出元及び転入先の双方の自治体において住民基本台帳ネットワークシステムを活用して「住民異動の確定日」を確認することができるようになる。これにより転入先の自治体がいつの時点から児童手当を支給すべきかを確認することができるようになり、二重支給を抑制することができる。また、転出予定日を連絡票や電話照会により確認する事務もなくなり、転出元及び転入先の双方の自治体における行政の効率化に資する。 現在は、転出先の自治体において「転出予定日」を確認できるように、転出元の自治体において転出する市民に紙ベースの連絡票を交付し、当該市民が転入先の自治体において交付された連絡票を提出するといった取組を任意で行っているが、「転出予定日」の確認が不要となれば、かかる取組も不要となり、住民の利便性も向上する。	内閣府	小樽市、須賀川市、ひたちなか市、豊橋市、茨木市、宇和島市、高知県、大村市、熊本市	○消滅日の確認を転出元からの転出連絡票を受給者が持参していれば切れ目なく受給できるように受付をすることができるが、転出連絡票を受給者が持参していない場合、認定時において転出元へ電話等で照会をしている。その際、転出元が転出予定日ではなく確定日で誤って回答する事例があり、支給漏れが発生する事がある。こうしたことから、確定日をもって消滅処理をする事は実態とも合致するため、合理的と考える。 ○当市においても、転出予定日は転出元の自治体でのみ把握している情報であるため、転出元へ電話照会により転出予定日を確認しており、業務負担は膨大である。また、「転出予定日」を基準とする場合、申請が遅れると遅れた月分の手当を受けることができず、市民にとって不利である。「住所を変更した日」の基準を「住民異動の確定日」とすれば、受けることができない手当も発生しないため、市民にとって不利益が生じないと考える。 ○当市において、転出予定日と実際の転出確定日を大きく変更されたため、児童手当の過払いが生じ、返還請求について受給者とトラブルになっている事案が生じている。特に、転入先の自治体と切れ目なく受給できないことが、受給者の不満につながっている状況である。都合により月をまたいで転出予定日と確定日が変わってしまうことはあり得るため、双方の自治体で確認可能な転出確定日での処理は有効である。 ○当市においても、同様の事案は多く、事務効率化及び二重支給防止の観点から、「住所を変更した日」=「転入をした日」とすることが望ましい。
203	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壤汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意の実施に係る同意書で代替可能とする。	土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。 一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。 規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壤汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。	土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壤汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。	農林水産省、環境省	山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。 ○当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないと考えられる。なお、土地利用に制限があることから土壤調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことでも土壤汚染対策法の趣旨に沿った運用が可能であることから、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものとする。 ○土壤汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。 ○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案を踏まえ、特定行政庁の意見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症やその他の事情における仮設建築物に係る既存制度の課題や制度変更による問題点の有無等を確認の上、対応を検討してまいります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限は、早ければ来年夏に迎えることを鑑みれば、迅速に対応する必要があるため、現場の実務に支障がでないよう対応を検討頂きたい。また、新型コロナウイルス感染症以外の災害全般に係る応急仮設建築物の許可期間に関しても、復旧・復興が長期に渡る事案が多いことから、新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の許可期限の検討に支障がでないように留意しつつ、検討を進めて頂きたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 コロナ禍の収束時期が見通せない中、新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間を延長できるよう、制度の見直しを求める。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、「安全性等の観点から支障がないと認められる場合」の判断が非常に困難であるため、安全上支障がないとする要件等を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>児童手当法第8条第3項に規定する「住所を変更した日」を住民基本台帳法上の転出の予定年月日とする取扱いとしているのは、大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出(入)するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること(「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日各都道府県知事あて自治省行政局長等連名通知)第2の2の(1)のウを参照)等に基づき、転出の予定年月日から15日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると判断できることによるものである。 「住所を変更した日」を住所異動の確定日(転入をした日)として取扱う場合には、転出者が転入の届出を行うまで児童手当の支給事由消滅日が確定しないことから、転出元の市町村においては、受給事由消滅届に基づく支給事由消滅処理が困難となり、却って転出者の状況確認や支払の差し処分等に伴う事務負担が増える恐れがあることなどから、慎重に検討する必要があると考える。</p>	<p>転出元自治体における消滅日確認事務負担が増大するとの懸念であるが、1次回答にもあるとおり「大多数の場合において、転出の予定年月日又はこれに近い前後の日に転出(入)するものと考えられる」ため、データ連携された確定日の確認以外に別途状況確認が必要となるような(消滅事由日の確定が困難な)事例はごく少数のはずである。 現行の転出予定日による運用では、手作業による確認以外対処する方法がなく、認定の誤りが発生する確率も高くなる。一方、データとして連携可能な住所異動の確定日を使用すれば、処理の多くがシステムによる確認となり、自動化が可能になると考えられ、長期的にみて、住所異動の確定日を使用した場合の方がより事務処理の効率化を図れると思われる。 なお、児童を含む世帯が転出予定となり、その後長期に渡って住所が確定しないといった場合、自治体はその状況確認を行うのは公益性のある事務であり、一定の事務負担が生じてもこれを行うことには合理的な理由があるものとする。 住民の利便性、行政事務の効率化に寄与するものであるため、速やかに実態を調査いただき、実施に向け具体的に検討していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人(市町村等営事業の場合は市町村等)が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者(原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。)から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するための手続である。 土壤汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。 土地改良事業実施に係る同意書についても、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。 なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面(事業計画決定の公告文等)についても、土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。</p>	<p>土壤汚染対策法第4条において求める同意書について、事業実施者及び保健所等に対して、「新たに同意書を作成する必要はない」ケースの解釈範囲が明確化されておらず、これまで届出のために改めて同意書を徴集している状況である。 回答の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において、同意書に代替するものとしては、『当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書に代るものとして、「土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類(所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し)」が想定される』と記載されており、土地の形質の変更の実施について所有者の意向・関係性が明確なものであれば、同意書と見なせる意図であると理解できるものの、回答の後段でお示しいただいた土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を含む事については、現状では理解が及び難いと思慮する。 今回の提案について、土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を、同意を証する書面として取り扱うことが可能なのであれば、その旨を例示等として通知等で明確化していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
204	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 【重点33】	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育推進計画等を統合して策定できることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。	地方自治体による計画策定に当たっての法体系等の整理・位置付けの明確化 国計画等の一本化等による地方の計画策定作業の合理化 消費者行政分野における計画等の単一化による住民への訴求力の向上	消費者庁	秋田県、奈良県、松山市、福岡県、宮崎県	○地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられてるものの、消費者基本法には政府が策定することと定められているが、自治体が策定することは定められてはいないため、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がない。また、消費者基本計画の中で消費者教育について規定するものの、消費者教育推進計画においても消費者教育について規定しているため、消費者教育の部分が重複する。さらに、両計画の対象期間についても統一されていない。 ○国の「消費者基本計画」において、地方公共団体の計画策定に関する規定がないため、県計画策定の根拠がなく支障となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>(1. について) 地域の人口減少や国・地方公共団体における厳しい財政状況などの制約のなか、消費者行政の強化を着実に進めるに当たっては、地方公共団体において、財源の確保も含めて、計画的に取組を進めることが重要であり、有識者懇談会の議論を経て策定した「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月)において、地域版の消費者基本計画(いわゆる地方版消費者基本計画)の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとしたところである。同強化作戦に記載のとおり、「各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記するなど、地方公共団体の自主性にも配慮している。</p> <p>地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判断に委ねられるところであるが、消費者庁としては、引き続き、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、積極的な取組を支援してまいりたい。</p> <p>(2. について) 消費者教育推進計画については、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定により、都道府県、市町村が策定に努めることとなっている努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。実際に消費者教育推進計画を策定いただいている地方公共団体においては、一本化している事例も多くあるところ。</p> <p>地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、法令上、特段規定されていないところ、国の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致していなくとも、各地域の実態を踏まえ、例えば両計画の計画期間を揃えたり、両計画を一本化して策定いただくなど、柔軟に両計画を策定・改定することは可能である(現に両計画を一本化して策定している地方公共団体の事例もあるところ。)</p> <p>以上のことから、消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間が一致していないことが地方公共団体にとって支障となっているとは考えていないが、今後、地方公共団体において両計画の策定・改定が円滑に行われるよう、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。</p>	<p>1 「地方消費者行政強化作戦2020」では「期待される」とされ、地方公共団体の自主性に配慮しているとされているが、通知を基に全都道府県・政令市に対して地方版消費者基本計画の策定を政策目標として設定し、都道府県・政令市の基本計画策定状況が未策定団体を目立つように公表されることは、実質的に計画策定の義務付けであると考え。地方版消費者基本計画の策定はあくまでも任意であることを明確にし、策定状況の公表方法についても見直されたい。</p> <p>また、「取組を支援」とされているが、地方版消費者基本計画の策定に当たり、地方消費者行政強化交付金実施メニューの拡充や要件の緩和、交付率の引上げなど財政面での支援をはじめ、どのように都道府県・政令市に対して支援されるのか具体的に示されたい。</p> <p>2 両計画を一本化して策定・改定することが可能であるとの回答には感謝申し上げます。</p> <p>ただし、地方公共団体が一本化した計画を策定したとしても、国の消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の期間に2年のずれがあるため、国の計画等が改定されるたびに、これを反映するための改定が必要で、外部有識者による協議や庁内関係課の意見集約、パブリックコメントの実施など、多大な事務的負担が生じることとなり、支障となっている。</p> <p>対象期間の一致も含め検討されるとのことであるが、いつまでにどのような形で結論を出されるのか明示されたい。なお、当県としては、地方版消費者基本計画や都道府県消費者教育推進計画等を策定する際の事務負担軽減のためには、国の両計画等を一本化することがより有効であると考えている。</p> <p>以上、1及び2について、第2次回答で具体的に回答されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 現行制度で計画の一本化が可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p> <p>また、提案団体の支障を踏まえ、国の消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間の一致について積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分尊重し、提案が実現されるよう、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
208	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとされているが、例年、期間間際又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現状】※令和2年度のスケジュール ・12月中旬:(国→県)変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬:(県→国)変更交付申請事前協議書提出(1月末、国の交付要綱上の変更交付申請書提出期限) ・2月中旬:(国→県)変更交付申請に係る内示 ・2月中旬:(国→県)変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬:(県→国)変更交付申請書提出	・期限後の申請書提出等が不要となることによる適正な事務の執行 ・短期間での作業による申請ミスの軽減	厚生労働省	仙台市、郡山市、茨城県、ひたちなか市、八王子市、川崎市、海老名市、山梨県、長野県、寝屋川市、広島市、府中町、徳島県、香川県、高知県、福岡県、大村市、大分県、宮崎県	○変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとされているが、例年、期間間際又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされている。 ○地域支援事業交付金は交付対象となる事業の範囲が広く、所管課をまたいだ調整が必要となることから、申請には一定の期間を必要とする。 また、令和3年度の重層的支援体制整備事業の開始により、地域支援事業交付金の申請事務がこれまでよりも複雑化し、事務負担が増加することが懸念されている。 このような中でいたずらに保険者の事務負担を増大させることの無いよう、スケジュールを見直していただきたい。 ○変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」により、毎年度1月末までに地方厚生(支)局長に提出することとなっているが、実務上は、変更交付申請に係る内示や変更交付申請書の提出依頼が要綱期限の間際や期限後となっていることから、県から市への依頼等は期限以降の日付(起案や提出書類のかがみ文等は基本的に遡り)となっている。 変更交付申請書提出までに、国や市町村とのやりとりが多く、短期間のうちに様々な処理を行う必要があることから、事務処理のミスの恐れがある。 また、県分の変更交付申請(国の様式や通知に準じて実施)も同時並行で行っているため、事務処理が更に煩雑となっている。 については、余裕のあるスケジュール等を検討いただくとともに、要綱の期限と実態が合っていないことから、要綱改正を視野に検討いただきたい。 ○内示後、すぐに対応、決裁をとる必要があるため、申請業務のみに集中しなければならない。また、他課に合議を依頼するが、その際、遅延した理由等を課ごとに説明する必要があるため、時間や手間がかかり負担になっているため、変更交付申請受付時期の見直しを求める。 ○なお、変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出依頼が遅れる原因の一つとして、交付金の一部である総合事業調整交付金の算定期間が (1)国保連合会等で審査支払を行った費用については12月請求分まで(保険者は1月にならないと金額を確認できない) (2)それ以外の方法により支払いを行った費用については12月末までを対象としていることが考えられる。 変更交付額を確定する上で、調整交付金額が確定してからでない依頼ができないため、算定期間を前倒しすることは可能か検討されたい。 また、それが難しい場合は、余裕を持った期日を確保した上で、要綱上の変更交付申請の期日を2月末にすることを検討されたい。 ○国、県、支払基金と提出する書類が酷似していたり、それぞれに同じ書式の書類を作成しなければならず、非効率となっている。
212	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 【重点29】	地籍調査における既存公図と現地との乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地との乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。 また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後再立会いを実施するため、当該箇所に対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地との乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するのは、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。	地籍調査の迅速かつ円滑な実施が可能となり、地籍調査の進捗率の向上に資するとともに、地籍調査の効率的な実施が可能となり、調査の実施に伴う業務及び費用の負担軽減等が期待できる。	法務省、国土交通省	盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県	○現状ではなく公図に基づき立会いを求めることにより、隣接所有者双方の合意が得られず、場合によっては筆界未定となる可能性がある。また地籍調査事業の目的は、地籍を明確にして、災害発生時の速やかな復旧作業の促進、土地利用を促進することであるが、筆界未定により目的を阻害する原因となっている。筆界未定も地籍調査の成果との考え方もあるかとは思いますが、現地において隣接所有者が存在し、立会いの実施が可能であるのに、公図と現状との乖離の差を埋める事が出来ない。 ○公図と矛盾があると判断されると、現状では、地図訂正若しくは、再度立会いにより公図と矛盾ない新たな境界を再設定するなどの対応をしなければならない。地籍調査は大規模面積を調査するため、公図と合わない箇所も多くなり、その処理は実施主体の大きな負担である。(また、山林部では、公図の精度がより低く、地図混乱地、所在不明者の問題が多いと言われており、認証出来なくなることが危惧されるため、着手地区の増加に繋がらない)。そもそも、公図との差異は、公図作成時の誤り、現地復元精度の低さ、土地交換・区画の整理や災害復旧等による土地形状の変更、高度経済成長期の宅地化に伴う分筆・地図訂正等の誤りなどの原因から数多く存在する。地籍調査は、現在の地租改正作業とも言え、公図を元に調査素図を作成し、公図よりも精度の高い復元性のある測量作業により、集団和解方式と同様に所有権者等と立会確認し、全筆調査のうえ、最新の土地境界を表す地図を作成している。地籍調査の進捗率が低く、調査完了までかなりの年数がかかる見込みの中、調査率の向上のため、延いては法務局備付地図の整備を推進するため、例えば、地籍調査による訂正を理由に地図の作成、更新を行う方法など、地籍調査の成果の取扱いと手続きの簡略化を求める。 ○字界毎の公図が、接合すべき字界線の形状と異なり、接合できないケースも見られる。これらの公図の相違は法務局が自ら訂正するのではなく、関係地権者全ての同意を取得しなければ(地権者からの申し出がなければ)地図訂正が出来ない状況。土地の境界線については、現地地立会において、その土地の概形を示す資料的位置付けに留まるのではないかと考える。そのため、法務局においては、地籍調査において関係地権者全員との協議を了した筆界線について、既存公図と多少の乖離があっても正式なものとして取り扱ってもらえれば、法務局との個別協議や関係所有者との再立会、また再度の作図がなくなり、調査の効率化が図れることが期待出来る。 ○公図と異なる場合に法務局と協議した結果、地籍調査の調査したように成果を作成してもよいとなったとしても、地籍調査事業の成果を収める前に誤り訂正や地図訂正にて修正するように法務局から指示がある。このような場合は、同意をいただいている地権者に再度連絡を取り、説明に伺い説明の上申請書等を提出することになる。最終的には地籍調査での調査結果となるため、このような手続は省略してもらいたい。また、事前に登記官に相談をし、事業を進めていても、登記時に登記官が変わり説明しても理解してもらえず、再協議を行う場合も多々ある。法務局の考えを明確にし、統一することにより円滑に事業が進む。 ○本市においても、以前は管轄法務局の登記官により意見方針等が相違する場合があったと認識している。また、職員が新任の場合には、不慣れな面もあることから、修正方針を統一・明確化したマニュアル策定が望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域支援事業交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業分の国庫負担率25%のうち、全国一律に交付するものを20%とし、残りの5%分について、市町村における介護保険財政を調整するために傾斜を付けた交付金(総合事業調整交付金)として交付している。</p> <p>総合事業調整交付金の算定に係る調整基準標準給付費額の算定期間については、これまで、「前年度1月～当該年度12月」としており、これが、ご指摘の変更交付のスケジュールが短期間となる要因となっていたところである。</p> <p>この算定期間については、令和3年4月に施行された「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第69号)により、「前年度10月～当該年度9月」に変更した。</p> <p>これにより、総合事業調整交付金の算定に係るデータの取得時期が1月程度早くなる見込みであり(※)、それに伴い、令和3年度以降は変更交付申請にかかる内示及び変更交付申請書の提出依頼について、従前より早期に行うことができるよう努めることとしている。</p> <p>(※)算定期間は3月早まるが、データの確定までに2月を要するため。</p>	<p>変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出依頼が早期に行われるよう引き続き対応いただくとともに、地方公共団体に対し事前にスケジュールを示すなど、地方公共団体が対応しやすいよう配慮されたい。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>総合事業調整交付金の算定には、類似する交付金である介護給付費財政調整交付金の算定用係数を用いているため、仕組み上、総合事業調整交付金の係数決定及び変更交付申請実施の時期は介護給付費財政調整交付金と同時期となる。</p> <p>令和3年5月7日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「令和3年度介護給付費財政調整交付金の交付申請について」に示された令和3年度の介護給付費財政調整交付金交付スケジュールでは、諸係数の保険者への提示は令和4年2月中旬(例年と同時期)となっており、総合事業調整交付金のスケジュールについても同時期となることが懸念される。</p> <p>今回の回答では、早期に内示及び変更交付申請依頼を行うことが出来るよう努めるとのことであるため、提案団体及び追加提案団体から示された支障事例を踏まえ、早期に事務スケジュールを改善し、改めて示していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとするされており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。</p> <p>昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求めることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部局に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。</p> <p>ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。</p>	<p>本提案は、地籍調査を実施する際、どの程度公図を修正できるのかを明確にすること及び登記官の解釈を統一化すること等を主旨としている。</p> <p>地籍調査が自治事務であることを踏まえ、地方自治体の要望を考慮したうえでの修正方針を示すこと、また、地域の特殊性があり一概に修正方針を示すことができないのであれば、最低限、地域ごとの修正方針を定めるよう法所管部署として指示すること、若しくは甚大な誤りがない限り、地籍調査成果の登記を受け付けていただきたい。</p> <p>第1次回答で示された、地方公共団体の地籍調査担当への研修の充実や手引きの作成ではなく、むしろ法務局の登記官に対する研修等が必要であると考えられる。</p> <p>地籍調査作業規程準則第30条1項に「総合的に考慮し」とあるが、公図の精度が曖昧である以上、総合判断にはある程度の幅が必要になると考えられるが、登記官により修正の解釈が違い、ある程度公図に合わせて作成された地籍図でも詳細な部分まで指摘が入ることがあるため、実施主体は登記官により対応を変えざるを得ず、これらの対応が地方自治体等への費用や時間的な負担になっており、効率的に地籍調査ができない現状にある。</p> <p>地籍調査が始まってから約60年が経過するのにも関わらず、進捗率は全国平均で未だ52%と約半分程度であるため、効率的に地籍調査を実施することで進捗率を上げていく必要があるが、これには修正方針の統一化もしくは幅を持った公図の修正ができることで、登記官の負担軽減及び円滑な地籍調査に資すると考える。</p> <p>本提案には全国各地から追加共同提案がされており、全国的な問題であるので、主旨に沿った検討をお願いしたい。</p>	<p>【奈良県】</p> <p>地籍調査における筆界の調査方法の基準、手引等の作成にあたっては、登記官、実施市町村、地権者等関係者が共通の認識で、円滑に調査を進めることが実施出来るように、既存公図と現地の乖離がある場合の修正方針(登記所が修正を求める事項と地籍調査におけるその処理方法)を、主な事例や地域毎に分けたものでも構わないので、記載して頂きたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。あわせて、地方自治法第245条の2(関与の法定主義)から法律及びこれに基づく政令によらない関与は認められないため、地籍調査における登記官からの修正指示はあくまで技術的な助言であることを通知等で明確化すること。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
213	那須塩原市、さくら市、高根沢町 【重点28】	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に關し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。 ・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはならず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること ・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決となった例がないこと ・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の当否は予算の審議でも議論することができること ・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること ・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること ・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。	住民の安全や営農再開のための早期の災害復旧工事を迅速に実施することが可能となる。議決が不要となることで、議決に向けた関係機関との調整業務が減ることとなり災害対応の強化を図ることができる。	農林水産省	那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市	○土地改良法に基づく災害復旧工事については、同法第96条の4の準用規定により、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画定めて実施する必要があることとされている。 ・議会手続には1～3か月を要すること ・議会を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点でいえば遅いと言わざるをえない。これは当町だけでなく多くの市町村も共通して感じていると思われるので当町も議会の議決を不要とすべきと考える。 ○近年、自然災害が頻発する一方で、県内の市町村職員は減少しているため、議決手続の見直しにより、迅速な災害復旧工事を実施できる。 ○迅速な災害復旧の実施の観点から、当市としても同調する。 ○災害復旧工事においては、住民の安全や早期の営農再開のため迅速な対応に努めてきたが、本提案による議決手続の見直しにより、更なる迅速化が期待できる。 ○当市では、平成5年豪雨災害が発生し土地改良法に基づく災害復旧事業を実施しているが、30年近く経過しておりその後土地改良法に基づく災害復旧工事は行っていないため、事例確認が出来ないが、提案の趣旨に賛同する。
216	苫小牧市 【重点14】	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされていると定め、6年を一期として定め、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を一期として定めることとされているが、3年ごとに計画を策定するとすると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならず、計画に掲げる施策・取組実践や、その進行管理(PCDAサイクル)に対し、十分に注力することができない。 また、市町村が実施する施策においては、一定期間(数年間)をもって効果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。 加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保として、新規の施設整備を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施する必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該期間内に施設整備等を完了させるための調整等の業務負担が生じている。	市町村介護保険事業計画の計画期間について6年を一期とし、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定のみを3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うことで、当該計画策定に要する行政事務の簡素化及び計画策定に要する期間の短縮化が図られ、計画に掲げる施策・取組の実践や、進行管理(PCDAサイクル)に充てるためのマンパワーや時間が確保されることとなり、地域包括ケアシステムの構築などの理念実現に向けた取組に注力することができる。 また、十分な効果検証を行うことができるようになることで、地域の実情や地域住民のニーズにあわせた、より効果的な施策展開につなげることができる。 加えて、市町村介護保険事業計画に基づき施設等の整備を進めるに当たっても、実施事業者の選定から開設までの十分な準備期間を設けることができることで、計画的な施設整備を図ることができることと、実施工程にゆとりができることで、実施事業者の参入促進にもつながることが期待できる。	厚生労働省	陸前高田市、郡山市、神奈川県、府中町、香川県、宇和島市、久留米市	○医療計画と同様に6年を一期とすることが妥当と考える。また、コロナ禍の昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策と計画改定の両方に対応するため業務量が増加し、また、三密に配慮して市町村調整や審議会等をオンライン対応としたため、例年に増して改定作業に労力を要することとなった。地域の実情を考慮し、自治体の判断で計画策定(改定)時期の柔軟な運用を許容することも必要である。 ○高齢化の進行、地域の複合化・複雑化した課題等に対応するための地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、十分な検証が困難であるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなってきている。一方で、高齢者だけでなく、障害者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や障害者計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。 ○3年ごとの計画策定だと、計画2年目で取組の効果を測定し、次期計画策定に間に合わないため、取組効果について十分な効果検証が難しい。また、新規施設整備においても、計画期間内に事業者選定から開設までを実施する必要があるため、保険者・参入事業者にとって業務負担が生じる。
217	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市 【重点7】	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現実には、勤務中に外出して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導が実施できないものとされている。その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となっており、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。 居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性に鑑み、薬局の管理栄養士がサービス提供できるよう、基準を見直すべきである。	要介護者の自立支援・重度者防止を推進する上で、適切な栄養管理は非常に重要な取組の一つである。 管理栄養士による居宅療養管理指導の普及のため、令和3年度介護報酬改定において医師の所属と異なる機関に所属する管理栄養士もサービス提供が可能になったと承知している。居宅療養管理指導は、医師の指示を受けて実施するものであり、薬局勤務の管理栄養士でも十分に可能であるため、上記令和3年度介護報酬改定の取組を一步進めて、薬局の管理栄養士もこれに参画可能とすることで、地域でさらに幅広く適切な栄養管理を行うことができる。 以上のとおり、本制度改正は、介護保険法が目指す要介護者の自立支援・重度化防止に繋がるものである。 なお、当県内の薬局に対して行ったアンケートによれば、本制度見直しを行った場合、約3割の薬局が活用したいと回答している。	厚生労働省	北海道、茨城県、横浜市、山梨県、長野県、寝屋川市、岡山市、府中町、宮崎県、鹿児島県	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者(市町村議会議員)の議決機関である議会の議決を求めているところである(第96条の4において読み替えて準用する第87条の5)。</p> <p>一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている(法第87条の5及び法第91条第4項において準用する第90条第7項)。</p> <p>以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。</p>	<p>現行、事業主体の違いにより手続にも違いを設けているとのことであるが、災害復旧事業に関しては、都道府県営・市町村営いずれも受益者の申請によらずに行うことができることを踏まえ、議会の議決を不要とするよう、必要な検討を進めていただきたい。</p> <p>なお、基礎自治体として災害復旧時に地域住民の意思を反映する必要性については十分理解しているが、住民が災害復旧で一番求めるのは迅速な復旧での日常生活の再開であり、原型復旧という原則も考慮すれば、早期復旧の重要性に鑑み、議会の議決は不要であると考えている。</p> <p>また、たとえ県営事業でも国営事業でも地域の特性を踏まえ、住民意思に即した適切な復旧は当然必要であり、住民意思の反映という観点からは、市町村事業だけ応急工事計画に議決が必要である理由としては乏しいと考えている。</p> <p>その他、応急工事計画の内容は予算審議(例外的な措置である予算の専決処分を含む)においても議会側に説明しており、再度応急工事計画として審議を経る必要はないと思われる。また、当該計画の内容は、原形復旧前後の状況や工法等の技術的細目であり、議会との議決になじむものでもないと思われる。</p> <p>さらに、道路等の災害復旧の場合は、応急工事計画を策定して議会の議決を経る必要がないため、農地や農業用施設のみ復旧が遅れるという問題もある。</p> <p>以上より、法定で市町村議会の議決事項とはせず、議決事項とするかは市町村の判断に委ねるべきであると考えている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。</p>
<p>介護保険事業計画の記載事項のうち、6年を一期として定めるべきとの御提案にあるサービス提供体制の確保や日常生活支援・介護予防・重度化防止等に関する事項については、介護保険の保険者機能の中核をなす極めて重要なものである。こうした取組の成果については、3年を一期として定めるサービス見込み量や保険料にも当然反映されるものであり、同じく3年を一期とする事業期間内において、PDCAサイクルを十分に発揮して対応していただく必要があると考えている。</p> <p>こうした観点から、国としても保険者の介護保険事業計画に基づき取組のPDCAサイクルについて、保険者機能強化推進交付金等(令和3年度予算額400億円)を活用して支援している。</p> <p>加えて、高齢化が急速に進む状況において、地域の多様な状況を反映して機動的な対応を行うことや、取組結果の分析・検証を踏まえて速やかに改善を行うためには、3年という現行の計画期間が望ましいものであると考えている。</p> <p>(例えば、介護保険制度における給付費や受給者の推移をみると、6か年(平成24年～30年)では20%近く増加しており、計画期間を長期にするほど時機を得た対応を行うことが困難となると考えられる。)</p> <p>国としては、引き続き計画策定業務の負担が軽減されるよう、計画策定に用いる地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や計画に係るマニュアルの作成・研修などに引き続き取り組んでまいりたい。</p>	<p>介護保険事業計画における取組事項について、3年一期という期間では各取組の実践から効果検証までを実質2年程度で行うため、各取組の実施回数等の短期的な指標でしか検証を行えず、地域の高齢者の健康づくり等に対する効果等を検証・分析することが困難であり、PDCAサイクルを十分に発揮できない。また、介護保険事業計画において介護施設の整備見込みを盛り込むこととしているが、計画期間内での整備が困難であるため、施設整備を見送った事業者や部分的な開設に留まる施設が発生している。</p> <p>介護保険事業計画の策定に当たっては、市民へのアンケート調査や有識者会議の運営等に多くの労力を割かれ、計画に掲げる施策・取組の実践に注力することができず、社会情勢の変化を踏まえた新たに取組むべき施策等を国から示されても、限られた期間では、現状の施策や計画策定に取り組むのが目一杯であり、必要な介護施策等に取り組むことは困難である。このため、地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や計画に係るマニュアルの作成・研修が実施されたとしても、根本的な解決策とはならず、3年に一期の計画策定サイクルが残る限り、実質的な改善につながるとは考えられない。</p> <p>6年を一期とした場合には、地域の多様な状況を反映し機動的な対応を行うことや、取組結果の分析・検証を踏まえ速やかに改善を行うことができないとのことだが、基本的には介護報酬改定に関する部分を3年ごとの改定を行うことを想定しつつ、その他必要な事項も、3年ごとに改定できる余地を残すことで対応可能となるものである。</p> <p>上記を踏まえ、計画期間の見直しを検討いただきたい。</p>	<p>【神奈川県】 新型コロナウイルス感染症対策のため、障害福祉計画改定や医療計画の中間見直しについては、必ずしも昨年度中に改定(中間見直し)を行わなくてもよいとされたが、介護保険事業(支援)計画の改定は先送りは認められなかった。自治体の判断で延期する余地がないことは問題と考える。</p> <p>計画期間について、障害福祉計画と同様、介護保険事業(支援)計画も計画期間は3年間であり、2年間の実績による短いサイクルでの計画見直しとなっている。障害福祉計画に関する意見への回答(管理番号157,198)では令和4年度に議論を行うとされているが、介護保険事業(支援)計画も同様に検討すべきではないか。</p> <p>【香川県】 サービス見込み量等については介護保険財政に支障を来さないよう報酬改定の時期に併せて3年ごとの見直しは必要であると考えているが、その他の施策の項目については施策実施効果の検証を行い、PDCAサイクルを十分に発揮できるよう、中長期的に取り組むべきものであると考える。具体的な期間としてはサービス見込み量等算定の3年間の倍となる6年間を計画期間とすることが適切であると考えている。</p>	<p>【全国知事会】 計画の期間の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は努力義務化するべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。</p>
<p>管理栄養士による居宅療養管理指導は、在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものを対象としており、計画的な医学管理の一環として、計画的な医学管理を行う主治医の指示に基づき、疾病治療の直接手段として医師から食事箋が発行される特別食を必要とする利用者又は低栄養状態であると医師が判断した者に対する栄養管理に係る情報提供や指導、助言を実施することが求められている。</p> <p>そのため、医師の配置が求められていない薬局である指定居宅療養管理指導事業所においては、主治医の指示を踏まえ、計画的な医学管理の一環として行われるべき上記のような栄養管理の実施が困難であることから、薬局である指定居宅療養管理指導事業所について、当該薬局の管理栄養士が居宅療養管理指導を行った場合に居宅療養管理指導費を算定することは認められていない。</p> <p>なお、令和3年度介護報酬改定によって、管理栄養士による居宅療養管理指導の推進を図るため、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所と連携し、当該事業所以外の医療機関や介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行うことが可能となっている。この仕組みを活用することにより、医師の配置がない薬局の管理栄養士が、上記の栄養ケア・ステーションに登録することで、居宅療養管理指導を実施することを可能としたところであり、ご提案の内容についてはこれにより実現が可能である。</p>	<p>薬局では医師の配置がなされていないにも関わらず、当該場所で勤務する薬剤師は、主治医の指示に基づき、居宅療養管理指導の一環として薬学的な管理及び指導を行うことが認められています。また、令和3年度介護報酬改定により、医師の配置がなされていない、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士も、居宅療養管理指導の一環として栄養管理を行うことが認められており、薬局の管理栄養士も、医師の配置の有無に関わらず、適切な栄養管理及び指導が可能と考えます。</p> <p>鳥取県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションは県中部に1か所だけであり、当該施設の主な業務範囲が、立地する市町村区域内であることを踏まえると、県内全域をカバーできる状況ではありません。また、当該栄養ケア・ステーションに登録するには栄養士会に所属する必要があり、それには年会費等の費用負担を管理栄養士個人に強いることとなります。</p> <p>居宅療養管理指導は訪問型サービスであり、各地域の在宅要介護高齢者へのきめ細かな栄養管理を行うためには、地域にできるだけ多くの拠点が重要です。このため、既に県内全域に所在している薬局の管理栄養士が栄養管理を行うことは、要介護高齢者の低栄養問題への対策として効果的であり、今後、広く普及が期待できる手法と考えるため、早期の実現をお願いいたします。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
218	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 【重点27】	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やランドデザインといった観点から薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。 また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。そのため、当県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中であって、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。 そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実実施計画に対する同意を行うスキームに見直せば、事務負担の軽減を図ることができると思う。	都道府県においては、基本計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。市町村においては、基本計画に代わる手法による調整が現在よりも迅速に行われれば、実施計画の策定に要する期間の短縮が見込まれる。	農林水産省	千葉県、長野県、岡山県、福岡県	○現行制度では、市町村が、具体的な場所や導入業種を盛り込んだ実施計画を策定する場合、あらかじめその導入業種が県の基本計画に位置付けられている必要がある。そして県の基本計画の策定および変更は国に協議を行う必要があり、結果的に、市町村の速やかな計画策定の支障となっている。そもそも、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、更に都道府県が基本計画を策定することは必要性に欠けるものであり、都道府県は、市町村から実施計画策定に向けた協議を受ける中で、それが法令等に即したものとなっているか確認、指摘をする役割を担っている。 ○事例として、県内自治体の実施計画に県基本計画にない業種を盛り込むこととなったため、基本計画に業種を追加する必要性が生じた。令和2年度に基本計画の変更を行ったが、国への協議等に時間を要するため、その後の実施計画の策定にも時間を要することとなった。 このように、実施計画に基本計画にない業種を盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要であり、事務が煩雑である。また、その結果、市町村での実施計画策定に時間を要している。 ○当県では、平成30年3月に基本計画を策定し、今年度に計画の見直しを行う予定である(現在、国の基本方針が示されていない)。しかし、実際には、基本計画の必要性が乏しい中、計画の見直しには関係機関との調整や国との協議などに多大な事務負担が生じることが予想される。については、左記の①に記載された方法等での事務負担の軽減を図る必要がある。 ○農村地域産業等導入基本計画を廃止することにより、当県においても事務負担の軽減を図ることができる。
219	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県 【重点15】	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。 当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。 また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。	環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。 この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の意識も向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。 そのため、自治体職員の意識改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。 また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。	環境省	盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市	-

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農村産業法及び同法に基づく国の基本方針(農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定)において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。</p> <p>都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。</p>	<p>基本計画の趣旨が、基本方針を踏まえて農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を定めることにあるのであれば、都道府県において業種を定めて地域の実情に応じた施策の実施やその他の計画との調和を保つことは、基本計画の策定という手法によらずとも達成できるものと考えられる。また、市町村が策定する実施計画に対する都道府県による同意付き協議により、実施計画が他の地域振興に関する計画等との調和を取ることとすれば、そうした目的は達成可能であると思われる。</p> <p>加えて、共同提案団体も含め、多数の県から基本計画の策定が負担であるという意見やその必要性を疑問視する意見が出ていることを踏まえ、都道府県の基本計画の策定の実質的な義務付けを廃止すべきである。</p> <p>なお、具体的な企業の立地ニーズに基づいて、市町村が実施計画を、都道府県が基本計画をそれぞれ策定する現状では、農村地域への産業導入に関し、都道府県が先導的な役割を果たす効果も期待しにくいと考える。</p> <p>こうした中、基本計画の頻繁な変更を不要とする観点からは、ガイドライン等の改正による対応も考えられるが、基本計画策定に伴う多大な事務負担は解消されず、基本計画策定という調整手法そのものの必要性に対する疑問が今回の提案の契機であり、計画策定という手法によらず簡易な必要最小限の調整手法を検討すべきである。</p> <p>農村産業法が求める趣旨・目的を達成しつつ、事務負担の軽減を図るためにも、基本計画の必要性について、今一度検討いただき、法令上の対応を求めたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。</p>	<p>本提案において求めている措置内容は、あくまで法令上の計画規定の統廃合であり、当県としては当然、実務上各計画を環境基本計画等に組み込む形で策定できることは承知しており、そのことにより、地方公共団体は事務負担の軽減を図ることが期待されることである。しかし、気候変動対策という同一行政分野であるにも関わらず、個別の法令毎に計画策定を求める規定を存置させた場合、実務的には類似の計画に組み込む形で策定するなどの工夫が可能とはいえ、結局のところ、地方公共団体において、内容が類似する計画を複数作成せざるを得ない状況を作り出し、法令で計画策定を求める例が増加し続けている現状の改善にはつながらず、問題であると考えている。また、このように地方公共団体に対し、内容が類似する複数の計画策定を個別の法令毎に求める手法では、国の施策としての統合性が保ちにくくなり、ひいては地方公共団体においても国の施策の趣旨・目的を総合的に理解することが困難になると考える。</p> <p>改めて申し上げるが、当県の求める措置は、各法律において策定が求められている各計画について、法令上統廃合するなどの見直しを行っていただきたいということである。地方に計画策定を求める場合には、その必要性を十分御検討いただくとともに、法令上計画策定規定を存置する場合には、実務的な負担軽減の観点からは前提としつつ、計画の統廃合や類似の計画に組み込むことを可能とする旨の規定を追加するなどの法令上の対応について、今一度御検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
220	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合 【重点29】	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。国として地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更手続きまで必要とされていることが負担となっている。また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から遅滞なく国に報告することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度に生じる計画の変更、国への報告事務が負担となっている。毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。	地籍調査事業計画の変更に関する手続きが見直され、国土調査事業事務取扱要領に基づく変更の手續が不要となれば、都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。	国土交通省	宮城県、高崎市、渋谷区、新潟県、半田市、豊田市、草津市、長岡京市、たつの市、奈良県、岡山県、広島市、今治市、宇和島市、宮崎県、沖縄県	○当県でも令和2年12月に5市町村の地籍調査事業計画に関する変更手続きを国交省に行ったが、変更内容は軽微な内容(調査面積の変更)であった。市町村からの変更申請は11月にあり、内容確認に時間を要し事務負担増となった。 ○当県では令和2年度に重要変更を3回、軽微変更を4回実施している。交付額の変更を伴う事業計画の変更手続きについて、交付規則等に基づく交付・変更手続きと一本化するとともに、交付額の変更が生じない事業計画の変更の報告は、交付規則等に基づく実績報告時に併せて行うようにすることで、事務の簡素化が期待できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>事業計画の策定は、国土調査法第6条の3第3項により国土交通大臣との協議及びその同意を要件としており、同条第4項により、国土交通大臣は国が負担する経費の総額が予算を超えない範囲で同意を行うこととされている。また、こうした考え方の下、事業計画に変更が生じた場合についても国土交通大臣の同意を得ることとしているところである。一方で、事業計画の変更のうち、交付額の変更が生じない軽微な変更については、都道府県の負担軽減の観点から、同意ではなく報告を求めることとしている。</p> <p>都道府県への交付額の変更が生じない場合であっても、例えば、実施主体である市町村が変更される場合なども想定されるところであり、事業の執行管理の観点から、国がその事実を把握しておく必要があると認識しているところ、現行では、事業計画の変更後に全て遅滞なく報告を求めているところ、変更内容によっては報告頻度を緩和するなど対応を検討してまいりたい。</p>	<p>国による経費の負担が予算の範囲内となることは当然であり、また、国予算額に合わせて事業計画を策定している実態にある現状では、予算額を超える事業計画への同意は実務上生じないと考えられ、必ずしも法律補助であるという理由により事業計画の変更を行う必要もないと考えられる。加えて、当該年度の事業実施に要する経費の総額が国予算の範囲内となっているかは、地籍調査負担金交付要綱等における実施計画の変更手続きにおいて、実務上把握が可能であると考えられ、予算との関連については懸念はないと考える。</p> <p>また、交付額の変更を伴わない、交付要綱に承認が必要とされていない変更である、ご指摘のような実施主体の市町村の交付額が変わる事実などを、国が常時把握することにとりだけの必要性があるのか疑問があり、地籍調査が自治事務であることも踏まえ、事業計画の変更の必要性について、再度検討をお願いしたい。</p>	<p>【宮城県】 計画変更に係る報告が法定事項でないことも踏まえ「報告頻度の緩和」だけでなく、国が地籍調査に関する情報整理を必要とするタイミングに限り、公文書によらず電子メールでの照会・回答により変更状況を伝えることで可とするなど、手続の簡素化についても検討願う。</p> <p>【奈良県】 軽微な変更のみの市町村まで随時、手続きが必要となっており、大半の実施市町村、都道府県が報告を行う必要が生じている。事務負担軽減のため、把握が必要な内容を限定して頂き、重要変更に追加することで、従来通り、重要変更のみ報告することも含めて、検討頂きたい。</p>	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。</p>